

久御山町都市計画

マスターplan (改訂版)

つながる心 みなぎる活力

京都南に『きらめく』まち

～夢いっぱい コンパクトタウン くみやま～



久御山町



はじめに

久御山町では、将来のまちづくりの指針となる、久御山町都市計画マスタープランを平成11年6月に策定し、平成21年3月には本町の上位計画である久御山町第4次総合計画に即す形で本計画を改訂し、これらの指針に基づいてまちづくりを進めてまいりました。

改訂から約8年が経過し、本町を取り巻く社会経済情勢も変化し、人口減少社会や少子高齢化社会等に対応した持続可能な都市経営の確保が大きな課題となっており、それらを解消するためのまちづくり方策の一つとして、計画的な土地利用の促進が重要な役割を担うこととなります。

そのような中、平成28年4月を始期とする久御山町第5次総合計画に沿って、本計画の改訂を行い、まちづくりの課題や目標を踏まえて「産業立地促進ゾーン」「住街区促進ゾーン」「土地利用促進エリア」「産業活用促進エリア」及び「将来市街化検討エリア」を設定いたしました。

今後は、改訂いたしました本計画に基づき、これらゾーン・エリアの市街化区域への編入と有効な土地利用の促進に向け検討していくことを柱とし、まちの将来像として掲げております「つながる心 みなぎる活力 京都南に『きらめく』まち ~夢いっぱいコンパクトタウン くみやま~」の実現をめざし、住民のみなさまとともにまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の改訂にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました住民のみなさまをはじめ、ご協力をいただきました関係機関各位に心から感謝を申し上げます。

平成29年2月

久御山町長 信 貴 康 孝

目 次

第1章 久御山町都市計画マスタープランの改訂

1 久御山町都市計画マスタープランとは	1
2 位置づけ	1
3 役割	2
4 対象区域	3
5 目標年次	3
6 構成	3

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

1 本町の現況	5
(1) 位置	5
(2) 沿革	6
(3) 都市計画の現状	7
(4) 人口・世帯	10
(5) 産業	15
(6) 市街地の現状	18
(7) 公共交通	20
(8) 都市基盤等	22
2 住民意向	33
(1) まちの将来像（年齢別集計・主なもの）	33
(2) 定住意向と住み替えたい理由	33
(3) 土地利用で重視すること	34
(4) 本町の魅力	34
(5) 意向のまとめ	34
3 社会の潮流	35
4 広域・地域におけるまちづくりの動向	37
(1) 将来における広域とのつながり	37
(2) 広域におけるまちづくりの動向	38
(3) まちづくりの動向	39
5 前回計画の実施状況	41
6 まちづくりの基本的課題	42

目 次

第3章 まちづくりの方針

1 まちづくりの目標	45
2 将来都市フレーム	47
3 将來の都市構造	50
(1) まちの構造の基本的な考え方	50
(2) 将來の都市構造	51
4 まちづくりの整備方針	53
(1) 将來の土地利用方針	53
(2) 市街地・集落地の整備方針	56
(3) 交通体系整備方針	59
(4) 公園・緑地等の整備方針	62
(5) 供給処理体系及び河川の整備方針	64
(6) その他都市施設の整備方針	67
(7) 自然環境保全及び都市環境形成の方針	70
(8) 景観の形成方針	72
(9) 都市防災の方針	74

第4章 地域別構想

1 地域区分	77
(1) 地域区分の考え方	77
(2) 地域区分の設定	77
2 東地域のまちづくり構想	78
(1) 東地域の現況	78
(2) 東地域のまちづくりの課題	82
(3) 東地域のまちづくりの方針	83
3 中央地域のまちづくり構想	87
(1) 中央地域の現況	87
(2) 中央地域のまちづくりの課題	91
(3) 中央地域のまちづくりの方針	92
4 西地域のまちづくり構想	95
(1) 西地域の現況	95
(2) 西地域のまちづくりの課題	99

目 次

（3）西地域のまちづくりの方針	100
5 北地域のまちづくり構想	103
（1）北地域の現況	103
（2）北地域のまちづくりの課題	106
（3）北地域のまちづくりの方針	107
第5章 実現化方策	
1 重点施策の設定	111
2 重点施策の整備プログラム	112
3 運用サイクル	114
4 住民参加	115
資料 用語の解説	117

第1章 久御山町都市計画マスタープランの改訂

第1章 久御山町都市計画マスタープランの改訂

1 久御山町都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村がその創意工夫のもとに、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を示すものです。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

- 第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
 - 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

『久御山町都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）』は、本町の都市づくりの基本方針として平成11年6月に策定し、平成18年4月に策定した「久御山町第4次総合計画」に即して、平成21年3月に改訂（目標年次：平成27年度）を行いました。

しかし、改訂から約8年が経過し、本町を取り巻く社会経済情勢も変化し、人口減少社会や少子高齢社会等に対応した持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっています。

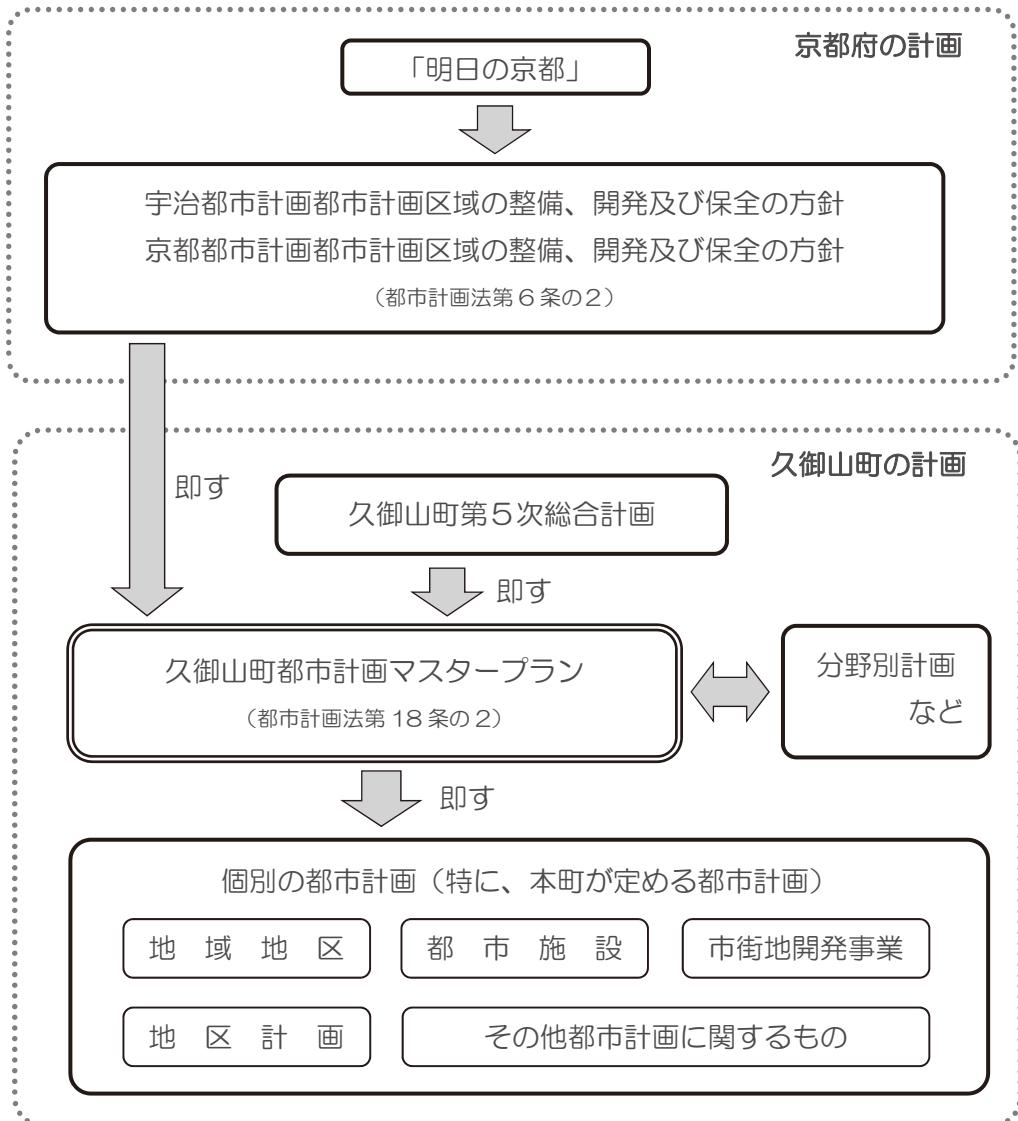
こうした中、平成26年には、課題対応に向けた市町村によるコンパクトなまちづくりを支援するための「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されたことや、本町の上位計画である「久御山町第5次総合計画」の策定にともない本計画の改訂を行うものであります。

2 位置づけ

都市計画マスタープランは、「市町村総合計画（基本構想）」及び都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めることとされています。

本計画は、本町のまちづくりを実現するための基本的な指針としての役割を担うもので、今後、本町が定める個別の都市計画は、この計画に即すことが求められます。

第1章 久御山町都市計画マスタープランの改訂



3 役割

本計画は、以下の4つの役割を担います。

- 都市計画の決定・変更の指針となる。
- まちづくりに関する施策展開の指針となる。
- 住民主体のまちづくり活動の指針となる。
- 本計画を周知することにより事業実施の円滑化を図る。

第1章 久御山町都市計画マスタープランの改訂

4 対象区域

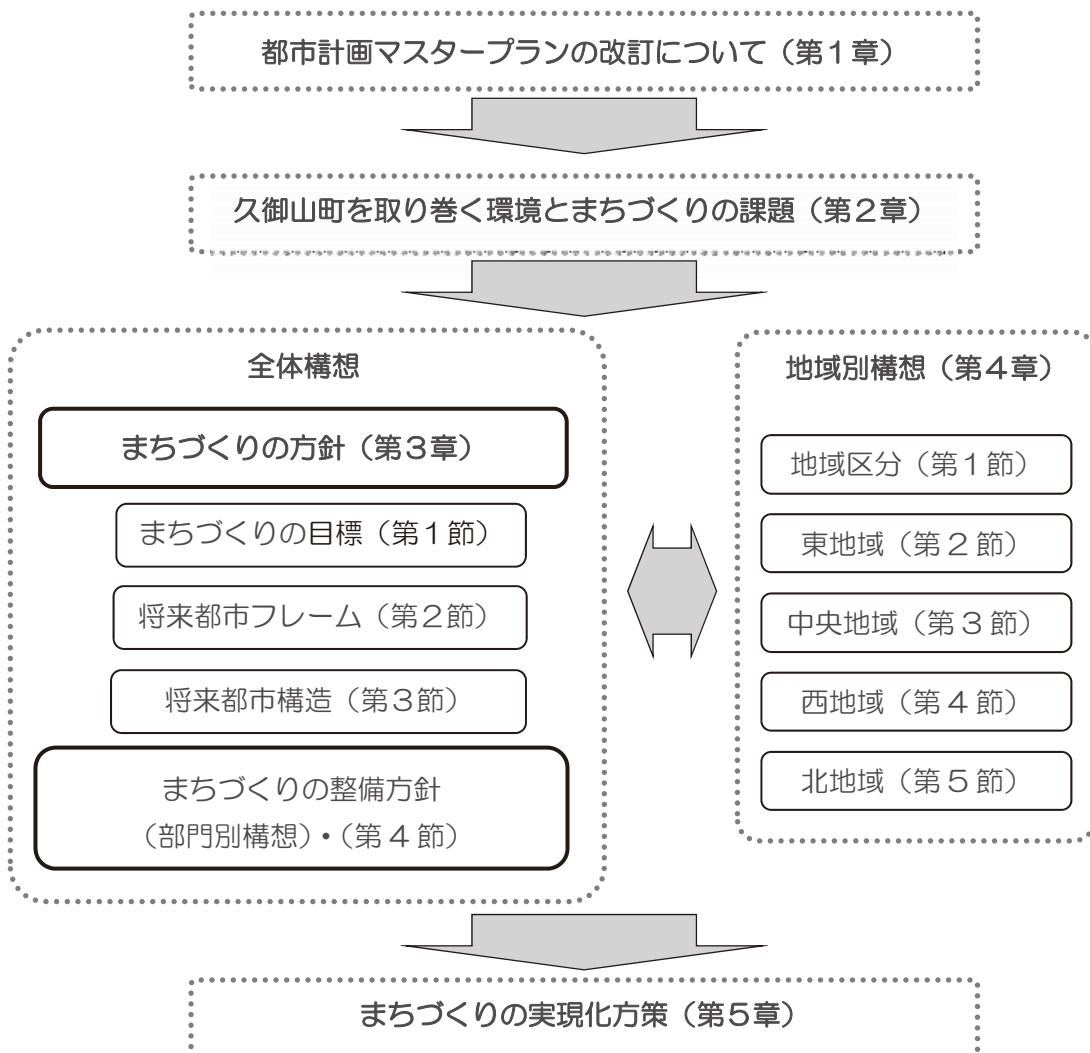
対象区域は、都市計画区域である町域全域（13.86km²）とします。

5 目標年次

本町の上位計画である『久御山町第5次総合計画』が平成37年度を目標年次としていることを踏まえ、本計画も平成37年度を目標年次とします。ただし、社会経済情勢の変化などにより必要が生じた場合には、適切な対応を図るために見直しを行います。

6 構成

本計画は、本町全体の目指すべき将来像と方向性を示した「全体構想」、各地域の将来の方向性を示した「地域別構想」、これらの構想を実現していくための方策を示す「まちづくりの実現化方策」により構成します。



第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

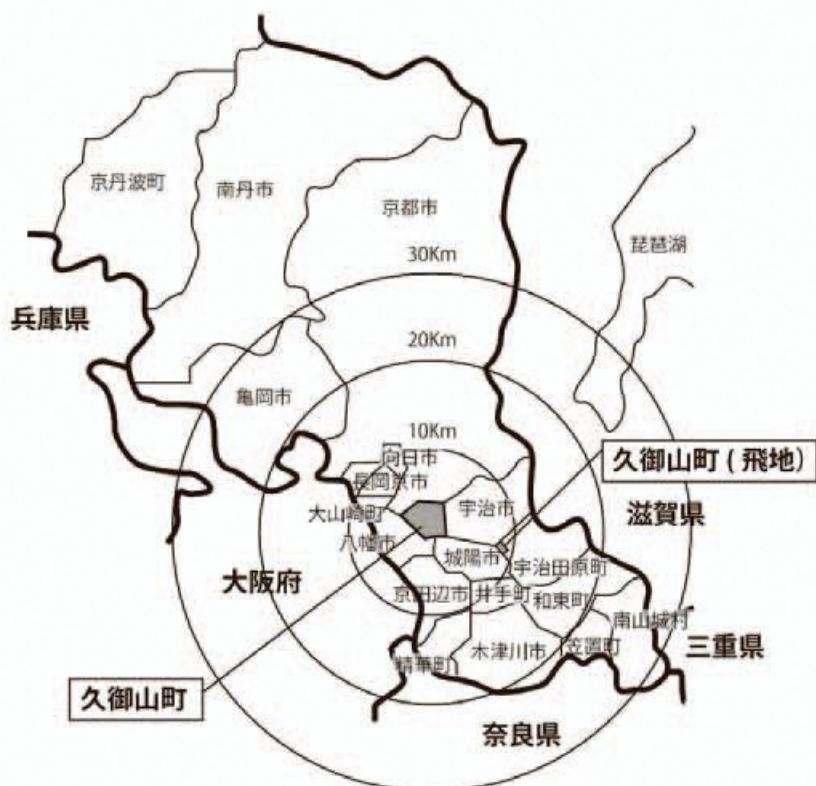
1 本町の現況

(1) 位置

本町は、京都府の南部、京都市中心部から南へ約15kmに位置し、北は京都市伏見区、東は宇治市、南は城陽市、南西は八幡市に隣接しています。圏域的には、京都都市圏に含まれますが、大阪都市圏にも近く、奈良方面や滋賀方面も含めた交通の要衝といえる位置にあります。

本町には、鉄道駅はないものの、国道1号、国道24号に加え、近年の本町内における第二京阪道路や京滋バイパス、国道478号の開通、さらに、本町域外では、京都縦貫自動車道が全線開通し、京都・大阪・奈良・滋賀等を結ぶ道路交通ネットワークがより一層充実してきており、さらなる発展が期待されます。

■ 久御山町の位置



【位置のまとめ】

- ・本町は、京都都市圏に含まれますが、大阪都市圏にも近く、奈良方面や滋賀方面も含めた交通の要衝といえます。
 - ・本町には、鉄道駅はないものの、道路交通ネットワークの充実により、さらなる発展が期待されます。

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(2) 沿革

昭和29年（1954年）、佐山村と御牧村の2村が合併し、久御山町が誕生しましたが、合併の前年、近畿一円に大きな被害をもたらした台風13号による水害は、町財政を苦しめ、昭和31年（1956年）から35年（1960年）まで、財政再建団体の指定を受けることになりました。

その後、昭和41年（1966年）に国道1号枚方バイパス（現国道1号）が開通すると、工場、倉庫などを中心に諸産業が進出するとともに、住宅地の開発も進み、農業中心の町として発展してきた本町の様相は一変しました。このような急激な都市化の波は、農地の減少や都市型公害の発生など、新たな問題を引き起こしたため、計画的な土地利用と住みよい生活環境の形成をめざして、昭和46年（1971年）に都市計画法による市街化区域・市街化調整区域の決定、昭和48年（1973年）に用途地域が指定されました。昭和50年（1975年）から久御山団地の入居が始まり、その後も府営団地の入居や民間による住宅開発が相次ぎました。このように都市化が進展するなかで、道路、河川、公園、下水道などの都市基盤施設や幼稚園、小・中学校をはじめ、総合体育館、生涯学習センター、図書館、健康センター、子育て支援センターなどの教育・文化、福祉・介護予防施設等の整備を進めてきました。

また、ほ場整備事業をはじめとした農業基盤整備にも力を入れるなど、農業振興にも取り組み、農業・工業・住宅の調和のとれた町が形成されました。

一方、ソフト事業の面では、特に福祉・教育面に力を入れ、各種の住民負担軽減施策を行うなど、住民サービスの向上に努めてきました。

近年では、新しい巨椋池排水機場が供用開始され、治水面での安全性の向上に大きく寄与することになりました。また、第二京阪道路や京滋バイパスの開通に加え、平成27年（2015年）には、京都縦貫自動車道が全線開通し、道路ネットワークの整備により、人とモノの流れに大きな変化をもたらし、町の様相が大きく変貌する一方で、久御山ジャンクション周辺に商業核が形成され、さらに、第二京阪道路の沿道に地域防災拠点病院が建設されるなど、都市機能の充実が図られています。

【沿革のまとめ】

- ・昭和50年（1975年）から久御山団地の入居が始まり、その後も府営団地の入居や民間による住宅開発が相次ぎ、都市化が進展してきました。
- ・本町内における第二京阪道路や京滋バイパスの開通、平成27年（2015年）に、京都縦貫自動車道が全線開通し、道路ネットワークの整備により、人とモノの流れに大きな変化をもたらしました。
- ・町の様相が大きく変貌する一方で、久御山ジャンクション周辺に商業核が形成され、さらに、第二京阪道路の沿道に地域防災拠点病院が建設されるなど、都市機能の充実が図られています。

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(3) 都市計画の現状

ア 土地利用現況

農地（627.9ha）等の自然的土地利用が町域面積の5割以上を占めている一方で、宅地は約23%（319.9ha）となっており、道路用地は約14%（189.1ha）を占めています。

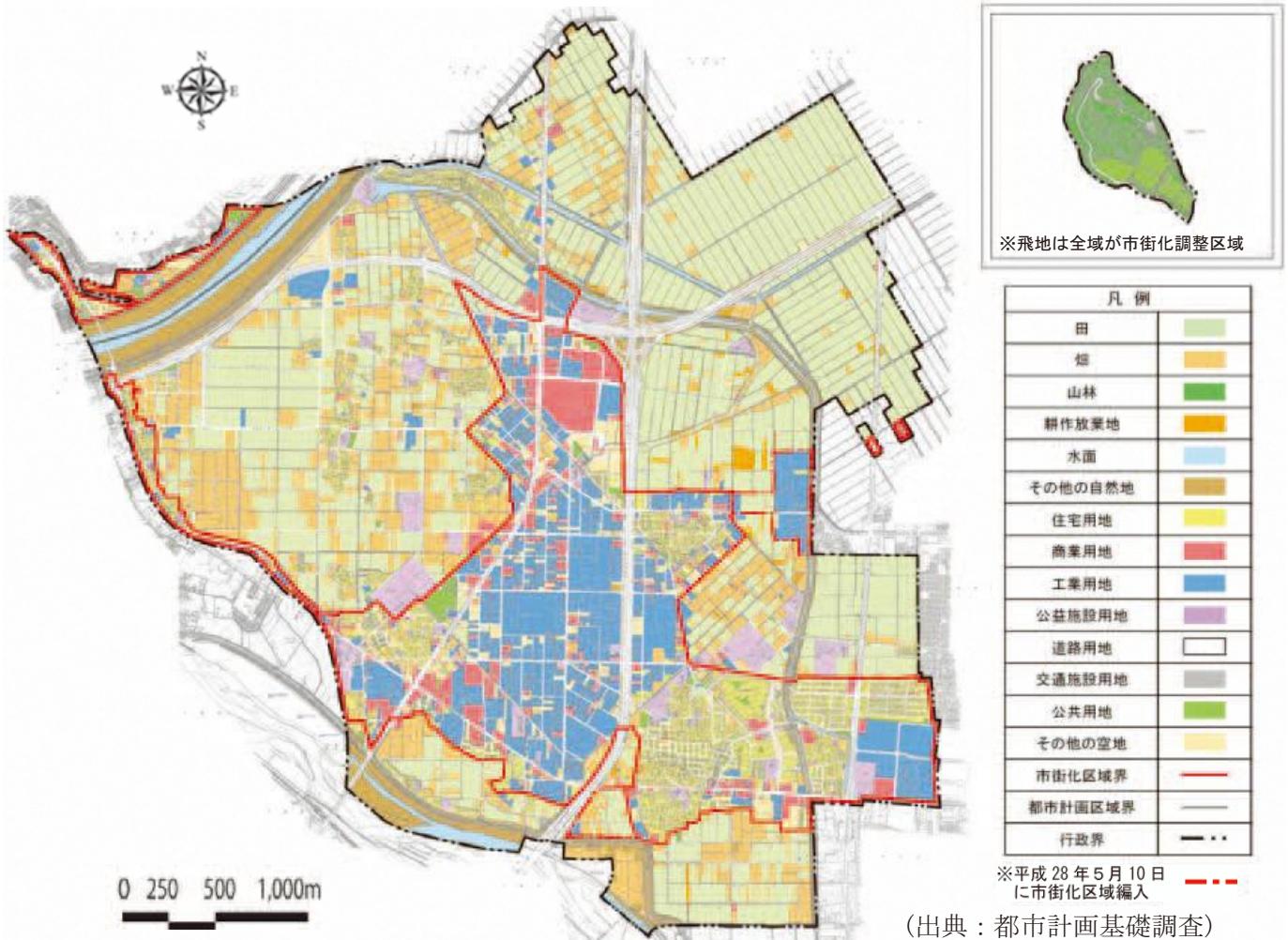
市街化区域には、住宅地のほか町中央部に形成された工業地等の都市的土地区域が展開しており、特に工業用地は市街化区域の3割以上を占めています。また、国道1号沿道には大規模小売店舗が立地しています。

■ 土地利用現況

市街地区分	自然的土地利用							都市的土地区域									合計	
	農地				小計	山林	水面	その他の自然地	宅地			小計	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共用地	その他の空地	
	田	畠	耕作放棄地	小計					住宅用地	商業用地	工業用地							
市街化区域	3.6	12.1	0.1	15.8	0.0	7.0	6.1	28.9	74.0	48.2	138.0	260.2	21.7	70.5	0.2	0.0	24.4	377.0 405.9
市街化調整区域	440.3	165.7	6.1	612.1	20.5	39.6	80.2	752.4	32.3	6.6	20.8	59.7	35.5	118.6	0.2	0.0	13.7	227.7 980.1
合計	443.9	177.8	6.2	627.9	20.5	46.6	86.3	781.3	106.3	54.8	158.8	319.9	57.2	189.1	0.4	0.0	38.1	604.7 1,386.0

(出典：都市計画基礎調査)

■ 土地利用現況図（平成24年度）



第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

イ 法適用現況

法適用現況をみると、町域の全域が都市計画区域に指定されており、このうち、町中央部を中心とした417.6ha(町域の約30%)が市街化区域となっています。

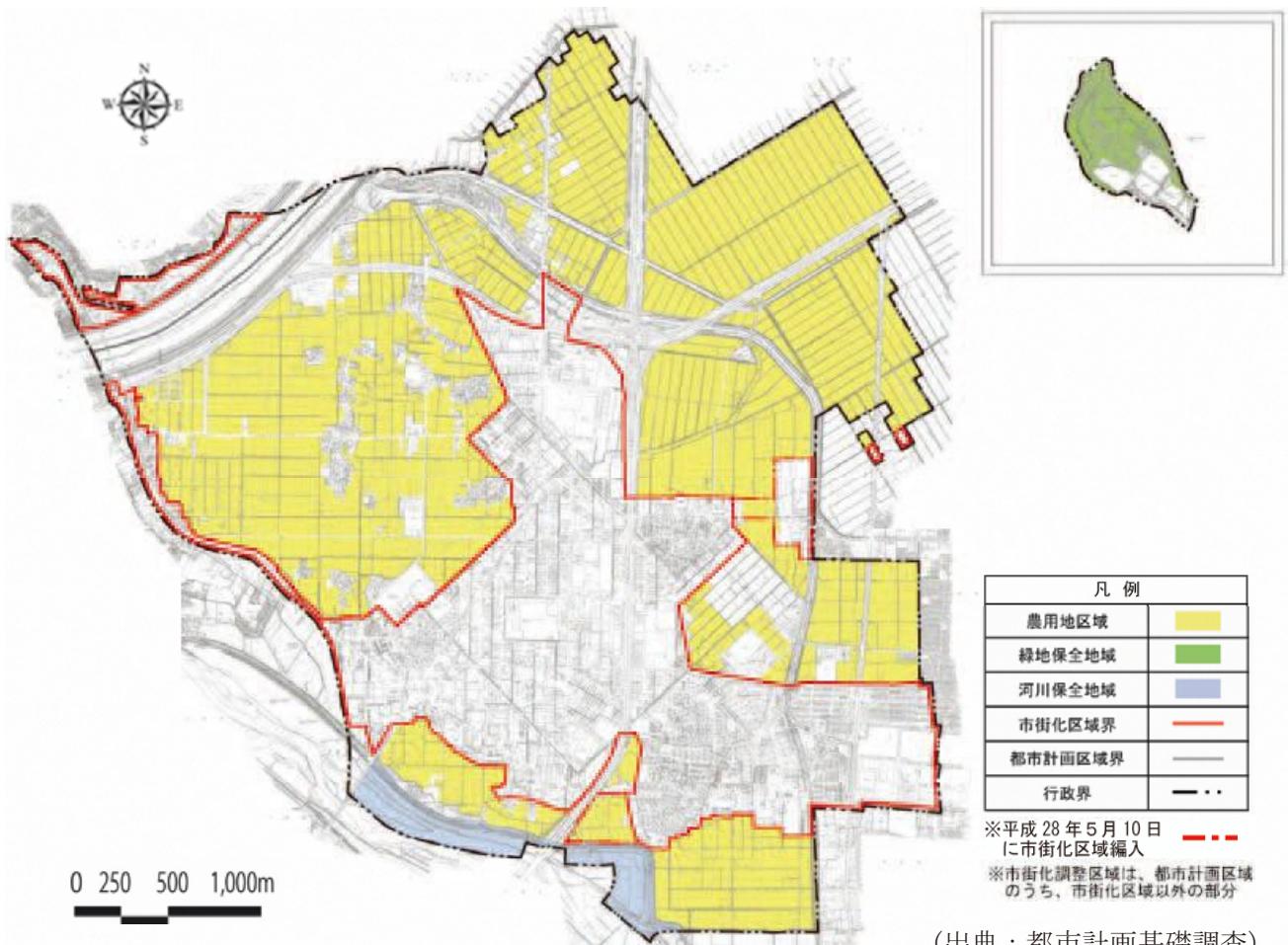
市街化調整区域の大半は農業振興地域となっており、農用地区域が553.1ha指定されています。

■ 法適用現況

地 域 ・ 地 区	面 積	根拠法
都市計画区域	1,386.0 ha	都市計画法
市街化区域	423.6 ha	都市計画法
市街化調整区域	962.4 ha	都市計画法
農業振興地域	871.5 ha	農振法
農用地地区	545.6 ha	農振法
緑地保全区域	19.4 ha	都市緑地法
河川保全区域	9.65 ha	河川法

(平成28年5月10日現在)

■ 法適用現況図（平成24年度）



(出典：都市計画基礎調査)

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

ウ 地区計画

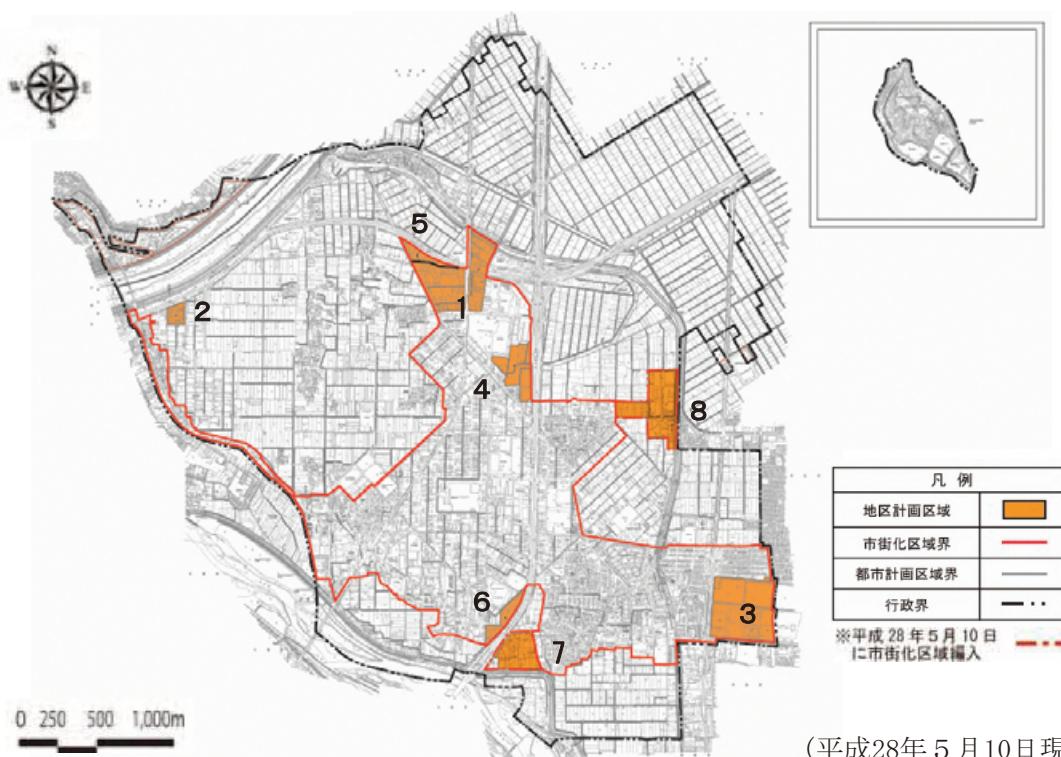
地区計画とは、当該地区にふさわしい土地利用を実現するため、地区住民等の合意形成を図りつつ、詳細な土地利用規制を行う制度として、都市計画として定めることができるものの一つです。本町では「森地区」「北川顔地区」「林・栄地区」「森南大内地区」「森中内・相島東地区」「佐山中道・美ノケ藪地区」「佐山地区」「市田地区」の8地区で地区計画を定めています。

■ 地区計画等決定状況

番号	地区計画等の名称	決定年月日（変更年月日）	面積
1	森地区地区計画	S. 59. 6. 12	約16.5ha
2	北川顔地区地区計画	H. 13. 2. 14	約 1.5ha
3	林・栄地区地区計画	H. 15. 8. 29 (H. 15. 12. 25 H. 22. 12. 21)	約17.6ha
4	森南大内地区地区計画	H. 18. 9. 22	約 6.4ha
5	森中内・相島東地区地区計画	H. 19. 11. 13	約 2.1ha
6	佐山中道・美ノケ藪地区地区計画	H. 19. 11. 13	約 2.7ha
7	佐山地区地区計画	H. 25. 10. 1 (H. 27. 11. 27)	約 6.0ha
8	市田地区地区計画	H. 28. 5. 10	約 11.4ha

■ 地区計画等の位置図

(平成28年5月10日現在)



(平成28年5月10日現在)

【都市計画の現状のまとめ】

- 農地等の自然的土地区域が町域面積の5割以上を占めています。
- 町中央部を中心とした423.6ha(町域の約31%)が市街化区域に設定されており、住宅地のほか工業地等の都市的土地区域が展開しています。

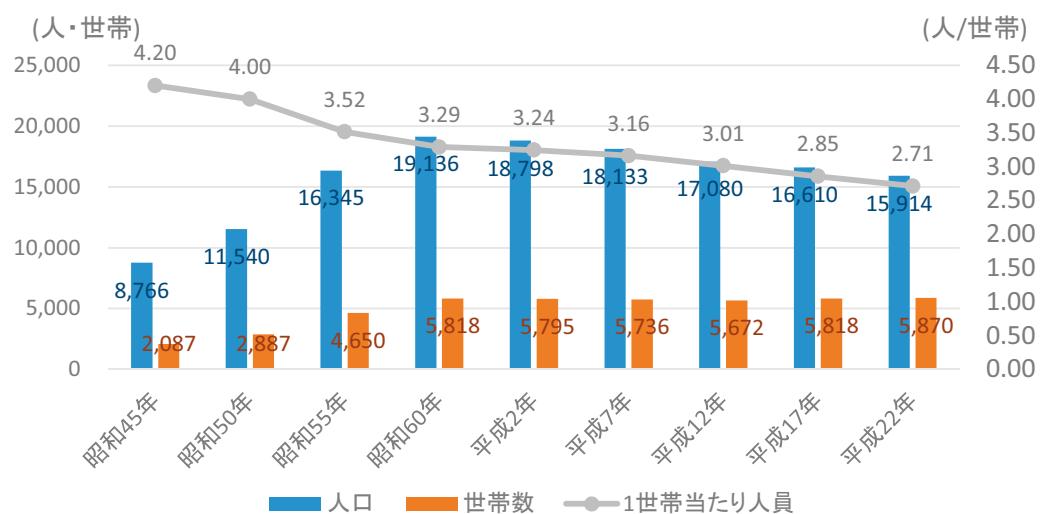
第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(4) 人口・世帯

ア 人口・世帯

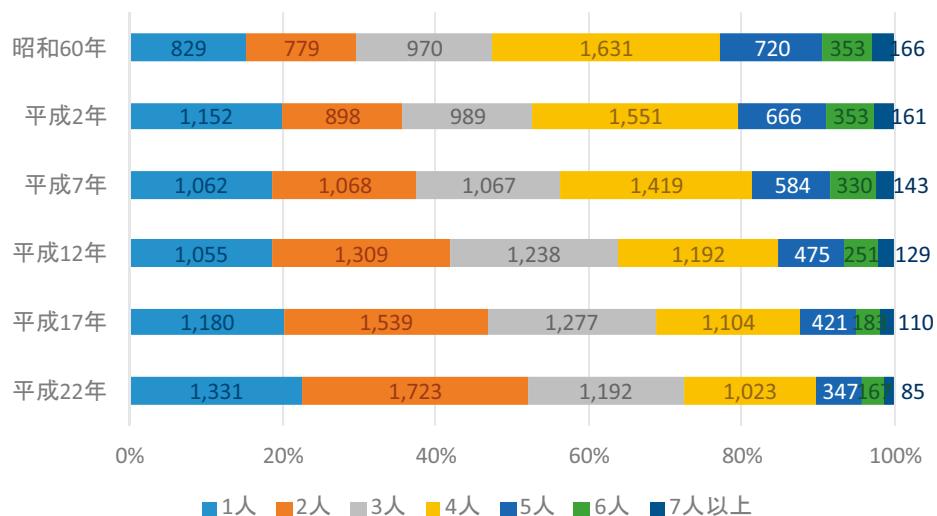
人口は、昭和60年をピークとして、減少が続いている。また、平成22年10月1日現在の本町の世帯総数は5,870世帯でした。昭和60年以降、単独世帯や核家族世帯の増加が続いたため、1世帯当たり人員も減少を続けています。

■ 人口・世帯の推移



(出典：国勢調査)

■ 世帯人員別一般世帯数の推移



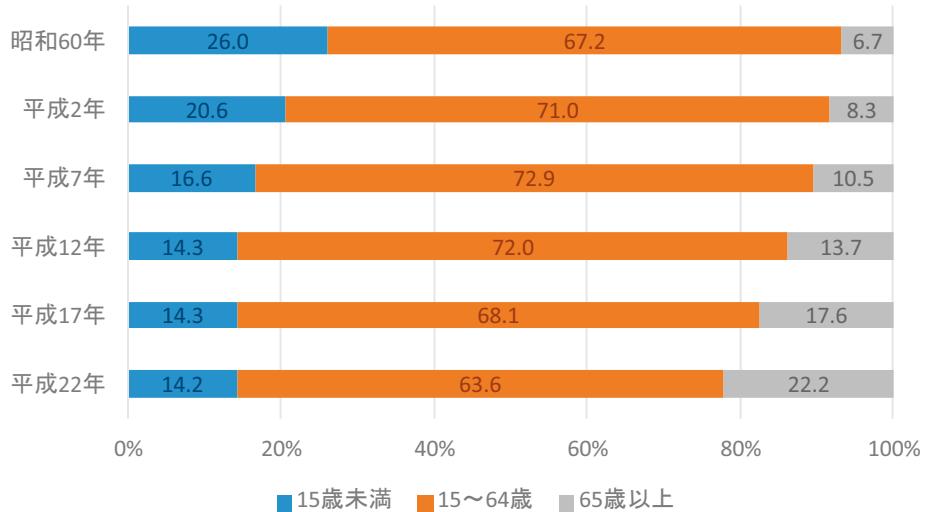
(出典：国勢調査)

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

イ 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満人口の割合がほぼ横ばいであるのに対して、65歳以上は増加を続けており、平成17年から22年にかけて4.6%増加し、高齢化が進んでいます。

■ 年齢3区分別人口の推移

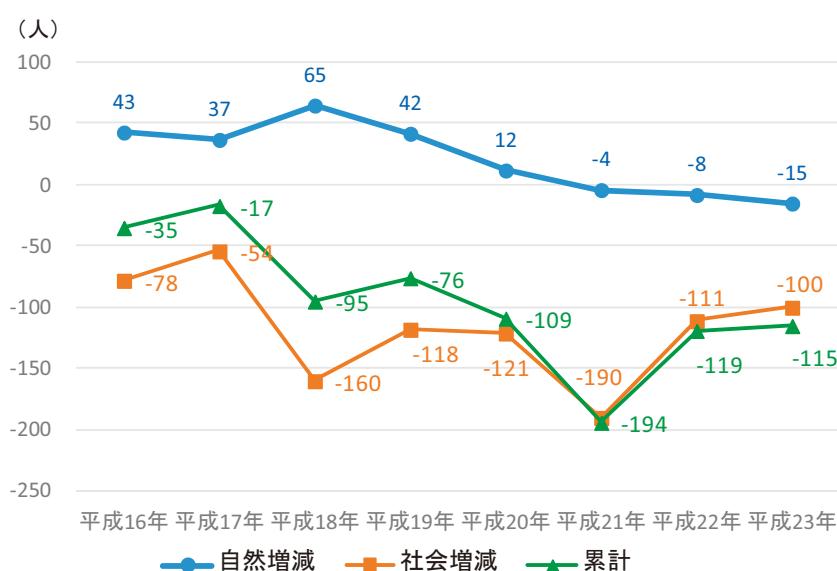


(出典：国勢調査)

ウ 人口動態

人口動態の推移では、出生数と死亡数の差である自然増減は、平成20年までは増加を維持していましたが、平成21年に減少に転じました。また、転入数と転出数の差である社会増減についても減少が続いており、自然増減と社会増減の累計では、平成20年から100人を超える減少となっています。

■ 人口動態の推移



(出典：都市計画基礎調査)

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

工 昼夜間人口

平成22年における、本町の常住人口(夜間人口)は15,914人で、昼間人口は27,825人でした。昼間人口は、平成17年と比べると1,017人(3.5%)減少しました。

昼夜間人口比率(夜間人口100に対する昼間人口の割合)は174.8%で、平成17年と比べ1.2ポイント上昇しました。隣接市と比較しても、非常に高い比率となっています。

■ 昼間人口の推移



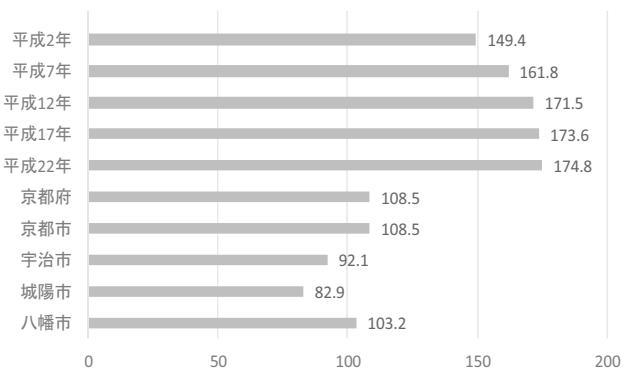
(出典：国勢調査)

■ 昼間人口比率の推移

	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼間人口比率 (%)
久 御 山 町	平成2年	28,014	149.4
	平成7年	29,153	161.8
	平成12年	29,250	171.5
	平成17年	28,842	173.6
	平成22年	27,825	174.8
京都府	2,668,371	2,636,092	108.5
京都市	1,599,037	1,474,015	108.5
宇治市	166,555	189,609	92.1
城陽市	64,737	80,037	82.9
八幡市	62,301	74,227	103.2

(出典：国勢調査)

■ 昼間人口比率(%)



(出典：国勢調査)

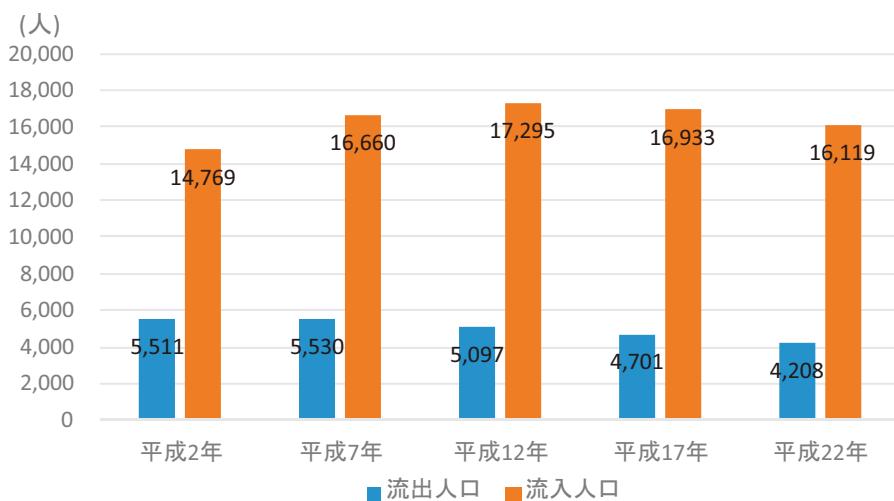
第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

才 流出・流入人口

常住地又は従業地・通学地による人口を見ると、流出・流入とともに、平成17年から平成22年では大きな変化はありませんが、一貫して流入超過となっています。

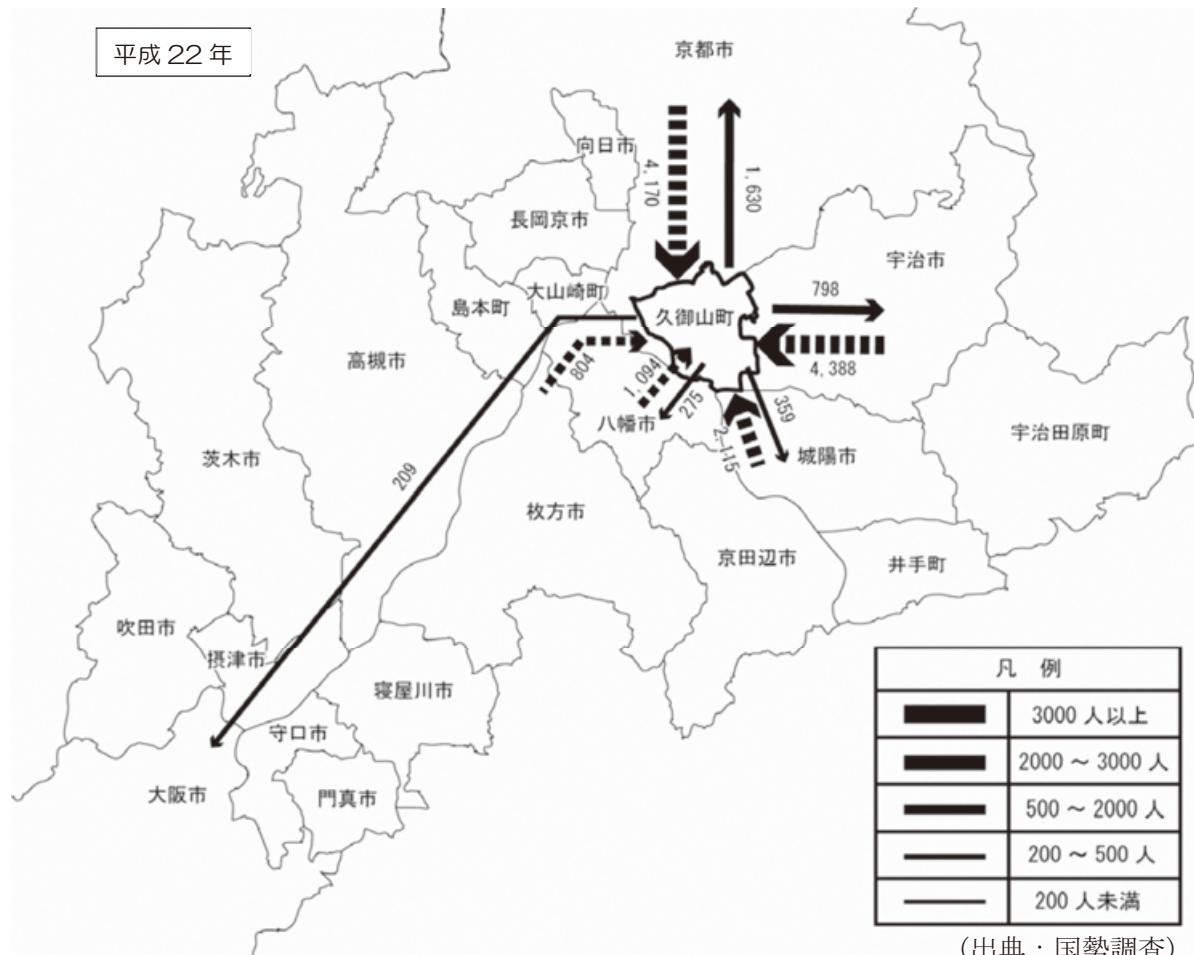
流出・流入先は、京都市、宇治市、城陽市、八幡市が多くなっています。

■ 流出・流入人口の推移



(出典：国勢調査)

■ 流出・流入別人口図



(出典：国勢調査)

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

【人口・世帯のまとめ】

- ・昭和60年以降、人口は減少し続けています。しかし、世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加が続いたため、平成12年以降増加し続けています。
- ・1世帯当たり人員は、人口の減少に伴い昭和60年以降減少を続けています。
- ・65歳以上は増加を続けており、高齢化が進んでいます。
- ・人口動態の推移では、出生数と死亡数の差である自然増減は、平成20年までは増加を維持していましたが、平成21年に減少に転じました。また、転入数と転出数の差である社会増減についても減少が続いています。
- ・昼夜間人口比率(夜間人口100に対する昼間人口の割合)は174.8%で、隣接市と比較しても、非常に高い比率となっています。
- ・常住地又は従業地・通学地による人口を見ると、一貫して流入超過となっています。

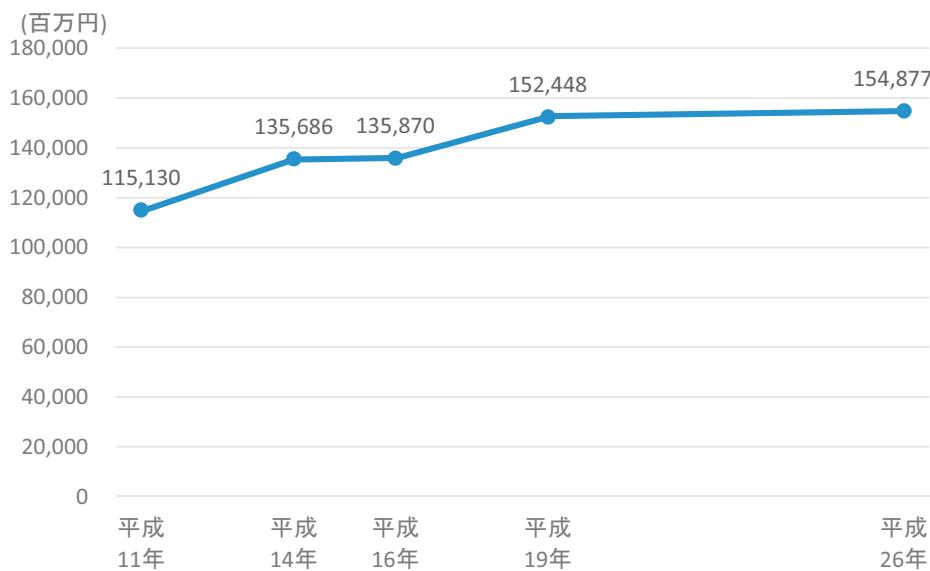
第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(5) 産業

ア 商業

本町の卸小売業年間商品販売額は、平成26年で約1,549億円となっており、年々増加しています。

■ 年間商品販売額（補正後）の推移

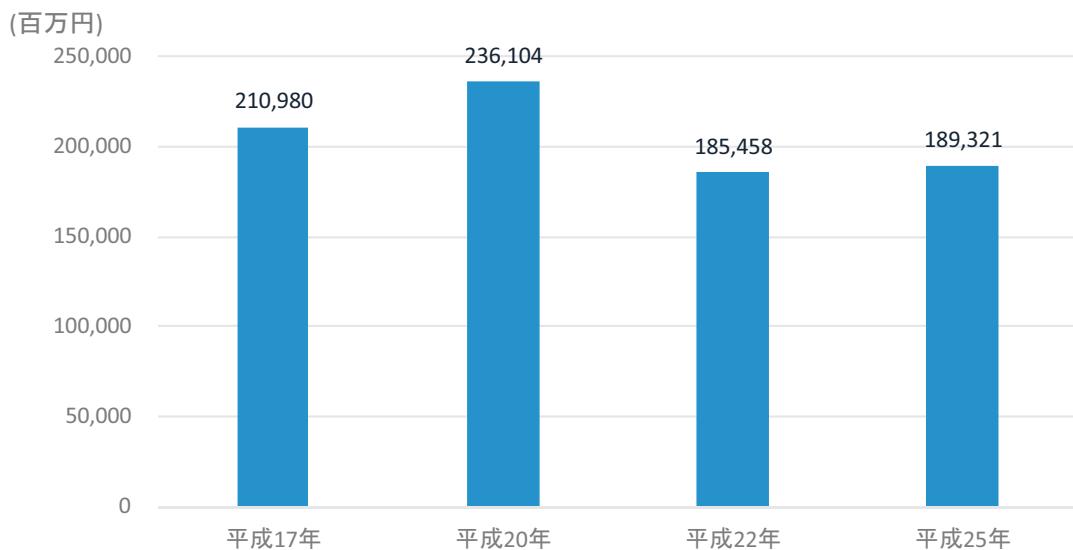


(出典：商業統計調査)

イ 工業

工業においては、平成25年の調査で本町内の製造業に属する製造品出荷額等は1,893億円となっており、平成20年をピークに、2,000億円を下回っています。

■ 製造品出荷額等



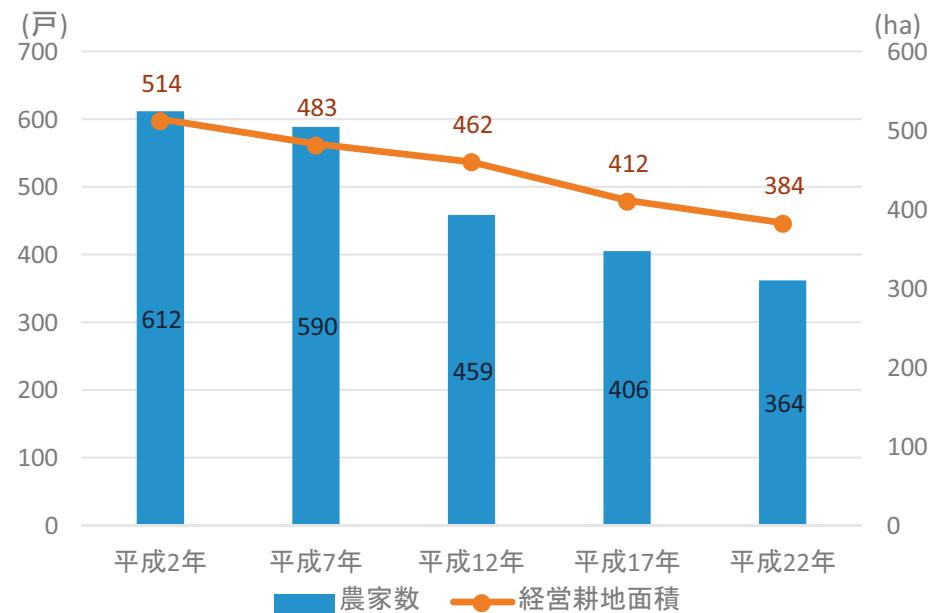
(出典：工業統計調査)

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

④ 農業

本町の農家数は、減少を続けており、平成17年から22年にかけて42戸減少し、364戸となっています。同様に、経営耕地面積も減少を続けています。

■ 農家数と経営耕地面積推移



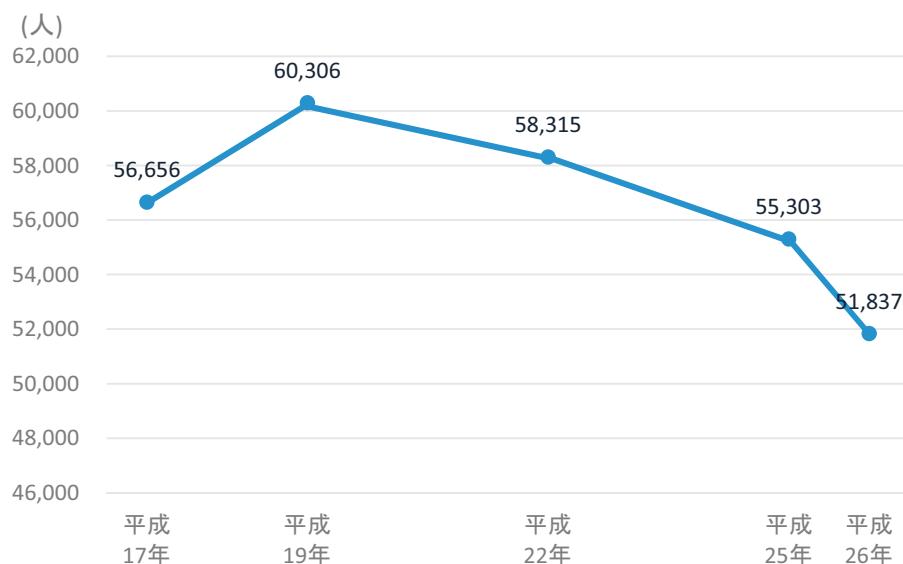
(出典：農林業センサス)

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

Ⅰ 観光

本町の観光入込客数は平成19年をピークに減少傾向にあります。

■ 観光入込客数



(出典： 京都府統計書)

【産業のまとめ】

- ・本町の卸小売業年間商品販売額は、平成26年で約1,549億円となっており、年々増加しています。
- ・工業においては、平成25年の調査で本町内の製造業に属する製造品出荷額等は1,893億円となっており、平成20年をピークに、2,000億円を下回っています。
- ・本町の農業については、農家数・経営耕地面積ともに減少しています。
- ・本町の観光入込客数は平成19年をピークに減少傾向にあります。

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(6) 市街地の現状

ア 人口集中地区(DID)の面積と密度

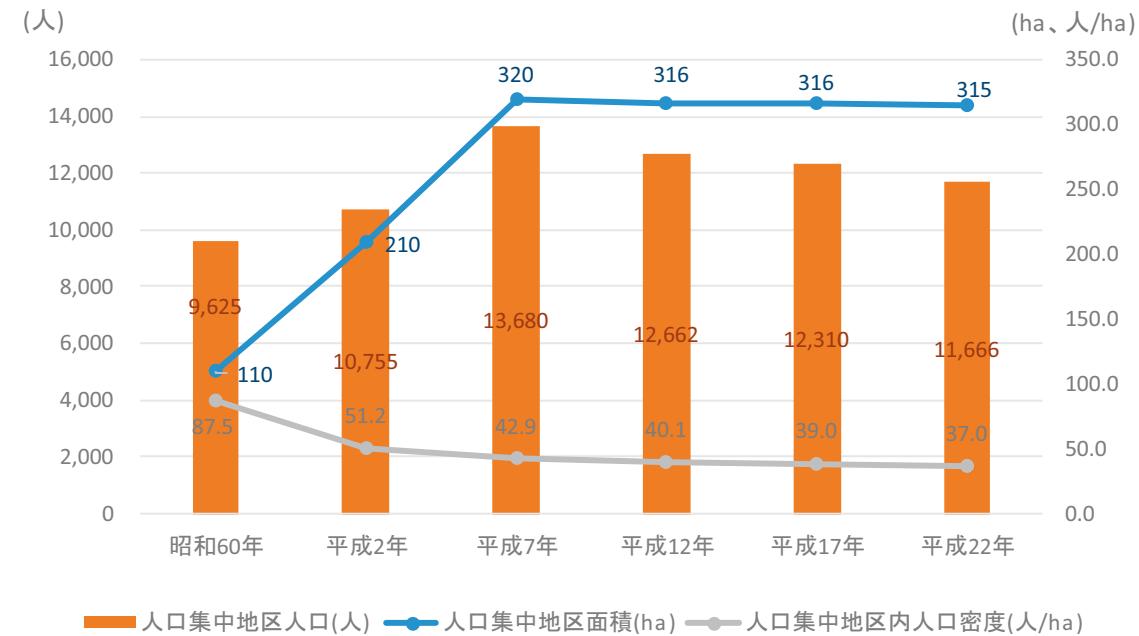
平成22年における本町の人口集中地区(DID)の人口は11,666人で、面積は315haでした。この5年間で、人口は644人(5.2%)減少し、町の総人口に占める割合は73.3%となりました。また、人口集中地区の人口密度は37.0人/haで、平成17年と比べ、2人減少しました。

■ 人口集中地区(DID)の推移

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口集中地区面積(ha)	110	210	320	316	316	315
人口集中地区人口(人)	9,625	10,755	13,680	12,662	12,310	11,666
人口集中地区内人口密度(人/ha)	87.5	51.2	42.9	40.1	39.0	37.0
総数に占める割合(%)	面積	7.9	15.2	23.1	22.8	22.7
	人口	50.3	57.2	75.4	74.1	73.3

(出典：国勢調査)

■ 人口集中地区(DID)の推移



(出典：国勢調査)

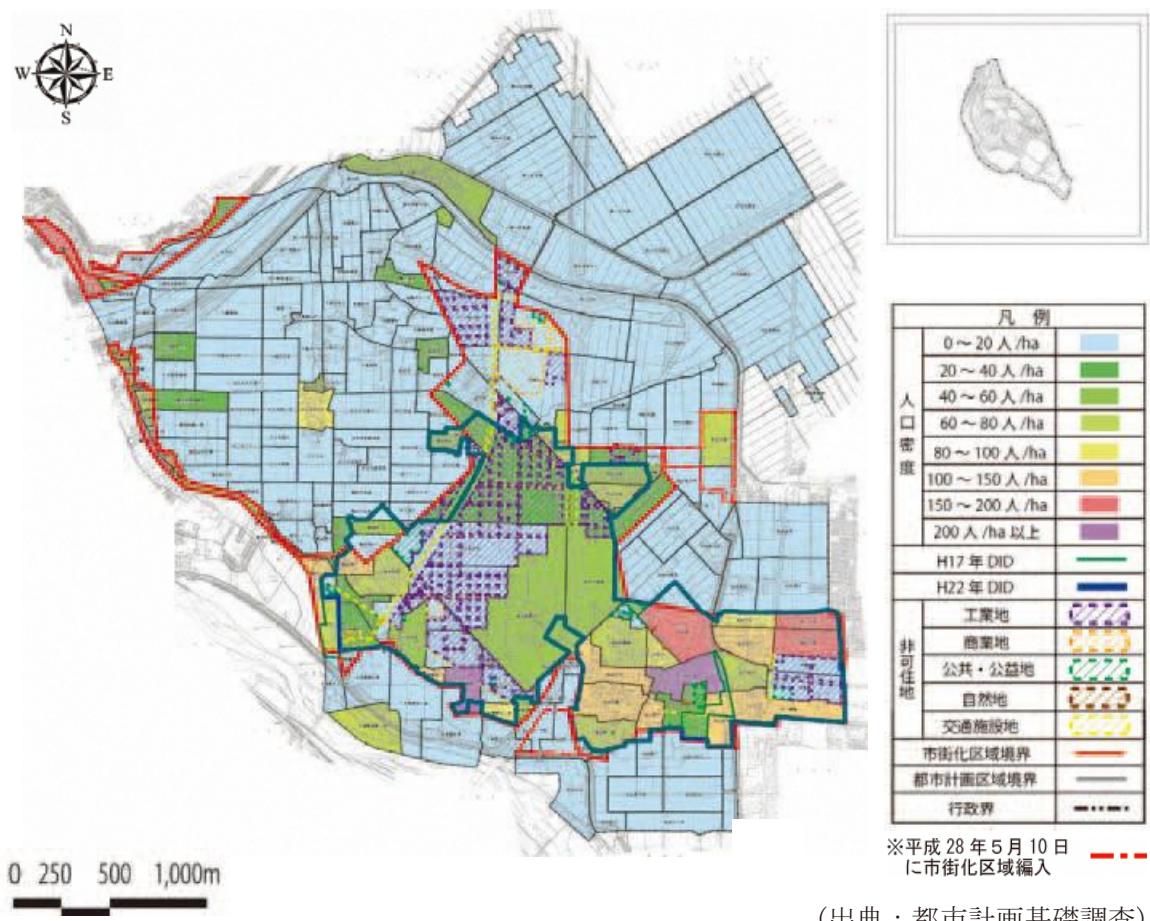
第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

イ DIDの変遷

人口集中地区の面積は、平成17年から平成22年にかけて微減となっています。人口集中地区の位置は、町中央部から東西に広がっています。なお、市街化区域は、人口集中地区よりも北側に広がっており、面積を比較すると、人口集中地区が315haであるのに対し、市街化区域は405.9haとなっています。

また、市街化区域内での人口密度が40人/ha未満の箇所は、大半が第二京阪道路と国道1号周辺の非可住地であるが、一部、森村東・佐山双栗など非可住地以外にも存在します。

■ 人口集中地区の変遷（人口密度：平成24年度）



【市街地の現状のまとめ】

- ・人口集中地区面積は、平成7年をピークに、平成17年から平成22年にかけて微減となっています。
- ・人口集中地区の位置は、町中央部から東西に広がっています。
- ・市街化区域内での人口密度が40人/ha未満の箇所は、大半が第二京阪道路と国道1号周辺の非可住地となっている。

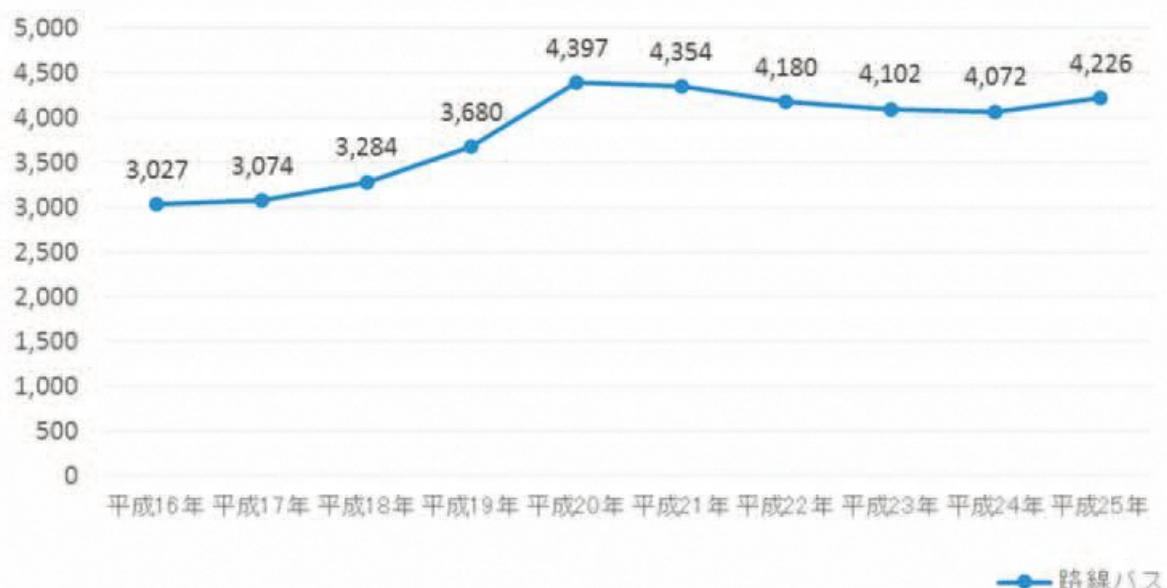
第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(7) 公共交通

ア バス

バス利用者数は、平成20年をピークに減少傾向にありましたが、平成24年から25年にかけて154人増加しています。

■ 一日平均乗降客数の推移



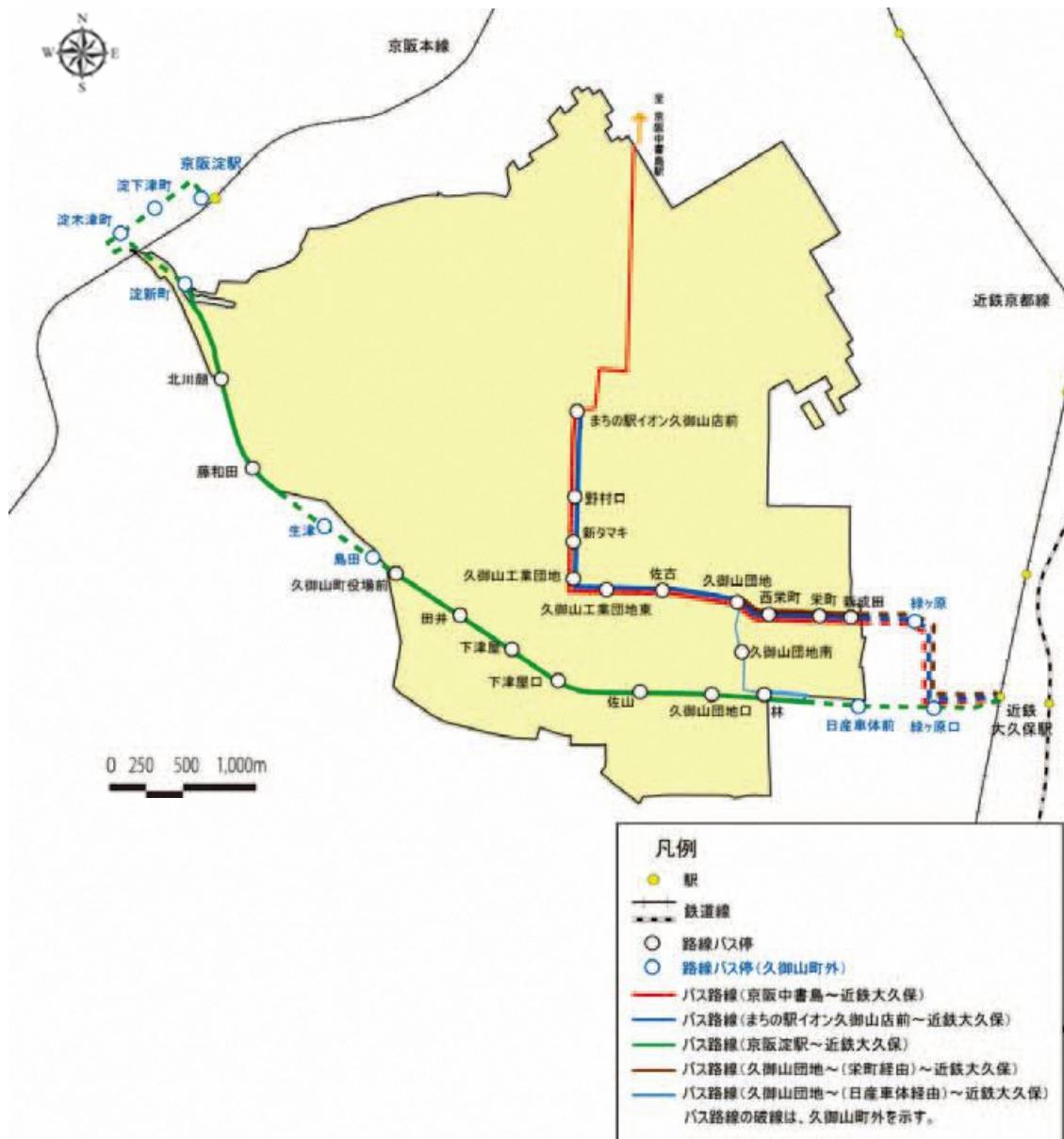
(出典：久御山町統計書、京都京阪バス（株）)

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

イ バス路線

京阪中書島駅・近鉄大久保駅・京阪淀駅を発着とする路線については、充実した本数の路線バスが運行されています。

■ バス路線図



【公共交通のまとめ】

- 町内には鉄道駅がなく、減少傾向にあった路線バスの利用者数は、平成25年度に増加に転じました。
- 京阪中書島駅・近鉄大久保駅・京阪淀駅を発着とする路線については、充実した本数の路線バスが運行されています。

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(8) 都市基盤等

ア 道路

(ア) 都市計画道路

道路は、11路線が都市計画決定されており、全路線が整備済又は概成済となっています。

■ 都市計画道路の整備状況

【宇治都市計画区域】

区分	都市施設名称	都市計画決定事項	整備状況
道路	3・6・3 宇治淀線	幹線街路、延長：約8,950m、幅員：11m	概成済
	3・6・5 八幡莊宇治線	幹線街路、延長：約6,890m、幅員：8m	概成済
	1・4・1 滋賀京都線	自専道、延長：約3,670m、幅員：20m	整備済
	3・3・20 宇治久御山線	幹線街路、延長：約4,050m、幅員：24m	概成済
	3・3・21 京都田辺線	幹線街路、延長：約6,930m、幅員：27.5m	整備済
	3・3・22 国道1号	幹線街路、延長：約4,230m、幅員：25m	概成済
	1・3・2 京都大阪線	自専道、延長：約4,140m、幅員：29m、車線：4・6車線	整備済
	3・1・25 京都枚方線	幹線街路、延長：約4,140m、幅員：60m、車線：4車線	整備済
	1・4・3 京都第二外環状線	自専道、延長：約2,580m、幅員：20.5m	整備済
	3・4・26 京都第二外環状線	幹線街路、延長：約2,580m、幅員：19m	整備済

【京都都市計画区域】

区分	都市施設名称	都市計画決定事項	整備状況
道路	3・6・10 淀宇治線	幹線街路、延長：約830m、幅員：11m	概成済

(出典：都市計画基礎調査)

■ 都市計画道路の位置



(出典：都市計画基礎調査)

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(1) 幅員別道路現況

本町には、鉄道駅はないものの、国道1号、国道24号に加え、近年の第二京阪道路や京滋バイパス、国道478号の開通により、広域的な幹線道路網が充実しています。幅員別道路現況をみると、市街化区域内の道路の多くは幅員6m以上が確保されていますが、既存集落等では一部幅員4m未満の道路があります。

■ 幅員別道路現況図（平成24年度）



第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(4) 主要道路断面交通量

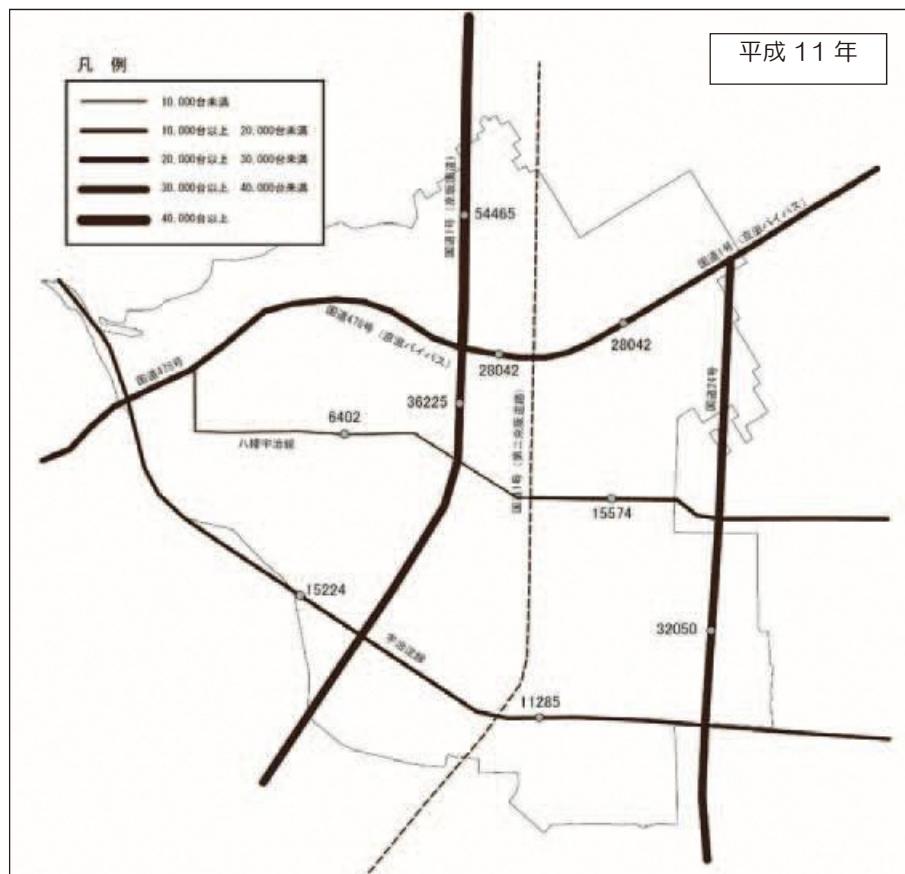
平成22年度道路交通センサスにおける昼間12時間交通量は、第二京阪道路の開通に伴い、平成17年に比べて国道1号及び国道24号では減少しています。

■ 主要道路断面交通量

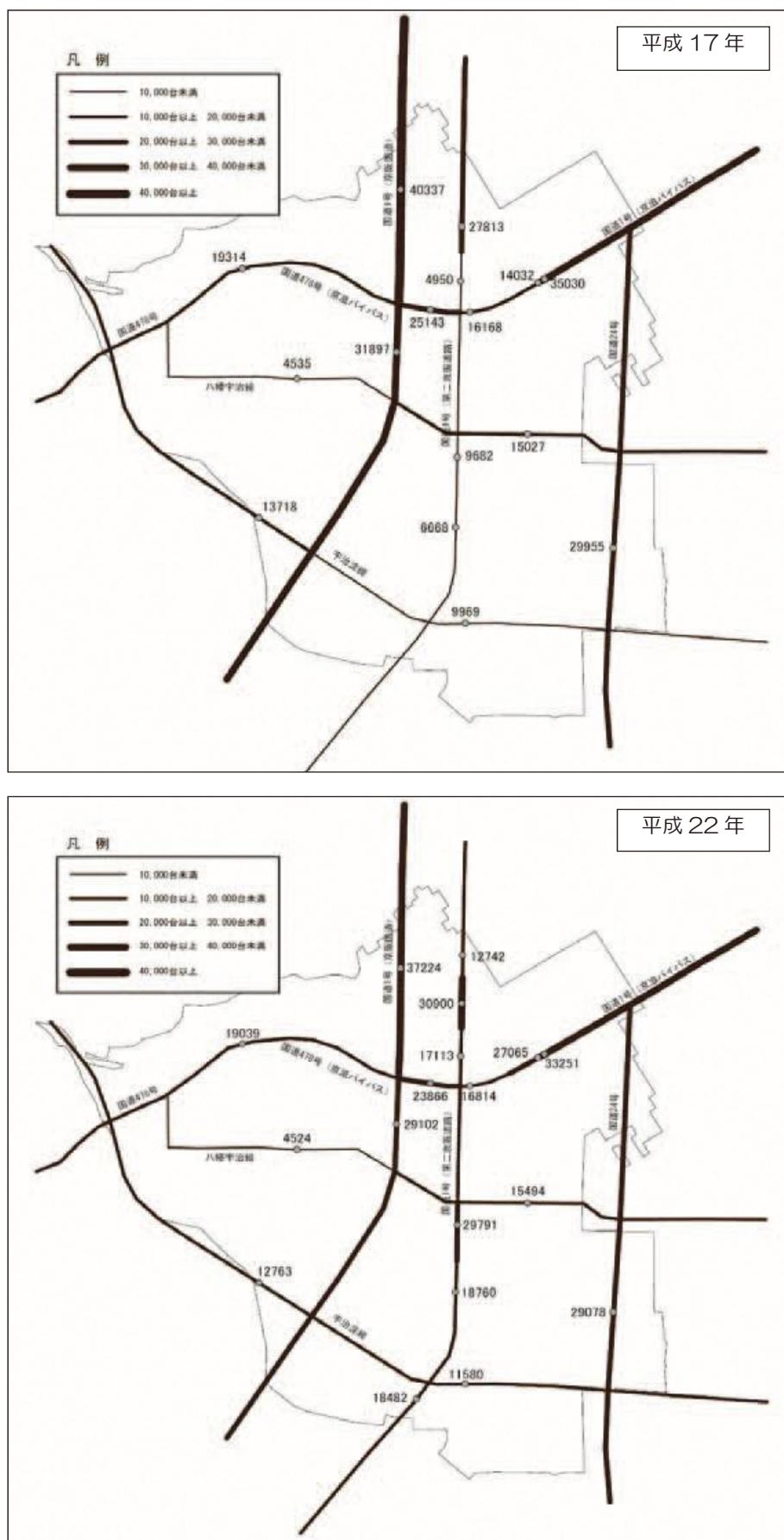
路線名	観測地点名	12時間交通量(台)		
		平成11年	平成17年	平成22年
国道1号	田井荒見	36,225	31,897	29,102
国道1号	東一口	54,465	40,337	37,224
国道1号(京滋バイパス側道)	市田	28,042	35,030	33,251
国道24号	佐古	32,050	29,955	29,078
宇治淀線	佐山双置64-1	11,285	9,969	11,580
宇治淀線	北川顔表畠2-1	15,224	13,718	12,763
八幡宇治線	坊之池沖ノ内	6,402	4,535	4,524
八幡宇治線	市田和気7	15,574	15,027	15,494
一般国道1号(第二京阪道路)	巨椋池～久御山JCT	-	4,950	17,113
一般国道1号(第二京阪道路)	久御山JCT～久御山南	-	9,682	29,791
一般国道1号	久御山町大内	28,042	25,143	23,866
一般国道1号(京滋バイパス)	久御山JCT～久御山	-	16,168	16,814
一般国道1号(京滋バイパス)	巨椋～久御山JCT	-	14,032	27,065
一般国道1号(第二京阪道路)	伏見区・久御山町境～巨椋池	-	-	12,742
一般国道1号	久世郡久御山町佐山新開地	-	6,668	18,760
一般国道1号	京都府八幡市上津屋尼ヶ池	-	-	18,482
一般国道478号(京滋バイパス)	久御山～久御山淀	-	19,314	19,039
一般国道1号	久世郡久御山町東一口	-	27,813	30,900

■ 主要道路断面交通量図

(出典：道路交通センサス)



第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題



第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

イ 公園・緑地

本町の都市公園の整備状況は、12箇所6.0haとなっています。他に、木津川河川敷運動広場が整備されています。

■ 都市公園の整備状況

種類		公園名	面積(m ²)	都計決定	供用開始	全面改修	備考
都市公園	近隣公園	久御山中央公園	25,136.50	S48.11.27	S53.3.31		野球場、庭球場、ゲートボール場
	街区公園	栄南公園	1,947.12	-	S51.11.22	H13.3.29	開発による H12個性あふれる公園整備事業により改修
		栄中央公園	1,541.57	-	S51.11.22	H14.12.19	開発による H14個性あふれる公園整備事業により改修
		市田公園	1,106.28	H2.2.1	H4.4.1		用地買収による
		佐山南公園	1,732.78	-	H8.6.1		ほ場整備の保留地買収
		森ふれあい公園	2,544.63	-	H11.10.7		開発(ジャスコ)による
		大内みすべ公園	3,500.09	-	H12.10.3		大内土地区画整理事業による
		栄みどり公園	1,000.05	-	H16.4.1		開発(日産跡地)による
		栄縁の回廊	3,876.89	-	H16.4.1		開発(日産跡地)による
		宮ノ川南公園	2,098.91		S63.4	H19.3.31	元国有水路敷
		北川顔北公園	13,885.54		H21.4.1		国からの移管
		鈴間東公園	1,563.91		H21.4.1		南大内土地区画整理事業による
計		12箇所	59,934.27				
その他公園		30箇所	10,574.72				
木津川河川敷運動広場	久御山町	40,150.38		野球場C S58.7.27開設、球技場AB S60.9.1開設 多目的広場・ソフトボール場 H3.4.29→H17.9縮小申請			
	京都府	14,790.50		S58.7.27 開設(主にスポーツ少年団が利用)			
京都府「みどりヶ丘」(府民スポーツ広場)		96,500.00		京都府管理 グラウンド3面、自由広場1面			

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

ウ 上下水道及び河川

(ア) 上水道

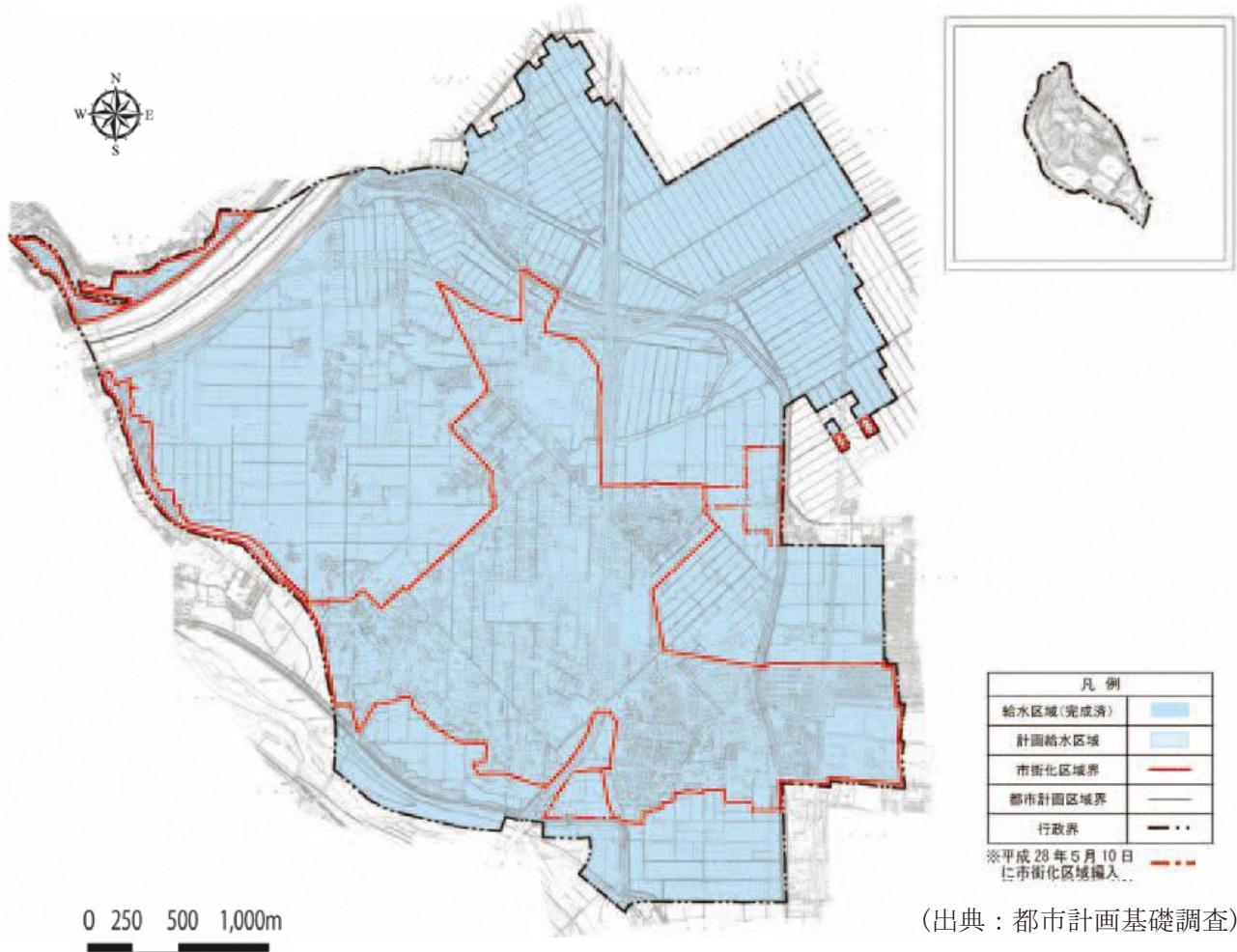
本町の上水道は、平成24年度末時点で給水普及率が99.9%となり、ほぼ整備が完了しています。

■ 上水道の整備状況

		整備済	
		平成16年度末時点	平成24年度末時点
普及率	給水区域内人口(人)	17,173	16,571
	給水人口(人)	17,110	16,557
	給水普及率(%)	99.6	99.9

(出典:久御山町統計書、久御山町ミニ統計書)

■ 上水道の整備状況（平成 24 年度）



(出典: 都市計画基礎調査)

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(1) 下水道

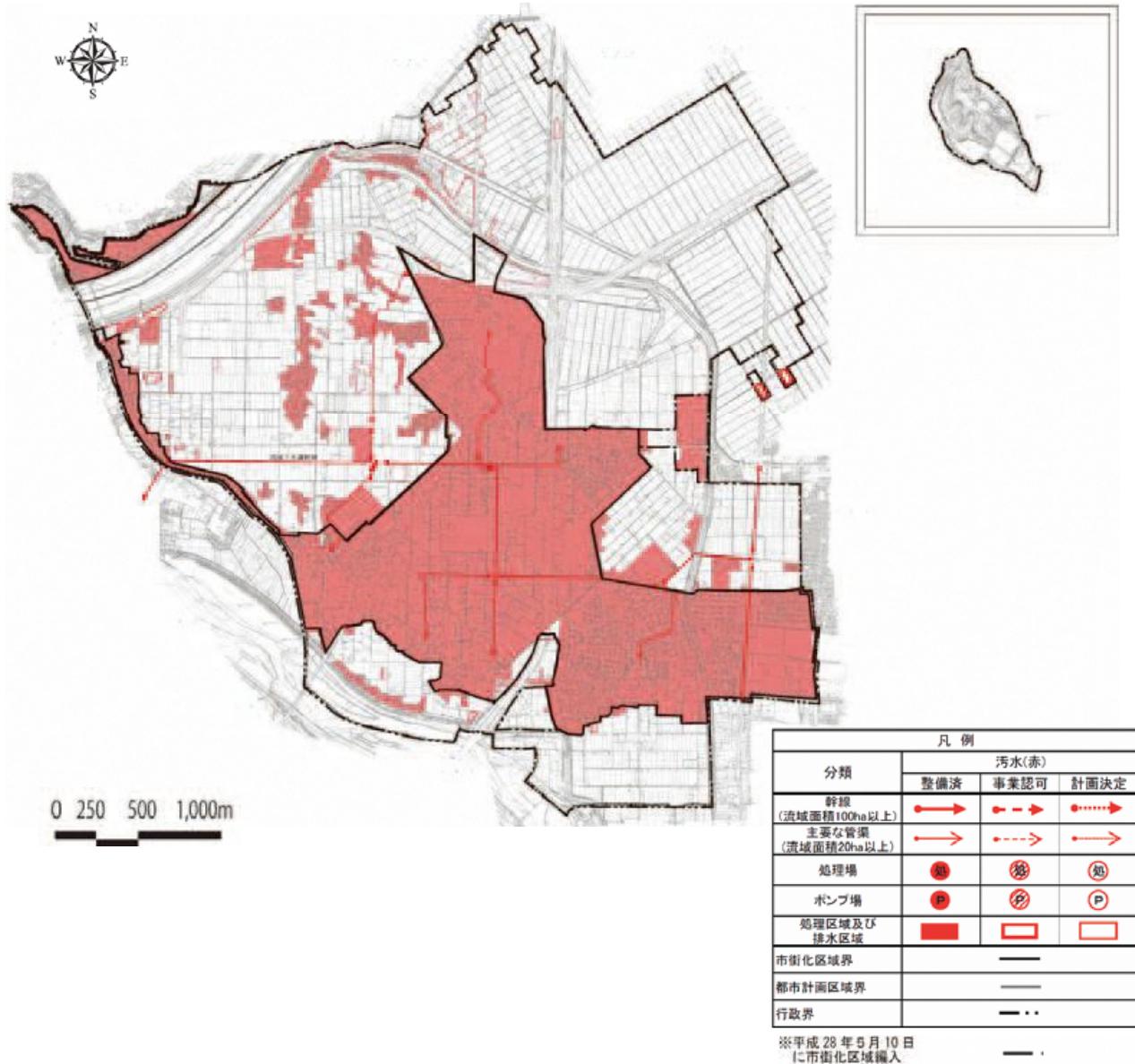
本町の下水道は、着実に整備が進み、普及率は90%を超えています。

■ 下水道（汚水）の整備状況

		整備済	
		平成16年度末時点	平成24年度末時点
汚水	整備面積(ha)	371.0	490.5
	整備区域人口(人)	13,406	15,404
	計画区域人口(人)	17,600	17,558
	人口普及率(%)	77.9	93.0

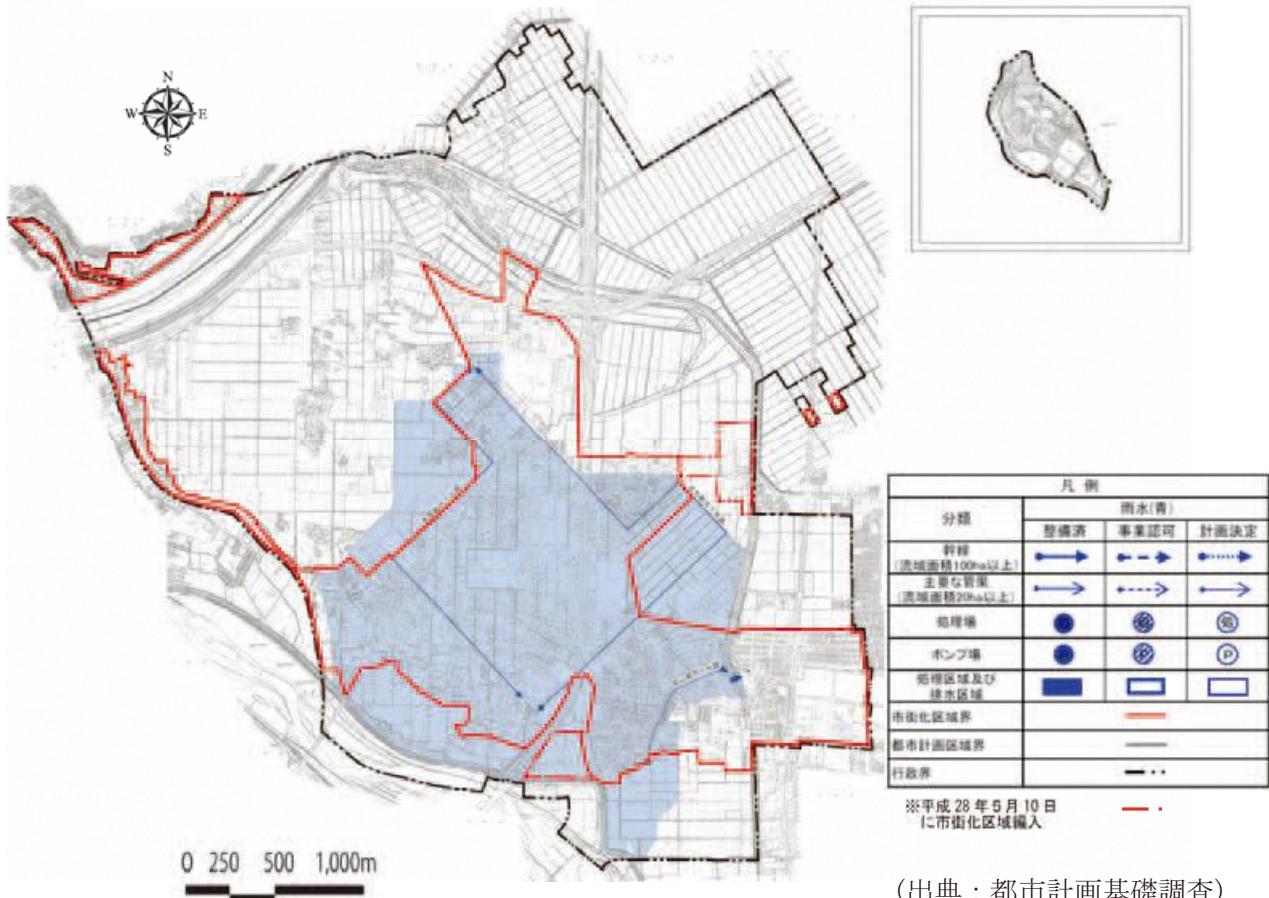
(出典：久御山町統計書、久御山町ミニ統計書)

■ 下水道網(汚水) (平成 24 年度)



第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

■ 下水道網(雨水) (平成 24 年度)

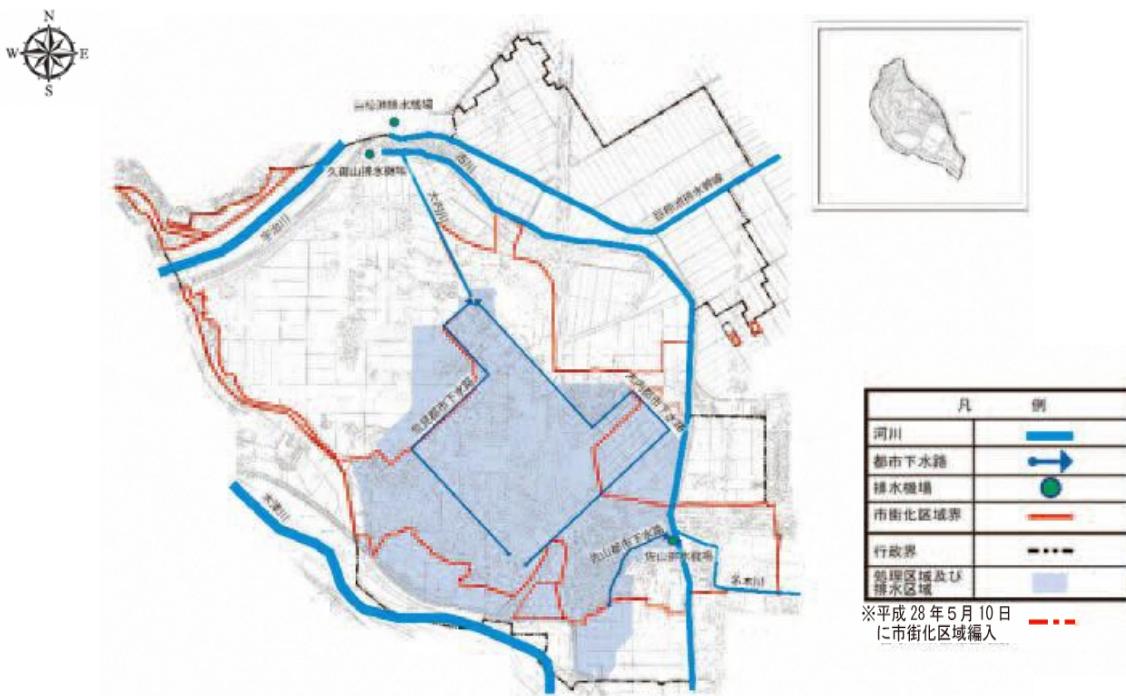


第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(ウ) 河川

本町は木津川と宇治川に挟まれ、山城盆地の最低地に位置することから、過去から水との闘いが幾度となく繰り返され、治水対策には特に力を注いできました。しかしながら、近年では想定を超えるような異常な降雨もみられることから、水害を起こさないための内水の排除対策が大きな課題です。

■ 河川

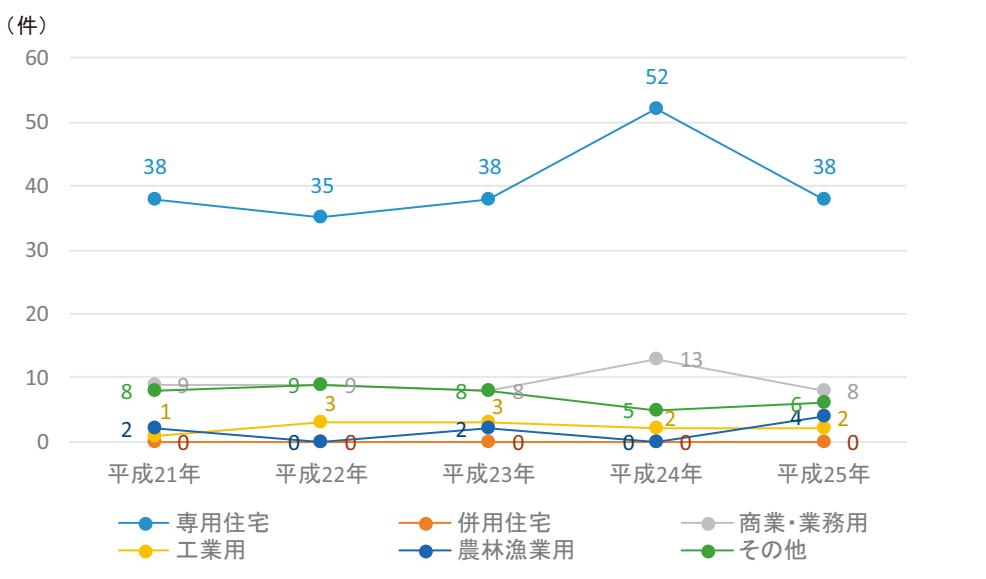


工 住宅等

(ア) 住宅建設の動向

本町の用途別建築物の新築着工数は、平成24年に突出した値を示していますが、その他の年は同様の傾向を示しています。

■ 用途別建築物新築状況



(出典：久御山町統計書)

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

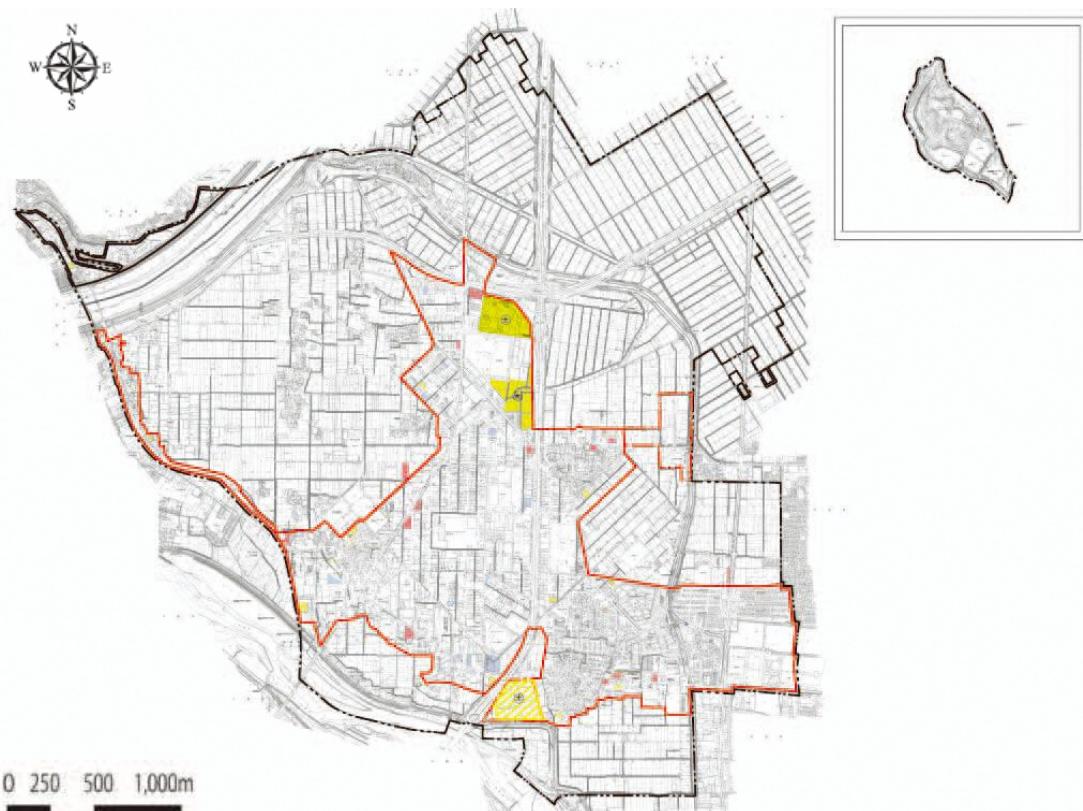
(1) 市街地開発事業の現況

市街地開発事業の現況をみると、近年では南大内土地区画整理事業が完了しています。

■ 市街地開発事業の現況

事業方法	事業主体	事業面積	事業期間（年度）	用途
土地区画整理事業	大内土地区画整理組合	約6.4ha	H7～H12	工業地域
土地区画整理事業	南大内土地区画整理組合	約5.2ha	H18～H20	準工業地域
土地区画整理事業	佐山土地区画整理組合	約5.9ha	H27～	準工業地域

■ 市街地開発事業位置図（平成24年度）



凡例				
分類	事業分類	a.完了	b.現在進行中	c.将来
土地区画整理事業	(土)	■	▨	□
開発許可による開発行為	住宅用	■	▨	
	商業用	■	▨	
	工業用	■	▨	
	農林漁業用	■	▨	
	その他	■	▨	
5年間の面整備済み区域		▨		
市街化区域界		—		

※平成28年5月10日に市街化区域編入

(出典:都市計画基礎調査等)

※ 土地区画整理事業は年度に関わらず全て記載
開発許可による開発行為は、平成24年度を基準として、過去5年間のものを記載

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(4) 近年の開発許可の状況

平成19年から5年間の開発許可の実績では商業系又は工業系の開発が多く、住宅系の開発は少ない状況です。

■ 開発許可状況

		市街化区域						市街化調整区域					
		住宅	商業	工業	農林漁業	その他	合計	住宅	商業	工業	農林漁業	その他	合計
平成19年	m ²		4,030	6,525			10,555		1,323				1,323
	(件)		(2)	(3)			(5)		(1)				(1)
平成20年	m ²	3,876		4,718		2,359	10,953						0
	(件)	(2)		(4)		(1)	(7)						(0)
平成21年	m ²		4,807	956			5,763	296					296
	(件)		(3)	(1)			(4)	(1)					(1)
平成22年	m ²		3,361				3,361	198				3,786	3,984
	(件)		(1)				(1)	(1)				(1)	(2)
平成23年	m ²	3,431	1,563	5,005		1,442	11,441						0
	(件)	(2)	(1)	(1)		(1)	(5)						(0)

(出典：都市計画基礎調査)

【都市基盤等のまとめ】

- ・広域的な連携を担う第二京阪道路や京滋バイパス及び京都縦貫自動車道の全線開通により、広域交通の利便性の向上が図られています。
- ・主要な幹線道路として南北方向に地域連携幹線である国道1号、国道24号があり、東西方向には地域生活幹線である府道宇治淀線と府道八幡宇治線が通っています。そして、これらの幹線道路を補完する生活幹線道路として町道が整備されています。
- ・幅員別道路現況をみると、市街化区域内の道路の多くは幅員6m以上が確保されていますが、既存集落等では一部幅員4m未満の道路があります。
- ・都市公園の整備状況は、12箇所6.0haとなっています。
- ・公共上水道は、普及率が99.9%となり、ほぼ整備が完了しています。
- ・公共下水道（汚水）は、着実に整備が進み、普及率は90%を超えていました。
- ・宇治川・木津川に挟まれた本町にとって、水害を起こさないための内水の排除対策が大きな課題です。
- ・建築物の新築着工数は、平成24年に突出した値を示していますが、その他の年は同様の傾向を示しています。
- ・平成19～23年の5年間の開発許可の実績では商業系又は工業系の開発が多く、住宅系の開発は少ない状況です。

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

2 住民意向

第5次総合計画の見直しにあたり実施した、住民アンケートの結果から、まちの将来像や定住の意向、土地利用の意向などを抽出し、整理しています。

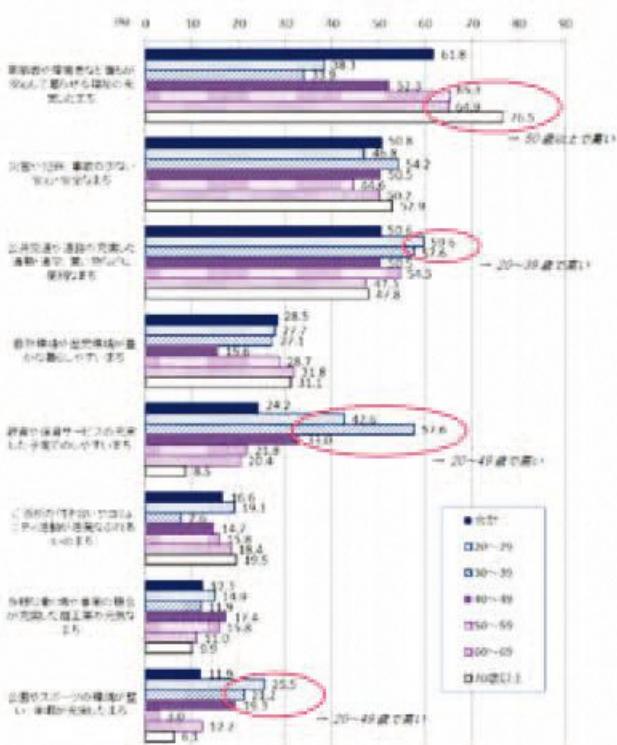
【調査概要】

- ① 対象者：20歳以上(基準日：平成26年6月15日)の住民2,470人を住民基本台帳から無作為抽出
- ② 調査日：平成26年7月1日(火)～7月15日(火)(約2週間)
- ③ 配布・回収方法：郵送により配布・回収を行う。
- ④ 回収率37.0% (配布数：2,470、回収数913)

(1) まちの将来像(年齢別集計・主なもの)

20～29歳、30～39歳では「公共交通や道路の充実した通勤・通学、買い物などに便利なまち」が他年齢階層より高くなっています。また、「教育や保育サービスの充実した子育てのしやすいまち」や「公園やスポーツの環境が整い、余暇が充実したまち」では、合わせて40～49歳でも高くなっています。

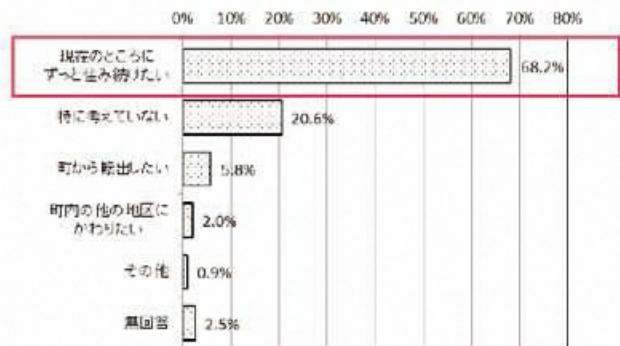
50～59歳、60～69歳、70歳以上では「高齢者や障害者など誰もが安心して暮らせる福祉の充実したまち」が約64%以上であり、他年齢階層より高くなっています。



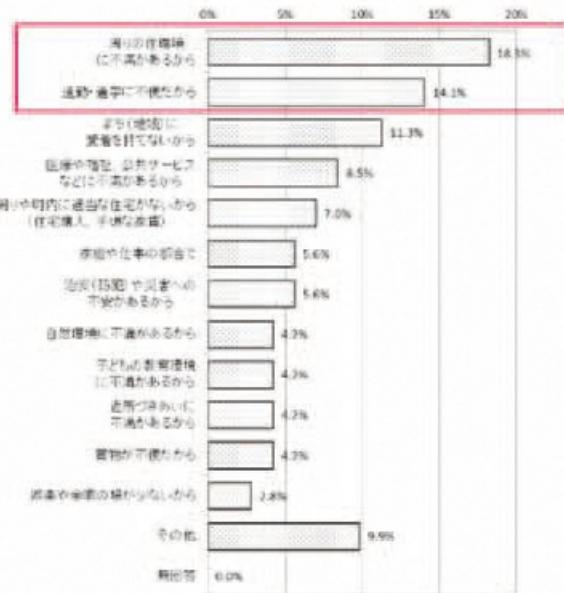
(2) 定住意向と住み替えた理由

「現在のところにずっと住み続けたい」が最も高く、約7割(68.2%)を占めており、次いで「特に考えていない」が20.6%となっています。

なお、「町から転出したい」「町内の他の地区にかわりたい」と回答した人の住み替えた理由は、「周りの住環境に不満があるから」が18.3%で最も高く、次いで、「通勤・通学に不便だから」が14.1%を占めています。



第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題



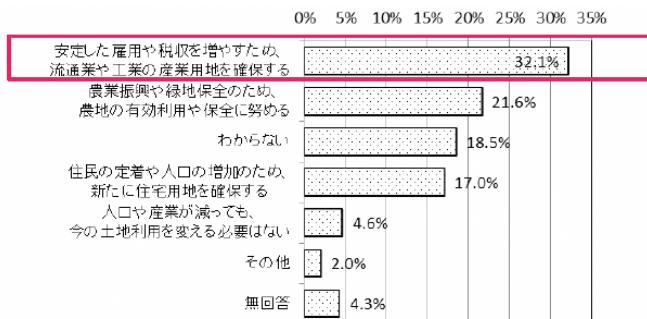
(3) 土地利用で重視すること

「安定した雇用や税収を増やすため、流通業や工業の産業用地を確保する」が32.1%で最も高くなっています。

一方、「人口や産業が減っても、今の土地利用を変える必要はない」は4.6%と低くなっています。

(4) 本町の魅力

本町の魅力について、「守りたい景色・風景」に関する内容が264人と最も多く、その中でも「木津川の流れ橋」など木津川に関する意見が最も多くあがりました。



主な内容・キーワード（5件以上のもの）	件数
守りたい景色・風景 ・木津川の流れ橋、木津川の河川敷と堤防を含む景観 ・田畠、稻刈りや雪化粧といった四季折々に変容する田園風景 ・巨椋池の自然 ・東一ヶ口、前川堤防、桜並木 ・吉川の風景 ・雙葉神社など	264
大切にしたい歴史や文化、風習 ・町の祭り（地域の祭、ふるさとフェア、福祉まつり、文化祭等） ・久御山の歴史・文化・風習 ・社寺の歴史 ・山田家など	51
まちの個性・ブランド ・ゆうホール図書館 ・イオン ・優しさや人情あふれる人柄など	60
特産品 ・淀大根／丸大根 ・野菜、トマト、九条ネギ、ホウレンソウなど	98

(5) 意向のまとめ

- まちの将来像については、「災害や犯罪、事故の少ない安全・安心なまち」「公共交通や道路の充実した通勤・通学、買い物などに便利なまち」が全年齢階層で高く、安心・安全で生活に便利なまちへの意向が高くなっています。
- 町外等への住み替えの意向の理由については、住環境への不満や通勤・通学の不便さがあげられています。
- 土地利用については、「安定した雇用や税収を増やすため、流通業や工業の産業用地を確保する」意向が高くなっています。
- 町の魅力については、「木津川の流れ橋」など守りたい景色・風景への意見が高くなっています。

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

3 社会の潮流

今後のまちづくりを考える上で留意すべき社会の潮流は、以下のように整理できます。

■ 少子高齢化・人口減少の進行

近年、我が国では平均寿命の伸びや出生率の低下にともない、急速に少子高齢化が進んでいます。特に、平成22年に23%であった65歳以上の高齢者の割合は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成24年1月推計)によると、平成36年には約30%に達すると予測されており、国や地方自治体の財政縮小や労働力の減少などの影響による地域活力の低下が懸念されます。この少子高齢化の進展などの要因を背景に、平成22年に1億2,806万人であった日本の総人口は、以降長期の人口減少過程に入り、平成32年代後半には全ての都道府県で人口が減少すると予測されています。

また、人口の急激な減少と高齢化に備え、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えのもと、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、平成26年に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されました。

今後は、都市の魅力向上による若年層世代の転出防止・転入促進や財源の確保、独自の活性化策などの対策による地域活力の回復が求められます。

■ 都市経営の効率化

高齢化が急速に進む昨今、各地方公共団体では保険・福祉・医療などに関わる経費の増大にともない、社会資本整備費が制約されてきています。

一方で、高度経済成長期を中心に整備された大量の都市施設の老朽化が進み、健全な都市の発展に必要不可欠な都市基盤の改築や適切な維持管理が困難となることを要因として、都市が破綻することも現実味を帯びてきており、社会資本の計画的・効率的な維持管理・更新や自主財源の確保、行政改革の推進による都市経営の効率化が求められます。

■ 地方分権の進展

各地方自治体では、平成12年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行を契機として、平成18年に「地方分権改革推進法」が成立、平成22年の「地域主権戦略大綱」の閣議決定を経て、平成23年に「地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立するなど、自らの判断と責任による自治体運営が進められています。

こうした中で、厳しい財政面や激化する都市間競争を生き抜くためにも、地域の実情に即し地域の特性を活かした個性的・独自的な地域づくりが求められます。

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

■ 安全・安心に対する意識の高まり

近年は、地震や台風、集中豪雨などの自然災害が多発化・多様化・大規模化する傾向にあり、人々の防災や減災に対する意識は極めて高くなっています。また、こうした自然災害だけでなく、原子力発電所事故や多様化・凶悪化する犯罪など、広がる社会不安を背景に、さまざまな分野において安全・安心の確保の大切さが一層強く認識されています。

このような課題に対応するためにも、地域防災力の強化や防犯活動の推進、地域の中で協力し合えるネットワークの形成など、安全・安心対策の確立が求められます。

■ 地球環境問題への意識の高まり

平成9年12月に採択された気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書において、我が国では温室効果ガスの排出量を平成20年から平成24年までに平成2年比6%の削減を行うことが定められています。これを契機として、地球温暖化に代表される地球環境問題をはじめ、ヒートアイランドや大気汚染など、国民や企業の環境保全に対する意識は確実に高まりをみせており、環境にやさしい暮らしの実現が求められます。

また、東日本大震災での原発事故を契機として我が国が直面しているエネルギー制約の面からも、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの積極的な活用など、持続可能な資源循環型・低炭素型の社会の構築に向けた取り組みが必要となります。

■ 値値観・ライフスタイルの多様化

生活水準の向上や余暇時間の増大を背景として、人々の価値観は「経済的な豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する方向へと大きく変化し、ライフスタイルについてもこれまで以上に「質」が重視されるなど、市民ニーズの高度化・多様化が進んでいます。

一方で、これまでの都市政策は急激な都市化や人口増加を背景とした「量」的充足の効率的な達成を目的としており、良好な都市景観の創出や身近な生活環境の改善などの都市の「質」的向上といった現状の課題に的確に対応できていないのが実態です。

このような課題に対応するためにも、市民ニーズの把握や地域に密着したまちづくりを目指すなど、都市政策を柔軟に多様化することが求められます。

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

4 広域・地域におけるまちづくりの動向

(1) 将来における広域とのつながり

本町では、広域的な連携を担う高速道路として、第二京阪道路や京滋バイパスが位置し、平成27年には、京都縦貫自動車道の全線開通など、広域交通の利便性の向上が図られています。また、将来における本町周辺の広域道路網を見ると、平成35年度には新名神高速道路が全線開通する予定であり、加えて、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業が平成34年度開業を目指して進められているところであり、交通基盤を利用した利便性の高いまちづくりを推進するとともに、交流のさらなる活発化が求められています。

■ 広域交通網図



第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(2) 広域におけるまちづくりの動向

ア 広域における上位計画と関連計画

本計画は、次の関連する広域的なまちづくり計画を踏まえ策定することとなります。

「明日の京都」中期計画

(平成27年4月～平成31年3月：京都府)

「明日の京都」山城地域振興計画

(平成27年4月～平成31年3月：山城広域振興局)

宇治都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

京都都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(平成28年5月：京都府)

イ 広域から求められる本町の役割と機能

これらの上位計画と関連計画を踏まえ、広域から求められる本町の役割と機能を整理すると以下のようになります。

- 優れた文化、景観の保全・形成と都市機能の高度化による誰もが安心して、いきいきと暮らせる都市
- 災害に強くしなやかで安全な都市
- 豊かな歴史・文化・自然と充実する広域交通網を活かした産業拠点のある交流都市

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

(3) まちづくりの動向

平成37年度を目標年次とする第5次総合計画では、本町が町政運営の基本となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための基本方針を示すものとしています。

ア まちの将来像

つながる心 みなぎる活力 京都南に「きらめく」まち ～夢いっぱい コンパクトタウン くみやま～

イ まちづくりの目標

- 1 魅力と個性にあふれた強い産業を育みます
- 2 人と企業が定着したくなる基盤を整えます
- 3 安心して子どもを産み、育てられる環境をつくります
- 4 地域の力を結集した教育を進めます
- 5 人と人がふれあい、尊重し合う心を育みます
- 6 誰もが住みなれた場所でいきいき暮らせる地域をつくります
- 7 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます
- 8 地域力を活かした協働のまちづくりを進めます
- 9 「健全・安定・継続」した行財政運営を進めます

ウ 人口フレーム

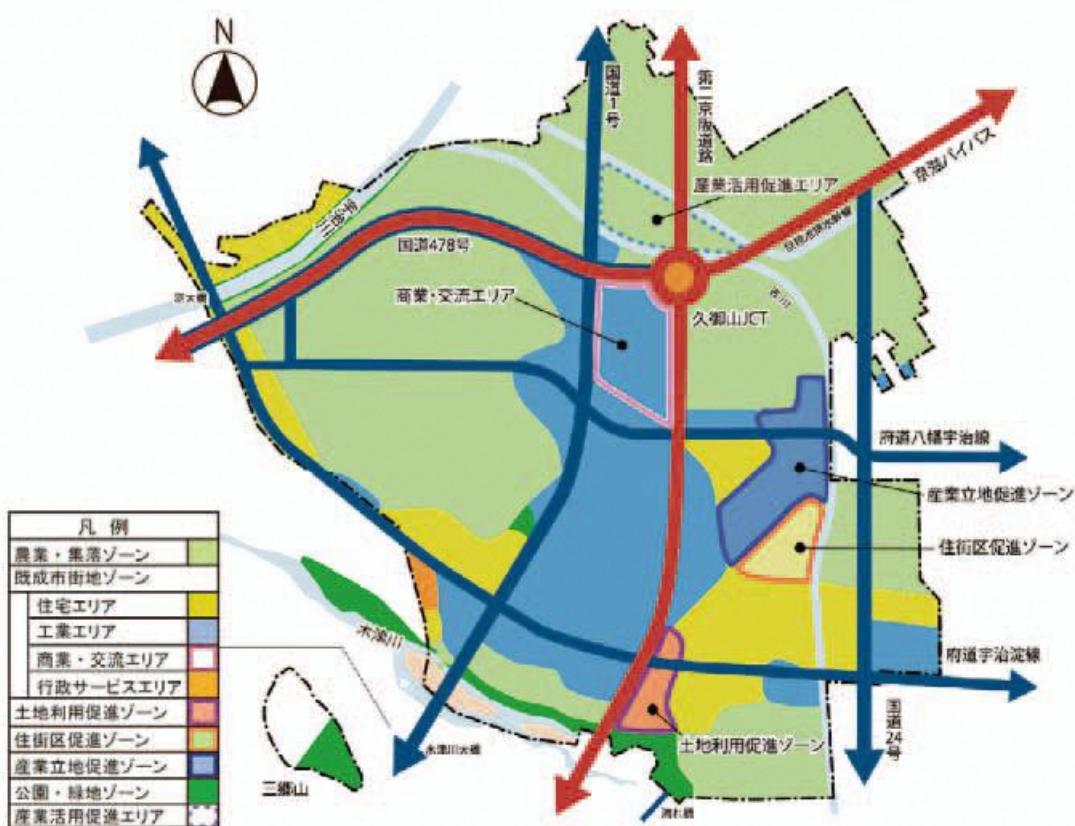
○平成37年度（2025年度） 人口フレーム : 16,000人
昼間人口フレーム : 28,000人

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

工 土地利用構想

将来の土地利用については、大都市近郊で展開される農業を行うための農地を保全するとともに、京滋バイパスや第二京阪道路などの広域幹線道路による地域特性を活かした産業活動を活性化するための土地利用をめざします。また、人口減少社会の中、地域のコミュニティを維持するとともに、子育て世代の転出を抑制するため、定住性を高めるための土地利用を促進するものとしています。

■ 土地利用構想図



第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

5 前回計画の実施状況

平成21年3月に策定した「久御山町都市計画マスタープラン」に掲げた施策について、主な実施済施策を整理すると以下のとおりです。

【土地利用】

- ・栄まちづくりアンケート調査の実施
- ・佐山地区地区計画、市田地区地区計画の決定
- ・総合病院の誘致
- ・佐山土地区画整理組合認可（組合施行）

【都市施設の整備】

- ・第二京阪道路全線供用の要請⇒平成22年全線供用開始
- ・府道宇治淀線田井交差点改良の要請⇒平成27年度改良済
- ・巡回バス（のってこバス）を廃止しデマンドタクシー（のってこタクシー）を運行開始（平成27年12月）
- ・宮ノ後北畠線舗装打ち替え
- ・個性あふれる公園整備事業として北代西公園を改修
- ・ポケットパーク整備事業として森ポケットパーク、相島ポケットパークを整備
- ・国の事業により整備された古川伴走部の北川顔北公園の移管
- ・大橋辺などの開発によってできた公園の帰属
- ・古川の町域部分改修完了
- ・巨椋池排水幹線の町域部分改修完了
- ・幼保一体事業の着手
- ・ごみ指定袋制の導入や分別区分（プラマーク）が実施できる環境の整備
- ・小型家電リサイクルのBOX回収の導入

【都市環境の整備】

- ・建物耐震化補助

これらの実施状況については、前回都市計画マスタープランの構想の全てを満たすものではなく、引き続き構想の実現に向けて、事務事業を進めていく必要があります。

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

6 まちづくりの基本的課題

ここまで整理してきた、「本町の現況」「住民意向」「社会の潮流」「広域・地域におけるまちづくりの動向」「前回計画の実施状況」を踏まえ、まちづくりの課題を整理します。

○本格的な少子高齢・人口減少社会に対応するまちづくり

人口の急激な減少と高齢化に備え、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいく必要があります。

そこで、本町におきましては、久御山町らしい『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考え方を取り入れた都市構造の形成が必要です。

○子育て世代が住みたいと思える魅力あふれるまちづくり

久御山町第5次総合計画の策定において実施したアンケート調査により、町外等への住み替えの意向の理由として、住環境への不満や通勤・通学の不便さがあげられています。

このような住民の意向を踏まえ、これから町を支える子育て世代の転出を防ぐために、既存集落等における狭あい道路の解消といった住環境整備や公共交通環境を充実させるとともに、木津川の流れ橋や前川堤の桜並木など、本町特有の良さを十分に活かした魅力あふれるまちづくりが必要です。

○交流人口の増加や産業の維持・増進を図る活力あふれるまちづくり

本町には、鉄道駅はないものの、国道1号、国道24号に加え、近年の本町内における第二京阪道路や京滋バイパス、国道478号の開通、さらに、京都縦貫自動車道の全線開通により、京都・大阪・奈良・滋賀等を結ぶ道路交通ネットワークがより一層充実してきました。

また、平成28年に第二京阪道路久御山南ICに近接して、救命救急や高度な専門的医療を提供する総合病院が開院するなど、道路交通ネットワークの活用によってさらなる発展が期待されています。広域的な交流人口を増加させるためにも、渋滞の解消による円滑な道路交通の確保に努め、産業の維持・増進を図るなど、活力あふれるまちづくりが必要です。

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

○自然環境と共生する安全・安心に暮らせるまちづくり

近年は、地震や台風、集中豪雨などの異常気象による自然災害の多発化や多様化、大規模化する傾向にあり、人々の防災や減災に対する意識は極めて高くなっています。特に本町は、宇治川と木津川に挟まれた山城盆地の低地に位置することから、地震はもとより、風水害などへの対策が重要となります。

また、こうした自然災害に限らず、原子力発電所事故や多様化・凶悪化する犯罪など、広がる社会不安を背景に、さまざまな分野において安全・安心の確保の大切さが一層強く認識されています。

このため、本町が有する広大な農地などの自然環境と共生しながら、安全・安心に暮らせるまちづくりが必要です。

○住民・事業者・行政の協働によるまちづくり

まちづくりにおいて、高度化・多様化する住民のニーズや各地域の特性・課題にきめ細かく対応し、魅力ある地域社会を実現していくためには、住民・事業者・行政の協働による取り組みが必要です。

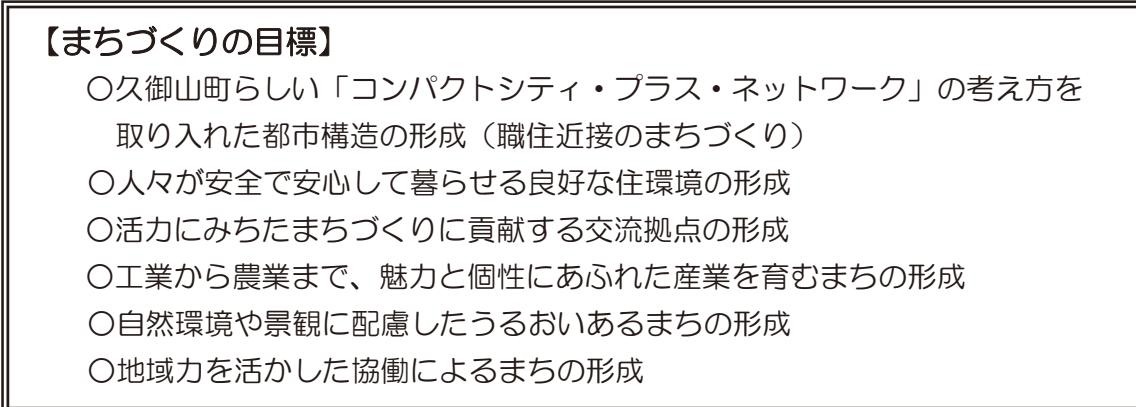
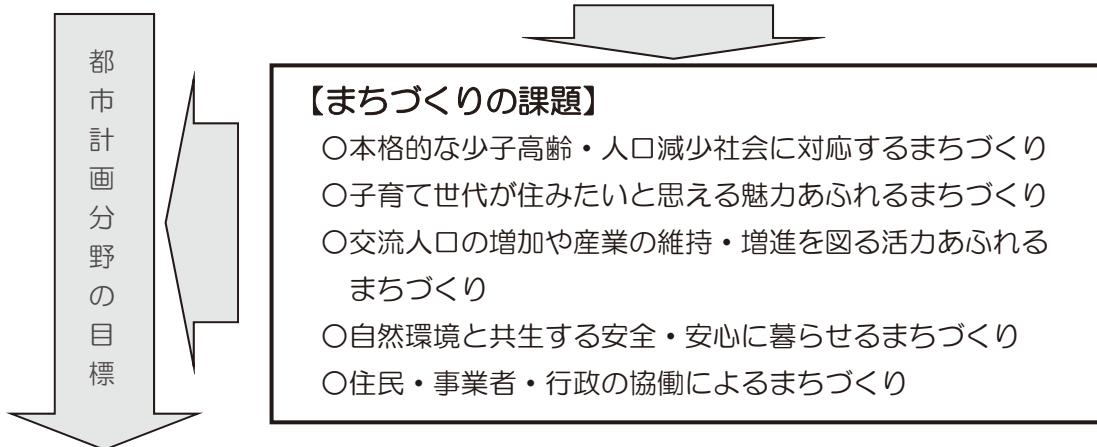
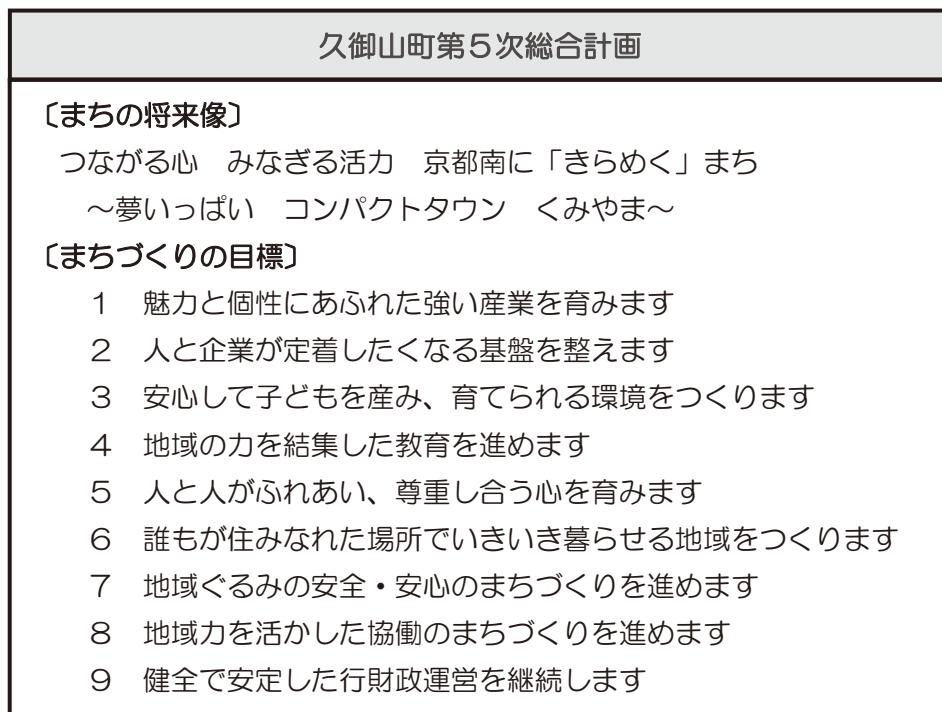
そこで、本町におきましては、住民や事業者との協働と参画の推進に向けた仕組みづくりが必要です。

第3章 まちづくりの方針

第3章 まちづくりの方針

1 まちづくりの目標

『久御山町都市計画マスターplan』で目指す都市像は、上位計画である『久御山町第5次総合計画』で掲げる「まちの将来像」を踏襲し、前章で整理した「まちづくりの課題」を踏まえ、まちづくりの目標を以下のように定めます。



第3章 まちづくりの方針

○久御山町らしい「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方を取り入れた都市構造の形成（職住近接のまちづくり）

広域幹線道路の交差部に交流拠点を、役場、公民館や運動・公園施設などの生活サービス施設・機能が集積する地区に生活拠点をそれぞれ配置し、その外縁に住宅地、産業地を配置させ、バスを中心とした公共交通を活用することなどにより誰もが自由に移動できる久御山町らしい『コンパクトタウン』の形成を目指します。

○人々が安全で安心して暮らせる良好な住環境の形成

住民の意向を踏まえ、これから町を支える子育て世代が暮らしやすいと思えるような住環境整備や公共交通環境を充実させます。さらに、本町は、宇治川と木津川に挟まれた山城盆地の低地に位置することから、地震はもとより、風水害などへの対策を行い、特に水害対策においては、内水排除対策計画を定め、国・府・関係市町と連携を図りながら計画に基づいた事業を推進し、安全で安心して暮らせるまちの形成を目指します。

○活力にみちたまちづくりに貢献する交流拠点の形成

広域・地域幹線道路である第二京阪道路、京滋バイパス、国道478号、国道1号、国道24号が本町内を通り、京都・大阪・奈良・滋賀等を結ぶ道路交通ネットワークが形成されており、この交通環境の良さを活かし、広域的な交流人口を増加させる交流拠点の形成を目指します。

○工業から農業まで、魅力と個性にあふれた産業を育むまちの形成

大都市圏にありながら充実した都市近郊農業、中小事業者を中心とした多様性のあるものづくり、広域的に集客する商業など、本町の産業はまちの個性の一つです。こうした個性や交通環境の良さを活かした産業の維持・増進を図るなどし、工業・流通業務地から農地まで人々が働く魅力あふれる産業地の形成を目指します。

○自然環境や景観に配慮したうるおいあるまちの形成

本町が有する広大な農地などの自然環境と共生しながら、木津川の流れ橋や前川堤の桜並木など、本町特有の良さを十分に活かしたうるおいあるまちの形成を目指します。

○地域力を活かした協働によるまちの形成

魅力ある地域社会の実現に向け、高度化・多様化する住民のニーズや各地域の特性・課題にきめ細かく対応するため、自治会や地域住民、地元企業、NPO等の多様な主体がまちづくりに参画できる仕組みづくりを検討し、それぞれの主体的な活動に基づく地域力を活かした協働によるまちの形成を目指します。

2 将来都市フレーム

『久御山町都市計画マスターplan』での将来都市フレームは、上位計画である『久御山町第5次総合計画』で設定した「人口フレーム」を踏襲し、以下のように定めます。

【人口フレーム】

平成37年度（2025年度）：16,000人

この人口フレームをめざし、市街化区域における既存住宅地の有効活用の促進、職住近接や若い世代の住宅需要に対応した新たな住宅地の確保など、定住促進に関する施策を積極的に推進します。

—「まちづくりの目標」への寄与—

- 人々が安全で安心して暮らせる良好な住環境の形成

【昼間人口フレーム】

平成37年度（2025年度）：28,000人

この昼間人口フレームをめざし、本町の発展を支えてきた商工業や農業など地域産業の発展と、働きやすいまちを実現するための施策を積極的に推進します。

—「まちづくりの目標」への寄与—

- 工業から農業まで、
魅力と個性にあふれた産業を育むまちの形成
- 活力にみちたまちづくりに貢献する交流拠点の形成

第3章 まちづくりの方針

◆人口フレーム －「久御山町第5次総合計画」より－

本町の人口は、昭和60年（国勢調査）の19,136人をピークに減少を続け、平成22年では、15,914人となっています。少子高齢化に加え、本町の人口動態の特徴として、自然動態では近年でも微増している年がありますが、社会動態では転出が多く、特に20～30歳代の年齢層における転出超過が大きいことにより人口減少が続いています。

平成25年3月に示された「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）による平成37年推計人口は、13,967人となっています。

① 平成22年までの国勢調査をもとにした人口推計



しかし、今後のまちづくりにおいては、福祉分野や地域自治において、自助、共助を実現する地域コミュニティの維持・活性化は不可欠であり、また、一定の人口規模がなければ、商業をはじめ、民間サービスの撤退など社会サービスの維持を困難にすることが予想されます。

そこで、市街化区域における既存住宅地の有効活用を促進するとともに、職住近接や若い世代の住宅需要に対応した新たな住宅地を確保するための土地利用を計画的に推進し、目標年次の平成37年におけるめざす人口フレームを16,000人と設定します。

この人口フレームをめざした定住促進施策を積極的に推進します。

平成37年度(2025年度): 16,000人

◆昼間人口フレーム ー「久御山町第5次総合計画」よりー

本町は、町内に立地する事業所が多いことから、近隣市町からの流入により昼間人口が多く、平成22年の国勢調査では、昼夜間人口比率が174.8%と、全国の市町村（20大都市の各区を除く）では第3位の高さにあります。

そこで、従来の人口フレームとあわせ、新たに、本町の特色である産業活力を維持するための「昼間人口フレーム」を定めることとし、近年の昼間人口を勘案し、目標年次の平成37年における昼間人口フレームを28,000人と設定します。

本町の発展を支えてきた商工業や農業など地域産業の発展と、働きやすいまちを実現するための施策を積極的に推進します。

平成37年度(2025年度): 28,000人

② 国勢調査昼夜間人口比率等の経過



3 将来の都市構造

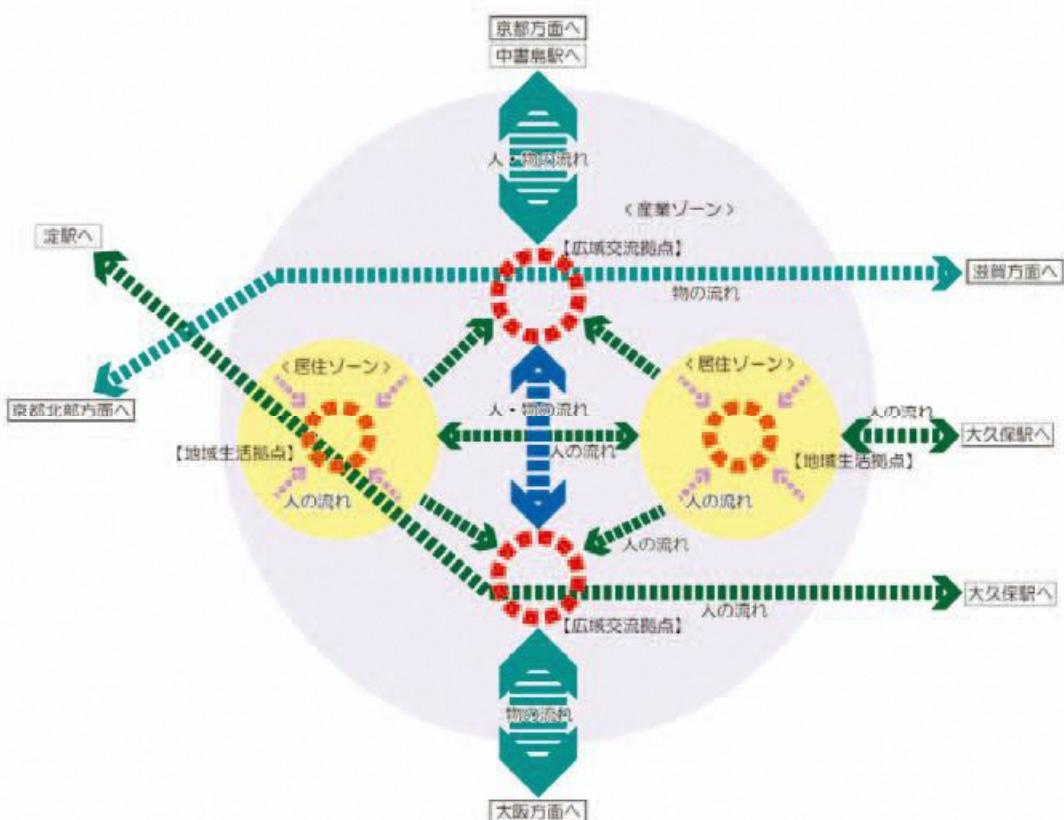
(1) まちの構造の基本的な考え方

我が国は、人口の急激な減少と高齢化に備え、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考え方で都市を構成することが重要となり、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいく必要があると考えられています。

そこで、本町は、このような考え方を基に、職住近接が実現できる環境と企業集積を生かし、効率的な土地利用と、道路や公共交通の利便性、公園緑地や生活環境などの快適性をあわせ持った『コンパクトタウン』の形成を目指します。

【久御山町『コンパクトタウン』の考え方】

- 役場、公民館や運動・公園施設などの生活サービス施設・機能が集積する「地域生活拠点」を中心に人々が暮らす「居住ゾーン」を形成します。
- 大規模商業施設や総合病院などの交流施設・機能が集積する「広域交流拠点」を広域幹線道路の交差部に形成します。
- これらの拠点を「人の流れ」というバスを中心とした公共交通等で結びます。
- また、「居住ゾーン」の外縁に工業・流通業務地や農地などで人々が働く「産業ゾーン」を形成し、自動車交通を中心とした「物の流れ」により京都北部・大阪・滋賀等と結びます。



第3章 まちづくりの方針

(2) 将来の都市構造

【都市核】

＜広域交流拠点＞

- 広域幹線道路である第二京阪道路・国道1号と京滋バイパス・国道478号との交差部周辺においては、既存の大規模商業施設を中心とした交流施設・機能の集積を目指し、活力にみちたまちづくりに貢献する「広域交流拠点」を形成します。
- 広域幹線道路である第二京阪道路と地域幹線道路である府道宇治淀線との交差部である久御山南IC周辺においては、総合病院を中心とした医療・福祉関連による交流施設・機能の集積を目指し、活力にみちたまちづくりに貢献する「広域交流拠点」を形成します。

＜地域生活拠点＞

- 役場、中央公民館及び保健・地域福祉総合センターを中心とした地区においては、久御山中央公園も含め住民の暮らしの中心となる施設・機能の集積を目指し、安全で安心して暮らせる環境を支援する「地域生活拠点」を形成します。
- 総合体育館、町民プール及び生涯学習施設を中心とした地区においては、住民の暮らしの中心となる施設・機能の集積を目指し、安全で安心して暮らせる環境を支援する「地域生活拠点」を形成します。

【都市軸】

＜広域交流軸＞

- 第二京阪道路、京滋バイパス、国道478号は、京都、大阪、奈良、滋賀等を結び本町の魅力と個性にあふれた産業を支える「広域交流軸」を形成します。

＜地域交流軸＞

- 国道1号、国道24号は、本町の魅力と個性にあふれた産業を支えるとともに、安全で安心して暮らせる住民の生活を支える商業施設の集積を図る「地域交流軸」を形成します。

＜地域生活軸＞

- 府道宇治淀線、府道八幡宇治線は、安全で安心して暮らせる住民の生活を支える商業施設の集積や町外の鉄道駅への連携を図る「地域生活軸」を形成します。

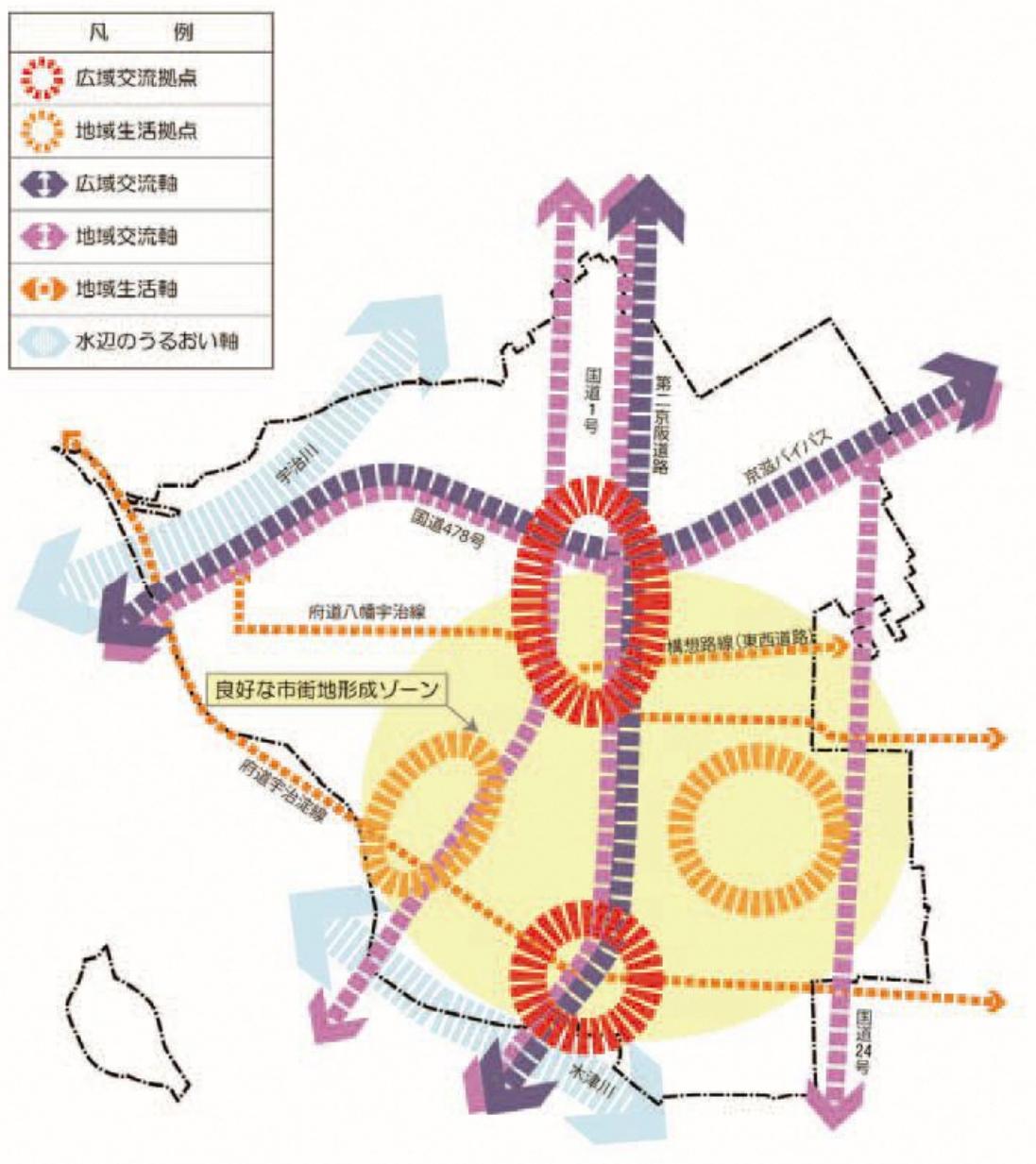
＜水辺のうるおい軸＞

- 宇治川、木津川は、自然環境や景観に配慮した安全でうるおいある「水辺のうるおい軸」を形成します。

第3章 まちづくりの方針

【一利便性が高く、職住が近接し、安全で快適な市街地の形成を目指すゾーン】

- 久御山町第5次総合計画に掲げる「コンパクトタウン」に対応したまちづくりのため、バスを中心とした公共交通を活用するなど、利便性が高く、職住が近接し、安全で快適な市街地の形成を目指します。
- 広域交流拠点、地域生活拠点を中心とした居住ゾーン、その間に広がる産業ゾーンの一部を含むエリアを、「良好な市街地形成ゾーン」として位置づけ、その方針を以降に掲げます。



4 まちづくりの整備方針

(1) 将来の土地利用方針

将来の土地利用方針では、概ね平成37年度を目途として、整備あるいは検討を進めるべき土地利用の方針を示します。

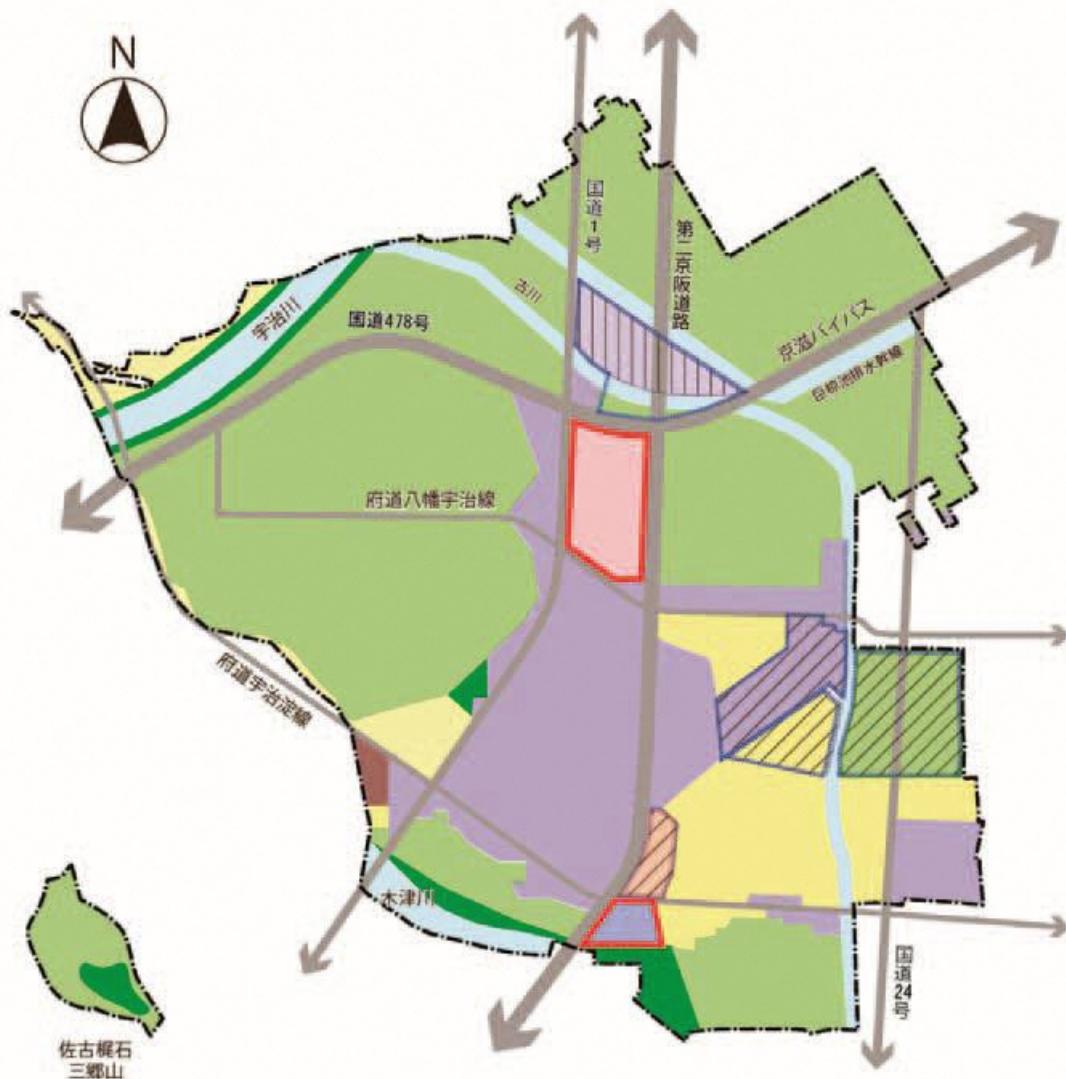
既成市街地ゾーン	住宅エリア	<p>市街化区域内の住居系用途地域を中心とする区域で、各用途地域に基づく適正な建築活動の誘導を図るとともに、居住環境の充実を図ります。</p> <p>既存の集落地を中心とする住居地域については、良好なまちなみ景観を保全する施策の展開を図ります。都市再生機構の住宅団地を中心とする中高層住居専用地域、一戸建て住宅を中心とする低層住居専用地域については、良好な環境を保全しつつ一層の居住環境の充実を図ります。</p> <p>役場、中央公民館及び保健・地域福祉総合センターを中心とした地区においては、久御山中央公園も含め住民の暮らしの中心となる施設・機能の集積を目指します。</p>
	工業エリア	<p>市街化区域内の工業系用途地域を中心とする区域で、周辺の住環境に配慮しつつ、工業活動の増進を図るとともに、工業地の環境の向上を図ります。</p> <p>工業・流通サービス等が集積する工業地域、工業専用地域については、敷地内及び周辺部における緑地の確保を図ります。準工業地域については、道路の整備やオープンスペースの確保などによって住宅と事業所が共存できる環境整備を図ります。</p> <p>産学官連携を軸にした地域企業の事業活動の高度化・活性化による産業の維持・発展を促進します。</p>
	商業・交流エリア	<p>大規模商業施設と一体となって、「まちの駅クロスピアくみやま」やバスターミナルの利用を促進し、魅力とにぎわいのあるまちの交流拠点機能の充実を図ります。</p> <p>大規模商業施設と中小売店舗が共存した魅力あふれる商業空間の維持・向上を図ります。</p>
	医療・福祉・交流エリア	広域幹線道路である第二京阪道路と地域幹線道路である府道宇治淀線との交差部である久御山南IC周辺においては、総合病院を中心とした医療・福祉関連による交流施設・機能の集積を目指します。
	行政サービスエリア	役場、消防本部等が集積する区域で、住民サービスの充実を図ります。

第3章 まちづくりの方針

産業立地促進ゾーン	市街化区域拡大の検討とあわせて、周辺の住環境に配慮した産業活動の活性化を図るための土地利用を促進します。企業ニーズに応じた産業用地の確保に努めます。
住街区促進ゾーン	市街化区域拡大の検討とあわせて、周辺の住環境や公共施設と調和した定住促進を図るための快適な住宅地形成を促進します。 総合体育館、町民プール及び生涯学習施設を中心とした地区においては、住民の暮らしの中心となる施設・機能の集積を目指します。
土地利用促進エリア	市街化区域拡大の検討とあわせて、幹線道路の沿道機能活用や定住促進を図るとともに、周辺の住環境に配慮した土地利用を促進します。
産業活用促進エリア	久御山ジャンクション北側周辺については、社会経済動向をみながら、交通結節点という利点を活かした産業流通施設などの土地利用を検討・促進します。
将来市街化検討エリア	周辺地域の動向に合わせて、計画的な土地利用を検討します。
農業・集落ゾーン	農業生産基盤の整備や農地の保全を図るとともに、地域の実情に応じた土地利用の誘導に努めるなど、集落の住環境の向上を図ります。
公園・緑地ゾーン	久御山中央公園や宇治川、木津川の河川緑地の区域で、環境保全、レクリエーション、防災機能の整備・充実を図るとともに、景観に配慮し良好な親水空間の確保を図ります。

第3章 まちづくりの方針

■ 土地利用の方針図



凡		例	
既成市街地ゾーン			
住宅エリア	[Yellow]	産業立地促進ゾーン	[Diagonal Lines]
工業エリア	[Purple]	住街区促進ゾーン	[Yellow with Diagonal Lines]
商業・交流エリア	[Red]	土地利用促進エリア	[Orange with Diagonal Lines]
医療・福祉・交流エリア	[Red with Blue]	産業活用促進エリア	[Vertical Stripes]
行政サービスエリア	[Brown]	将来市街化検討エリア	[Green with Diagonal Lines]
公園・緑地ゾーン	[Dark Green]	市街化検討ゾーン	[White]
農業・集落ゾーン	[Light Green]		

第3章 まちづくりの方針

(2) 市街地・集落地の整備方針

【基本方針】

- 地域の活性化と定住促進に向け都市機能の集積とアクセス性の向上による良好な市街地整備を推進します。
- 農業振興との調和を図りながら、将来都市構造や土地利用に応じた計画的な市街地整備を推進します。
- 住民・事業者・行政等が連携して良好な市街地環境の形成・保全を推進します。

【整備方針】

<良好な市街地形成ゾーン>

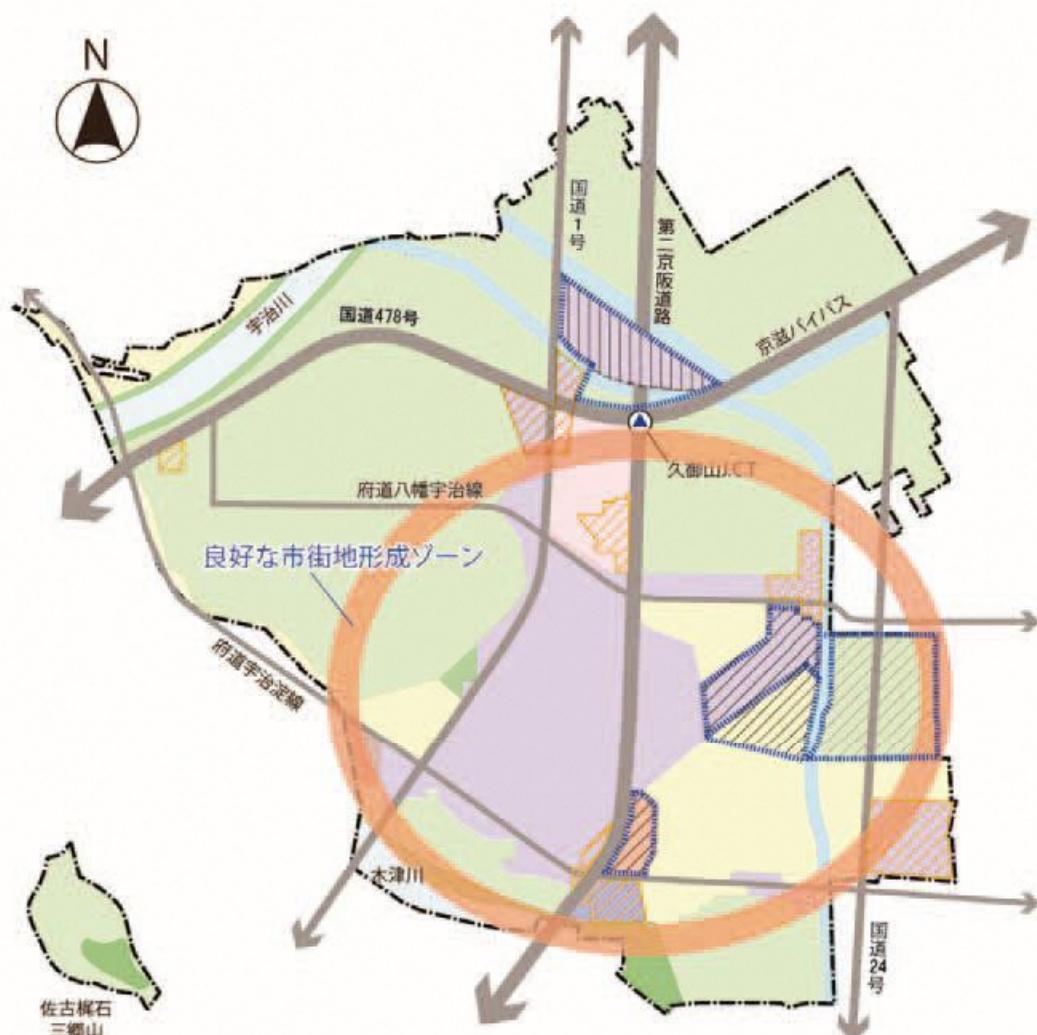
- ・産業立地促進ゾーンにおいては、既存の工場等や新規企業工場の立地等の事業拡大ニーズに対応できるように周辺の住環境に配慮し、産業活動の活性化を図るため、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画制度等を活用し、良好な市街地整備を推進します。
- ・住街区促進ゾーンにおいては、転出人口が多い20歳から30歳代の定住促進を図るために、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、徒歩、自転車や公共交通等のアクセス手段により、通勤・通学の利便性を確保するとともに、商業、医療、福祉などの日常生活サービス施設を利用しやすい良好な市街地整備を推進します。
- ・土地利用促進エリアにおいては、幹線道路の沿道機能活用や定住促進を図るため、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画制度等を活用し、良好な市街地整備を推進します。
- ・工業エリアにおいては、地区計画制度等を活用し、ミニ開発の防止や住工混在の解消に努め、良好な操業環境の形成に努めます。
- ・住宅エリアにおいては、地区計画制度や建築協定等を活用し、地区の特性に応じた土地利用や建築活動などを促進する住民合意のまちづくりを行い、良好な市街地環境の形成に努めます。
- ・商業・交流エリアについては、既存の地区計画制度を有効活用し、良好な商業機能の誘導を推進します。

- ・久御山ジャンクション北側周辺については、今後の社会経済動向および農業振興との調整や周辺の自然環境との調和に配慮しながら、交通結節点という利点を活かして、地区計画制度等を活用し、物流事業等を中心とした土地利用を図っていきます。
- ・市街化区域、市街化調整区域の線引き見直しについては、農業振興との調整や周辺の自然環境との調和に配慮しながら必要な区域について、市街化区域編入を検討します。

第3章 まちづくりの方針

- ・将来の土地利用計画、人口規模や交通量等を勘案し、都市計画道路や都市公園等の都市施設の適正な配置を検討し、防災性の確保とゆとりある市街地づくりを推進します。
- ・開発行為については、法令や開発指導要綱に基づき、適正な指導を行い、良好な市街地整備を推進します。
- ・空き家、空き地の現状を把握し、空き家対策計画を策定するなど適切な運用を推進します。

■ 市街地・集落地の整備方針図



風例		
既成市街地ゾーン		
住宅エリア	良好な市街地形成ゾーン	(Orange circle)
工業エリア	産業立地促進ゾーン	(Hatched)
商業・交流エリア	住街区促進ゾーン	(Yellow diagonal lines)
医療・福祉・交流エリア	土地利用促進エリア	(Red diagonal lines)
行政サービスエリア	産業活性化促進エリア	(Blue vertical lines)
農業・集落ゾーン	将来市街化検討エリア	(Green diagonal lines)
公園・緑地ゾーン	市街化検討ゾーン	(Blue squares)
	地区計画が定められている区域	(Yellow hatched)

第3章 まちづくりの方針

(3) 交通体系整備方針

ア 道路網

【基本方針】

- 歩行、自転車や公共交通などにより安全で安心して移動できる道路環境づくりを推進します。
- 渋滞の解消による円滑な道路交通の確保を推進します。

【整備方針】

<良好な市街地形成ゾーン>

- ・幹線道路の円滑な交通処理による渋滞緩和をめざし、第二京阪道路と府道八幡宇治線の交差点改良などの道路整備を要望します。
- ・歩行者や自転車通行の移動を安全で円滑にするため、町内幹線道路の歩道整備を要望します。

- ・渋滞緩和を図るための東西軸の強化をはじめ、道路ネットワークの形成や狭い道路の解消に努めます。
- ・生活利便性の向上を図るため、広域幹線道路と町内幹線道路の円滑な交通ネットワークの形成や第二京阪道路へのアクセス性を高めるための整備を推進します。
- ・道路については、路面性状調査及び舗装修繕計画等に基づいて計画的・効率的な補修・改修を推進します。
- ・橋りょうについては、長寿命化修繕計画に基づいて計画的・効率的な補修・改修を推進します。
- ・道路安全施設を含めた道路台帳のデジタル化を図り、効率的な道路管理を推進するとともに、適切なパトロール等安全点検及び維持管理に努めます。
- ・道路を常に広く、美しく、安全に利用する気運が高まるよう、道路の正しい利用と愛護思想の啓発を推進します。
- ・親しみとうるおいのある道づくりとして、道路緑化を推進します。

第3章 まちづくりの方針

イ 公共交通

【基本方針】

○誰もが自由に移動できる良好な公共交通環境の整備を推進します。

【整備方針】

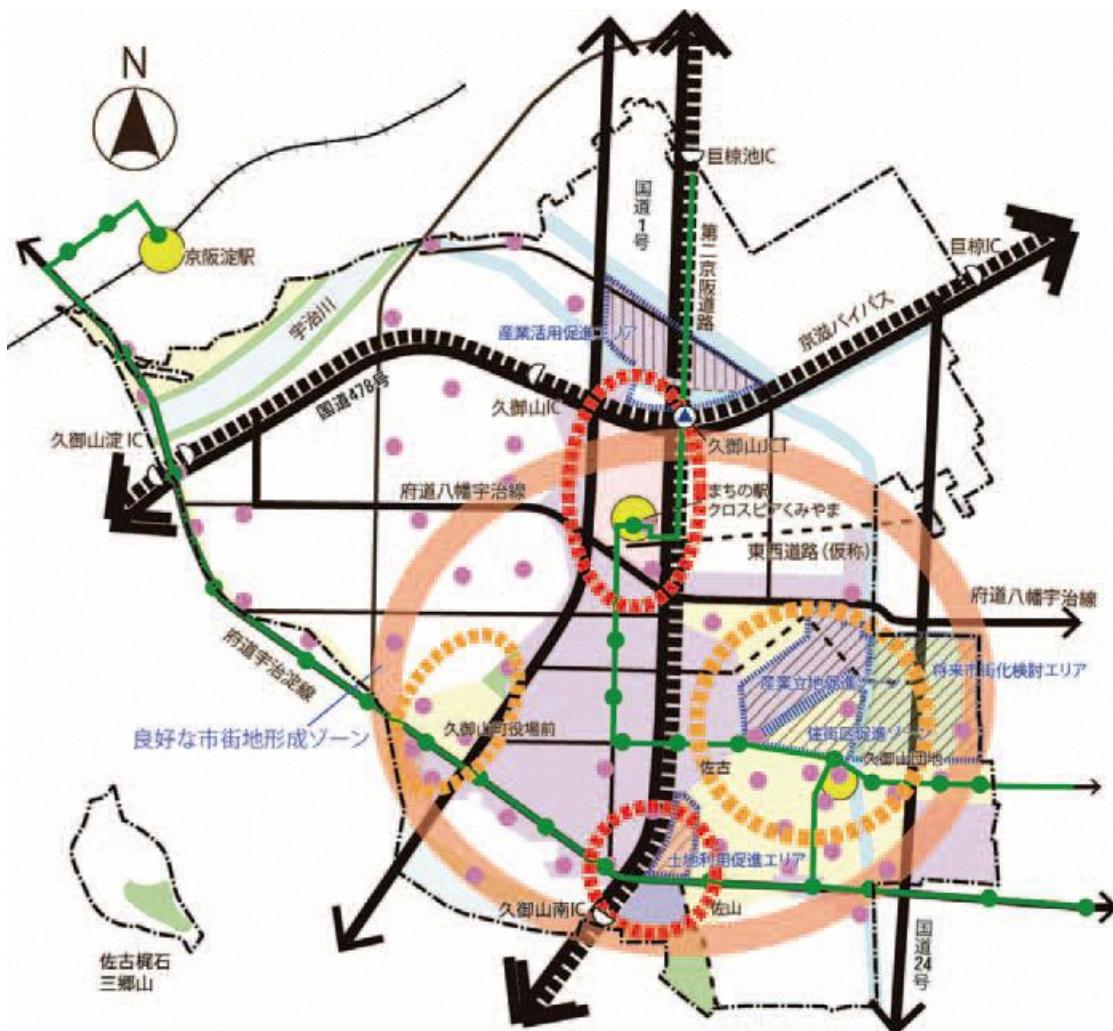
＜良好な市街地形成ゾーン＞

- ・バスタークニナルを活用した居住地や就業地から各拠点へのアクセスを確保するため、交通事業者等との連携のもと、独自のコミュニティ交通システム（デマンド乗合タクシー）を持続可能なものとし、公共交通、徒歩、自転車等を中心とした合理的、効率的な交通ネットワークの再編を推進します。（全町域においても対応）
- ・新たに市街化を検討する市街化検討ゾーンについては、今後の市街地整備に合わせた路線バスの運行ルートの新設や運行便数の増便をバス事業者に要望します。
- ・バス交通の利用促進や円滑な運行のため、路線バスのバス停の周辺歩道整備や、駐輪場の整備など環境の改善を推進します。

- ・利用者の利便性の向上を図るため、町内と鉄道駅を結ぶ路線バスについて、定時性の向上、運行の多頻度化に向け、関係機関に道路の交差点改良などによる渋滞緩和を要請します。
- ・バス利用者が安全で円滑に移動できる社会をめざし、高齢者や障害のある人、妊婦などに配慮した低床バスの導入等によるバスのバリアフリー化や、利用しやすい情報サービスの充実を事業者に要請します。
- ・公共交通機関の利用を拡大していくため、LRT等の鉄軌道の導入について、関係機関に対する要望活動に努めます。

第3章 まちづくりの方針

■ 交通体系の整備方針図



凡		例
道路網	広域幹線道路	■■■■■ バスターミナル
	地域幹線道路	— 路線バス
	市街地幹線道路	— デマンド乗合タクシー乗り場
	生活基盤道路	— 産業立地促進ゾーン
	将来構想路線	···
既成市街地ゾーン	住宅エリア	■ 住街区促進ゾーン
	工業エリア	■ 土地利用促進エリア
	商業・交流エリア	■ 産業活用促進エリア
	医療・福祉・交流エリア	■ 将來市街化検討エリア
	行政サービスエリア	■ 市街化検討ゾーン
	公園・緑地ゾーン	■ 幹線交流拠点
	良好な市街地形成ゾーン	○ 地域生活拠点

第3章 まちづくりの方針

(4) 公園・緑地等の整備方針

【基本方針】

○既存の緑の保全と新たな緑の創出により、水と緑のネットワークを形成すると共に住民・事業者・行政等が連携して都市緑化を推進します。

【整備方針】

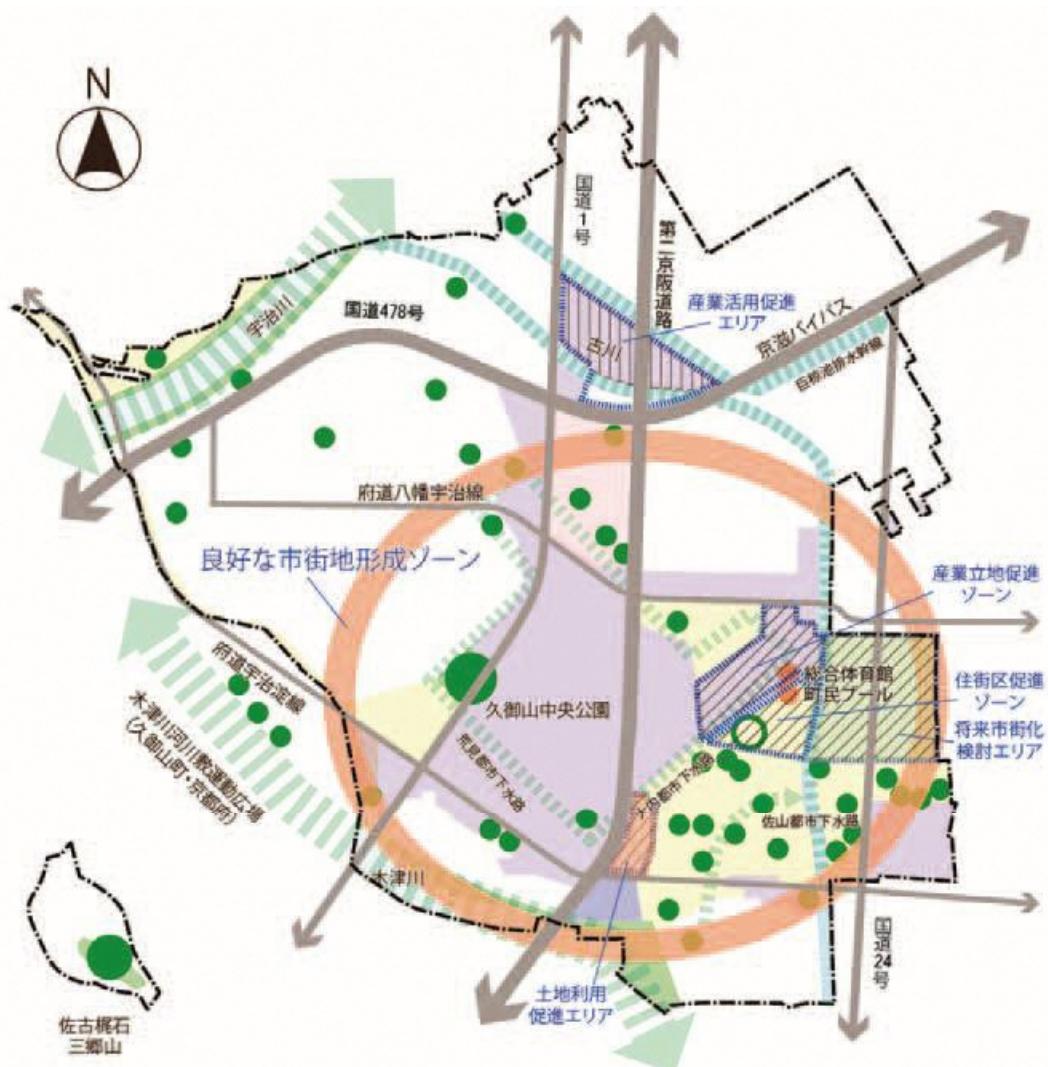
<良好な市街地形成ゾーン>

- ・市街化検討ゾーン内の開発地域においては、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画制度を活用し、良好な公園・緑地の整備を要望・検討します。
- ・久御山中央公園については、町のふれあい交流拠点となる中心的な公園として、施設改修による機能拡張・充実を図ります。
- ・住街区促進ゾーンでは、総合体育館・町民プールなどの既存公共施設と一体となつた良好な公園・緑地の整備を検討します。
- ・快適な遊歩道や緊急時の避難路として、都市下水路管理用道路を活用した水と緑の回廊の適切な維持管理と利用を推進します。
- ・住民のやすらぎやふれあいの場とともに、防災空間としての機能等を確保するため、公園改修やポケットパークなどの良好な公園・緑地の整備を推進します。

- ・本町の緑に関する総合的な計画である「緑の基本計画」を策定し、公園、緑地の体系的整備やネットワーク化、緑化重点地区の計画的整備等を推進します。
- ・地域ふれあい型の小規模公園やポケットパークを計画的に整備します。
- ・貴重な自然環境を有する宇治川や木津川等の保全と活用を図り、治水機能・環境機能に十分配慮した地域づくりを推進します。また、流れ橋や前川および古川流域など地域の自然的・歴史的資源を活かし、住民が自然や水と親しめる環境に配慮した水辺環境の整備を検討します。
- ・スポーツ・レクリエーション施設として、引き続き、木津川河川敷運動広場の有効活用を図ります。
- ・広域的な利用や住民の健康増進を図るため、府民スポーツ広場については、引き続き施設の有効活用を要請します。
- ・安全で快適な公園であり続けるよう清掃や維持管理を住民と連携して行い、良好な公園・緑地の整備を推進します。
- ・緑豊かで快適な環境づくりとして、緑を守り育てる運動を推進します。

第3章 まちづくりの方針

■ 公園・緑地の整備方針図



凡 例	
既 成 市 街 地 ゾ ン	住宅エリア
	工業エリア
	商業・交流エリア
	医療・福祉・交流エリア
	行政サービスエリア
公園・緑地ゾーン	
水と緑のネットワーク	
良好な市街地形成ゾーン	
都市 公 園	主な公園（既設）
	主な公園（構想）
	産業立地促進ゾーン
	住街区促進ゾーン
	土地利用促進エリア
	産業活用促進エリア
	将来市街化検討エリア
	市街化検討ゾーン

第3章 まちづくりの方針

(5) 供給処理体系及び河川の整備方針

ア 下水道

【基本方針】

○適切な下水道の整備を推進するとともに、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、施設の状況を把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効果的に管理します。

【整備方針】

- ・効率的な下水道整備により未整備地の解消に努め、普及活動や融資の斡旋などにより未接続家屋の下水道への接続を推進します。
- ・市街化検討ゾーンにおいては、生活環境の向上や水質保全を図るため、土地区画整理事業や民間宅地開発などと連携し、効率的、計画的な下水道の整備を推進します。
- ・下水道施設全体を対象にストックマネジメントを行い、長期的な施設の状態を予測し、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉え、下水道施設を計画的かつ効率的に管理します。

イ 上水道

【基本方針】

○きらめくまちをいつまでも支え続ける安心水道を実現するため、重要給水施設配水管の耐震化等や水安全計画の策定などにより、良質な水の安定的な供給を推進します。

【整備方針】

- ・広域避難場所等（重要給水施設）と佐古浄水場をつなぐ路線を重要路線として配水管の耐震化を推進します。
- ・鉛製給水管の計画的な更新や、適切な水質検査などにより、水質管理の強化に努めます。
- ・国の新水道ビジョンに基づき、新たに策定した「久御山町水道事業ビジョン」（平成28年度～37年度）の基本目標である「強靭」、「持続」、「安全」の視点に立ち、安全・安心な水をいつまでも安定的に供給できるように努めます。

第3章 まちづくりの方針

ウ 河川

【基本方針】

○治水対策とともに、水路環境整備を推進し、安全で安心して暮らせる住環境の整備を行います。

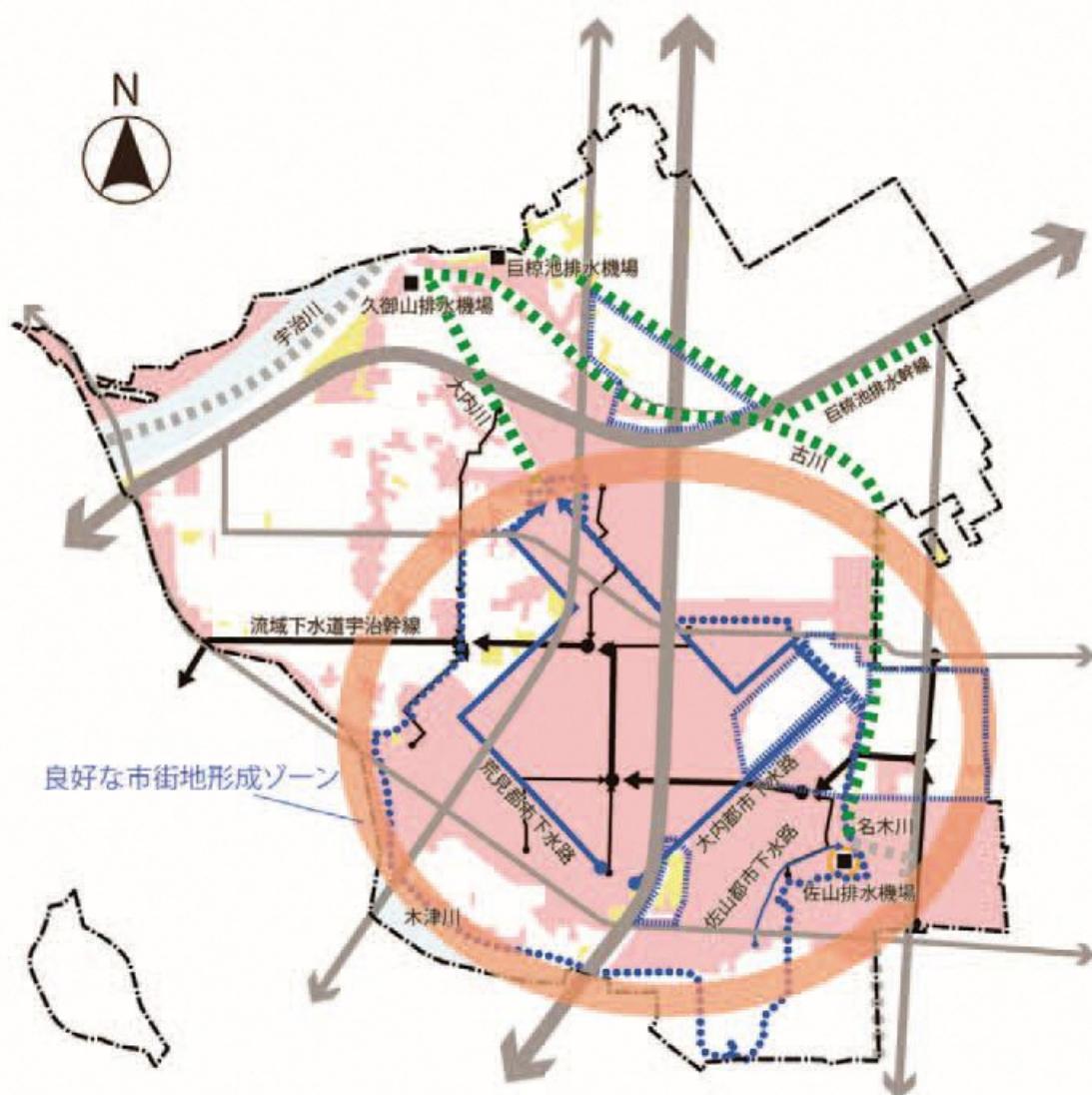
【整備方針】

＜良好な市街地形成ゾーン＞

- ・内水排除対策に合わせ、雨水貯留施設の設置など雨水の流出抑制対策を推進します。

- ・宇治川や木津川については、国・府・関係市町と連携を図り、堤防補強対策や内水排除対策等の事業促進を国に要請します。
- ・巨椋池地域に流入する雨水を適切に排除する久御山排水機場、巨椋池排水機場及び排水幹線等の機能維持を要望します。
- ・古川では久御山排水機場のポンプ増設等による内水排除対策や、名木川では護岸の改修工事等について、国・府・関係市町と連携を図り事業促進を要請します。
- ・内水排除対策については、内水排除対策計画を定め、国・府・関係市町と連携を図り、計画に基づいた事業を推進します。
- ・流出抑制対策については、調整池の整備や雨水を一時的に貯留する施設の整備など、住民や事業者との協働により取組を推進します。
- ・浚渫等維持管理を推進し、河川・排水路及び都市下水路の機能維持を確保します。
- ・大内川サイホンや佐山排水機場、気象観測装置等施設の適切な機器更新を図り、保守点検及び維持管理を推進します。
- ・良好な河川環境の保全・再生への取組を推進し、河川愛護意識が高まるよう、河川の正しい利用と愛護思想の啓発を推進します。

■ 供給処理体系及び河川の整備方針図



凡				例			
汚 水	幹 線	整 備 濟	↔	雨 水	幹 線	整 備 濟	↔
	主要な管渠	整 備 濟	↔		主要な管渠	整 備 濟	↔
水 処理 区域	整 備 濟	■	■	集 水 区 域	■	■	■
	計 画	■	■		ポンプ 場	整 備 濟	○
河 川	改 修 濟	■■■■■	■■■■■	良好な市街地形成ゾーン			
	未 改 修	■■■■■	■■■■■	市街化検討ゾーン			

第3章 まちづくりの方針

(6) その他都市施設の整備方針

ア 廃棄物処理

【基本方針】

○循環型社会の実現に向けた取組みなど、住民・事業者・行政等が連携して行うこと
で持続可能な環境にやさしいまちづくりを推進します。

【整備方針】

- 循環型社会の実現を図るため「久御山町ごみ処理基本計画」に基づき、廃棄物の排
出抑制と資源化、再生利用の意識啓発を進めるとともに、一般廃棄物の処理体制の
整備を推進します。

イ 学校教育施設

【基本方針】

○住民の快適・文化的な暮らしを支え、安全・安心に暮らせる教育関連施設などの
適正な配置と整備・充実を推進します。

【整備方針】

＜良好な市街地形成ゾーン＞

- 就学前教育施設については、多様化する保育ニーズに応えた「認定こども園」等の
整備を推進します。
- 地域におけるコミュニティ活動の場や生涯学習の拠点として、教育施設の整備・充
実と有効活用を検討します。

- 学校教育施設については、安全で安心して学べる教育環境づくりを推進するため、
小・中学校の施設整備の充実を推進します。

第3章 まちづくりの方針

ウ その他公共施設などの整備方針

【基本方針】

- 住民の快適・文化的な暮らしを支え、安全・安心に暮らせる保健・医療関連施設などの公共施設の整備・充実を推進します。
- 少子高齢化が進む中、子育てしやすく、また、高齢になり介護が必要になっても安心して暮らせるような施設の充実を図ります。

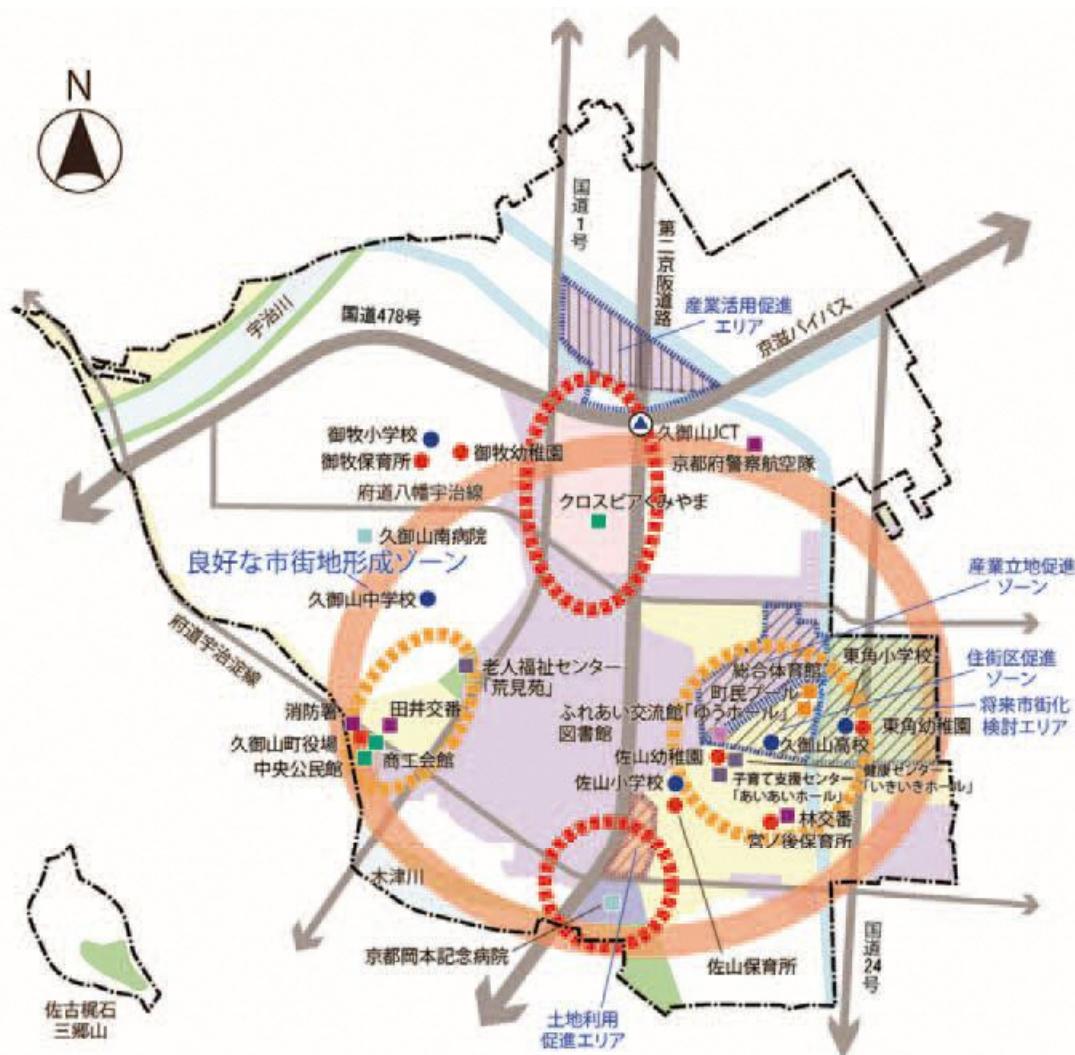
【整備方針】

＜良好な市街地形成ゾーン＞

- ・住民のライフステージに応じた健康づくりを推進するため、健康センター「いきいきホール」や総合体育館、町民プールなどの有効利用を図ります。
 - ・住民みんなで子育てを支える環境づくりを推進するため、子育て支援センター「あいあいホール」の有効利用を図ります。
 - ・介護予防の推進や介護サービス基盤の整備を推進するため、老人福祉センター「荒見苑」や健康センター「いきいきホール」の有効利用を図ります。
-
- ・誰もが安心して住み続けられる居住環境を確保するため、公共施設をはじめ、道路などのバリアフリー化を推進します。

第3章 まちづくりの方針

■ その他公共施設等の方針図



凡 例			
公共施設等	既成市街地ゾーン	既存施設	新設施設
		保育所・幼稚園	住宅エリア
	●	小学校・中学校・高校	産業立地促進ゾーン
	■	社会教育関連施設(生涯学習など)	工業エリア
	■	社会体育施設	商業・交流エリア
	■	医療・福祉・交流施設	医療・福祉・交流エリア
	■	行政サービスエリア	土地利用促進エリア
	■	良好な市街地形成ゾーン	産業活用促進エリア
	■	市街化検討ゾーン	将来市街化検討エリア
	■	広域交流拠点	
	■	地域生活拠点	
	■	公園・緑地ゾーン	

第3章 まちづくりの方針

(7) 自然環境保全及び都市環境形成の方針

【基本方針】

○本町が有する広大な農地等の自然環境と共生した環境整備を推進するとともに、水と緑のネットワークを活かしたうるおいあるまちの形成を目指します。

【整備方針】

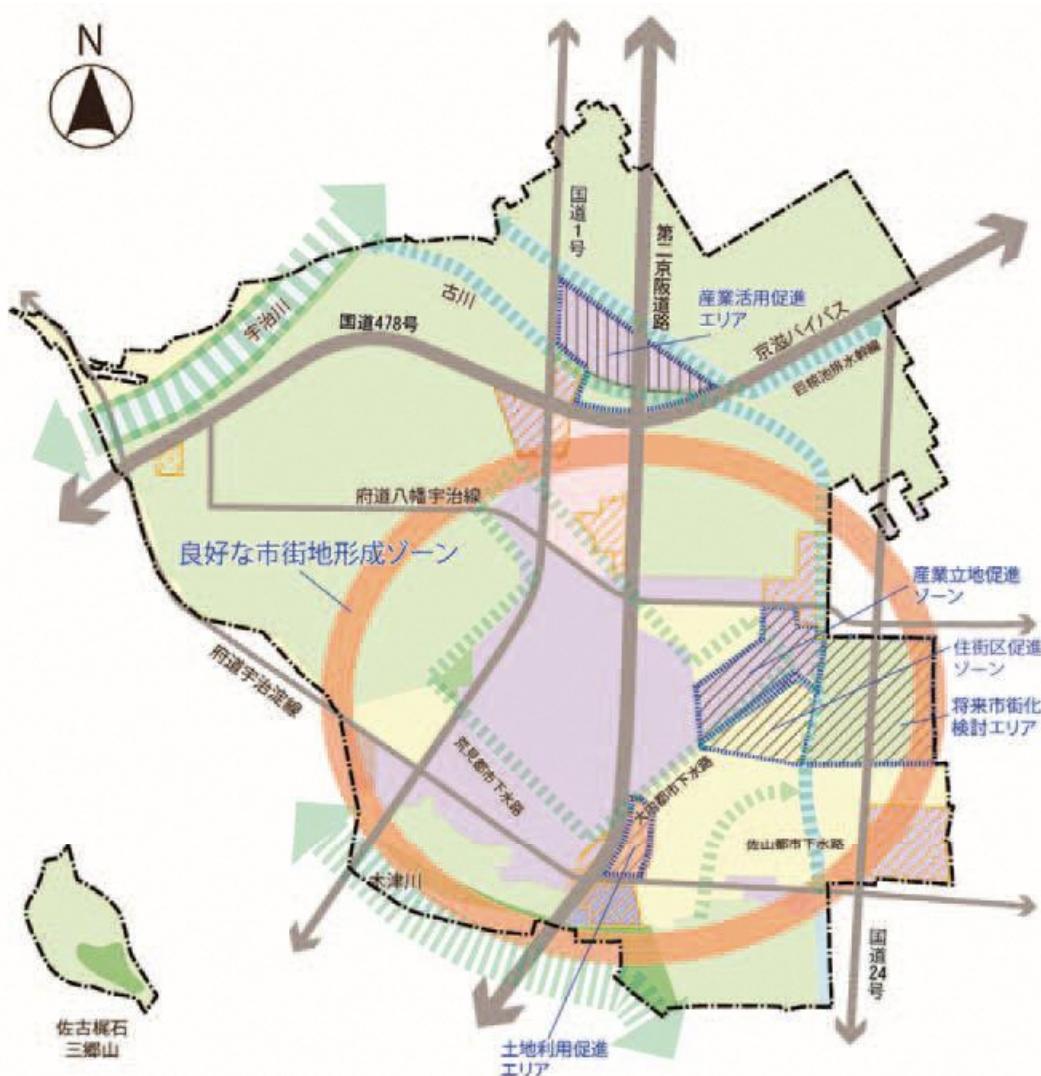
＜良好な市街地形成ゾーン＞

- ・工業エリアにおいては、敷地内緑化の推進や道路における街路樹の整備、周辺部における緩衝緑地の整備を推進します。
- ・住宅エリアにおいては、良好な住環境を形成するため、地区計画制度等を活用し、ミニ開発の防止や住工混在の解消などに努めます。
- ・新たに市街化を検討する住街区促進ゾーンにおいては、土地区画整理事業や地区計画制度等を活用し、良好な住環境の整備を進め、定住性の高いまちづくりを推進します。
- ・産業立地促進ゾーンや土地利用促進エリアにおいては、周辺の住環境に配慮した産業活動の活性化および幹線道路の沿道機能活用や定住促進を図るため、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画制度等を活用し、良好な市街地整備を推進します。
- ・自転車利用者や歩行者にとっても快適な町内移動ができる環境をめざして、水と緑のネットワークなどを活かした歩行者・自転車道の整備を推進します。

- ・住民が自然にふれ、親しめるよう、高水敷の公園の活用など、宇治川・木津川等の自然環境の保全・再生とその活用を図ります。
- ・田園地帯においては、集落地の住環境の整備を行いつつ、河川・水路の「水」との調和を図りながら田園環境の保全に努めます。
- ・自然を活かした体験活動や環境教育などの取組を通じて、自然環境の保全に努めるとともに、住民意識の高揚を図ります。
- ・「久御山町豊かな心づくり推進協議会」の活動や「さわやかクリーンキャンペーン」など、住民や事業者等の主体的な環境美化活動を促進し、美しいまちづくりを推進します。
- ・個人、家庭、地域、事業者、行政がそれぞれすべきことや協力できることを明確にし、相互に連携しながら、環境保全活動を推進します。
- ・空き家、空き地における雑草繁茂や害虫発生等の衛生問題を早期解決するため、空き家、空き地対策を検討します。

第3章 まちづくりの方針

■ 自然環境保全及び都市環境形成の整備方針図



凡 例		
既成市街地ゾーン		
住宅エリア	■	良好な市街地形成ゾーン
工業エリア	■	産業立地促進ゾーン
商業・交流エリア	■	住街区促進ゾーン
医療・福祉・交流エリア	■	土地利用促進エリア
行政サービスエリア	■	産業活用促進エリア
農業・集落ゾーン	■	将来市街化検討エリア
公園・緑地ゾーン	■	市街化検討ゾーン
水と緑のネットワークの活用	■	地区計画が定められている区域

第3章 まちづくりの方針

(8) 景観の形成方針

【基本方針】

- 住民・事業者・行政等が連携して、それぞれの地域に応じた特色ある都市拠点景観・都市軸景観・地区景観の形成を推進します。

【整備方針】

＜良好な市街地形成ゾーン＞

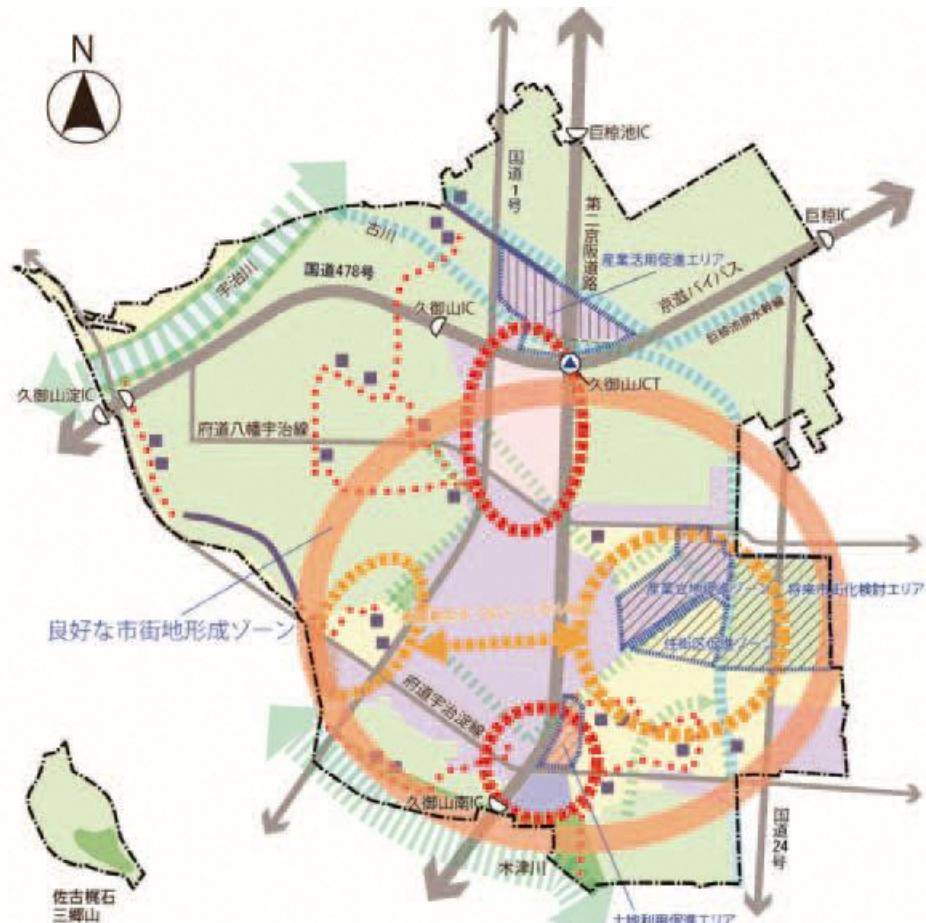
- ・西の地域生活拠点と東の地域生活拠点にある住街区促進ゾーンを東西につなぐ道路については、街路樹の植栽、歩道の整備などによって、シンボル街路的な景観の形成を推進します。
- ・産業立地促進ゾーン、住街区促進ゾーン、土地利用促進エリアにおいては、土地区画整理事業の市街地開発事業や地区計画制度等を活用し、周辺景観との調和に配慮しつつ、それぞれの地区に応じた良好な景観形成を推進します。
- ・地域生活幹線軸を構成する府道においては、街路樹の植栽、歩道の整備などによって、美しい都市的な沿道景観の形成を図れるよう要望します。
- ・住民生活軸を構成する道路においては、街路樹の植栽等適切な方法による緑の活用によって、親しみとうるおいのある景観形成を推進します。
- ・商業・交流エリア、行政サービスエリアおよび医療・福祉・交流エリアについては、交流でにぎわい、住民が誇りをもてるシンボル的な都市景観の形成を推進します。
- ・住宅エリアでは、地区計画制度等の活用により、良好なまちなみ景観の保全及び形成を図ります。
- ・水と緑のネットワークから枝分かれする形で、町内各所に存在する文化財などの歴史文化資源や見どころ、街区公園やポケットパーク、各地域のコミュニティ施設などをつなぐ「くみやま探訪散策路」のネットワーク形成を推進します。（全町域においても対応）
- ・新たなポケットパークなどの公園整備については、このネットワークを意識し、その魅力を高めるような配置を推進します。（全町域においても対応）

- ・宇治川、木津川の河川緑地については、歴史的自然環境と一体となった水辺の活用や景観の保全と景観形成を要望します。
- ・吉川については、緑化推進などによってうるおいのある親水空間としての景観形成を要望します。
- ・農業・集落ゾーンでは、周辺の農地と一体となったふるさと景観の維持を図ります。

第3章 まちづくりの方針

- ・「くみやま探訪散策路」等について、統一したデザインによる体系的なサイン計画を策定し、親しみやすいサインや憩いのスポットの整備を推進します。
- ・本町固有の特色ある景観づくりを推進するため、自然・田園景観や歴史・文化景観等の保全・活用を推進します。

■ 景観の形成方針図



凡 例		
既成市街地ゾーン	住宅エリア	広域交流拠点
	工業エリア	地域生活拠点
	商業・交流エリア	良好な市街地形成ゾーン
	医療・福祉・交流エリア	産業立地促進ゾーン
	行政サービスエリア	住街区促進ゾーン
	農業・集落ゾーン	土地利用促進エリア
	公園・緑地ゾーン	産業活性化促進エリア
	水と緑のネットワーク	将来市街化検討エリア
	くみやま探訪散策路	市街化検討ゾーン
	文化財・歴史文化資源	

第3章 まちづくりの方針

(9) 都市防災の方針

【基本方針】

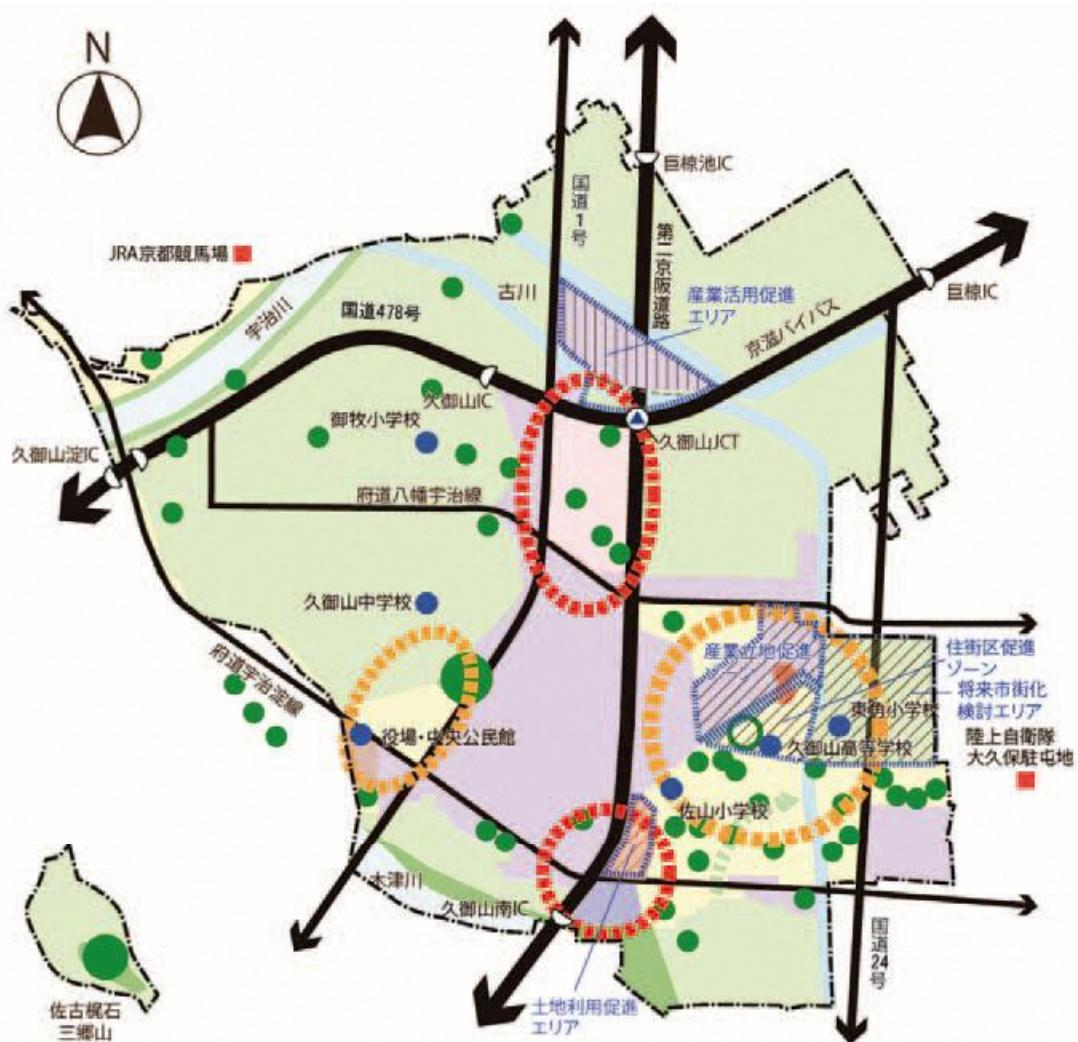
- 「久御山町地域防災計画」に基づき、災害に強い都市構造の構築を含めた総合的な防災体制の確立を推進します。
- 自助・共助・公助の考え方に基づき、住民・事業者・行政等が連携してそれぞれの役割を認識し、人々が安全で安心して暮らせる良好な住環境の形成を推進します。

【整備方針】

- ・災害発生時に迅速かつ適切な対応が図れるよう、「久御山町地域防災計画」の計画的な見直しを行うとともに、万一に備えた初動体制等の充実や、避難行動要支援者、外国人などの災害弱者も含めた総合的な防災・避難体制の構築を推進します。
- ・防災対策の充実を図るため、危険物施設等の防災対策や防災用資機材の整備、公共施設等の耐震化を推進します。
- ・災害時における避難活動や救援活動等を円滑に行えるよう、緊急輸送道路や避難路となる道路の通行を確保するとともに、避難場所あるいは延焼防止の機能等をもつ公園、河川・緑地などの都市防災空間を整備します。
- ・身近な生活環境の安全性を高めるため、公園の確保、狭あい道路の改善、防火水槽の設置など防災機能の向上を推進します。
- ・自助・共助の観点から、防災リーダーの育成や災害に強い組織づくり、災害時の支援体制づくりを進め、地域防災力の向上を推進します。
- ・災害発時には被害を最小限におさえる体制を整備するとともに、ライフラインの確保を図るため、関係機関と連携し、都市防災対策の充実を推進します。
- ・平常時から防災・減災を意識した自治会活動等を推進するとともに、発災時にお互いに助け合える関係を築いていけるよう出前講座等を通じた啓発活動を推進します。
- ・防災意識の高揚を図り、誰もが万一の災害に対応できるよう、防災訓練の開催や避難場所などの周知を推進します。
- ・新たに整備する（仮称）さやまこども園等の公共施設の敷地を活用し、流出抑制施設の整備を推進します。

第3章 まちづくりの方針

■ 都市防災の整備方針図



凡		例
広域避難場所	■	住宅エリア
防災拠点	●	既成市街地ゾーン
緊急輸送道路	↔	工業エリア
都 市 公 園	主な公園（既設） 主な公園（構想）	商業・交流エリア 医療・福祉・交流エリア 行政サービスエリア
広域交流拠点	○	産業立地促進ゾーン
地域生活拠点	○	住街区促進ゾーン
農業・集落ゾーン	■	土地利用促進エリア
公園・緑地ゾーン	■	産業活用促進エリア
市街化検討ゾーン	□	将来市街化検討エリア

第4章 地域別構想

1 地域区分

(1) 地域区分の考え方

本町全体の目指すべき将来像と方向性を示した全体構想に基づき、身近な地域の将来の方向性を示すため、地域別構想を策定します。

地域区分は、幹線道路で囲まれる範囲や、市街地のまとまり、地域の規模、地域の一体性、歴史的背景などを考え合わせ、住民にわかりやすいよう設定する必要があります。本町の場合、広域交通基盤が整備され交通量が多いという特性から、主として主要幹線道路によって区切られた一定のまとまりのある区域を設定するものとします。

(2) 地域区分の設定

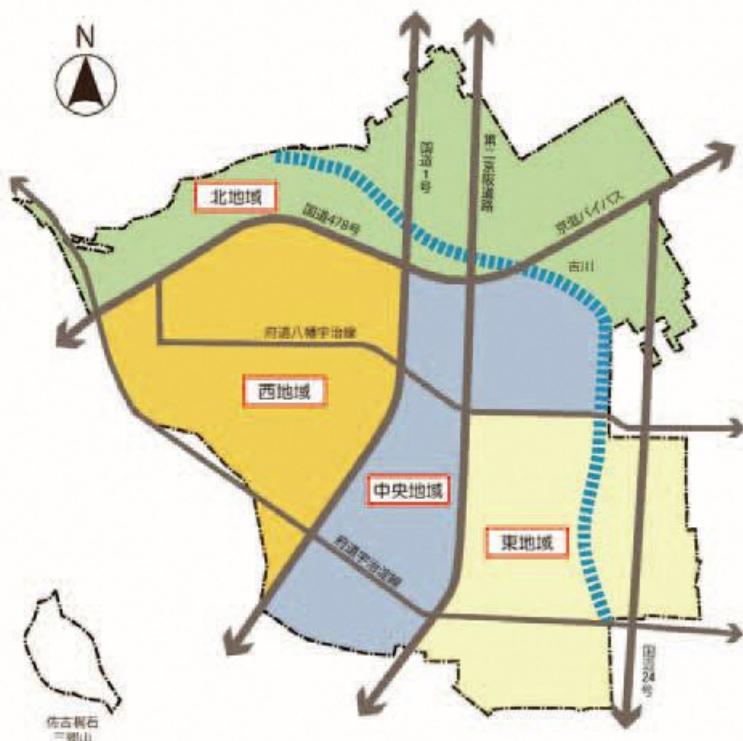
このような考え方から、次の4地域を設定します。

■ 地域区分

東地域	町の東部で、第二京阪道路及び府道八幡宇治線を結んだ線より南東側に位置する地域
中央地域	町の中央部で、国道1号、第二京阪道路及び府道八幡宇治線、一級河川吉川などに囲まれた範囲を中心とした地域
西地域	町の西部で、国道1号と国道478号を結んだ線より南西側に位置する地域
北地域	町の北部で、国道478号と一級河川吉川を結んだ線より北側に位置する地域

※飛地（佐古梶石 三郷山）については、土地利用が明確であり、将来にわたっても変更の予定がないことから、地域区分に含めません。

■ 地域区分図



第4章 地域別構想（東地域）

2 東地域のまちづくり構想

（1）東地域の現況

ア 位置

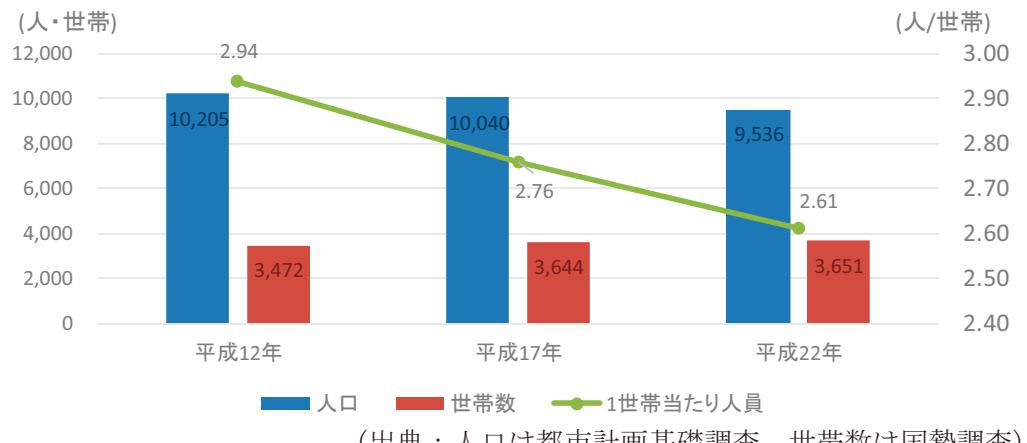
○町の東部で、第二京阪道路及び府道八幡宇治線を結んだ線より南東側に位置する地域です。地域の南側には木津川が、中央には古川があり、従来からの集落地、都市再生機構の中高層住宅地、低層住宅地があります。

イ 人口・世帯数

○人口は、平成22年には9,536人と5年で504人が減少し、町全体の約6割の人口を占めています。

○世帯数は、平成22年には3,651世帯と増加傾向にあり、世帯当たり人員は、2.61人と減少が続いており、町の平均よりも低い値で推移しています。

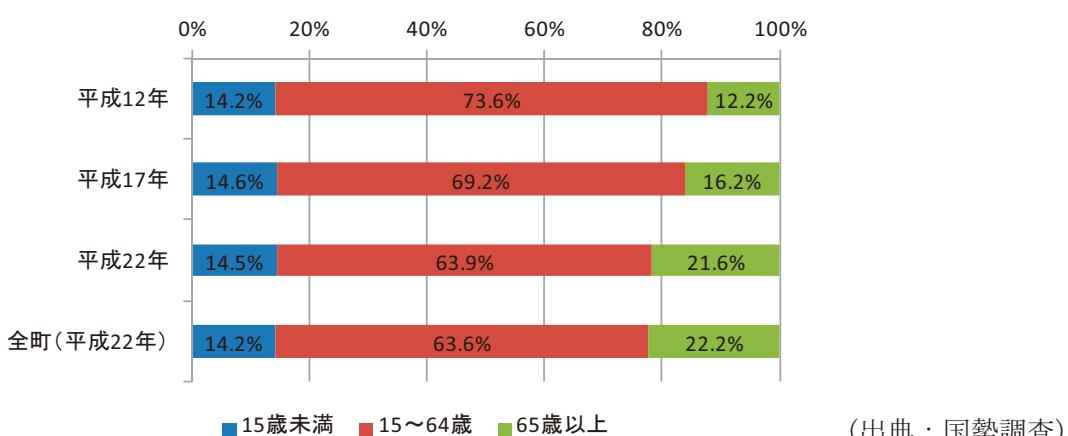
■ 東地域の人口・世帯数の推移



ウ 年齢3区分別人口

○年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢化率が増加傾向にありますが、全町の割合と比べると、15歳未満の年少人口の割合は多く、65歳以上の高齢化率は低い傾向にあります。

■ 東地域の年齢3区分別人口の推移



第4章 地域別構想（東地域）

エ 人口密度

- 平成22年度の人口密度は、45.16人/haとなっており、減少傾向にあります。
- 全町の人口密度と比較すると、高密度となっています。

オ 土地利用

- 第二京阪道路の東側で府道八幡宇治線の南側には工業地があり、隣接して住宅地や農地が広がっています。
- 地域の南側には、農地のほか、都市再生機構の中高層住宅・低層住宅がひろがり、総合体育館、町民プール、ふれあい交流館「ゆうホール」、健康センター「いきいきホール」、子育て支援センター「あいあいホール」などの生涯学習・スポーツ施設・福祉施設が集積しています。

カ 公共交通

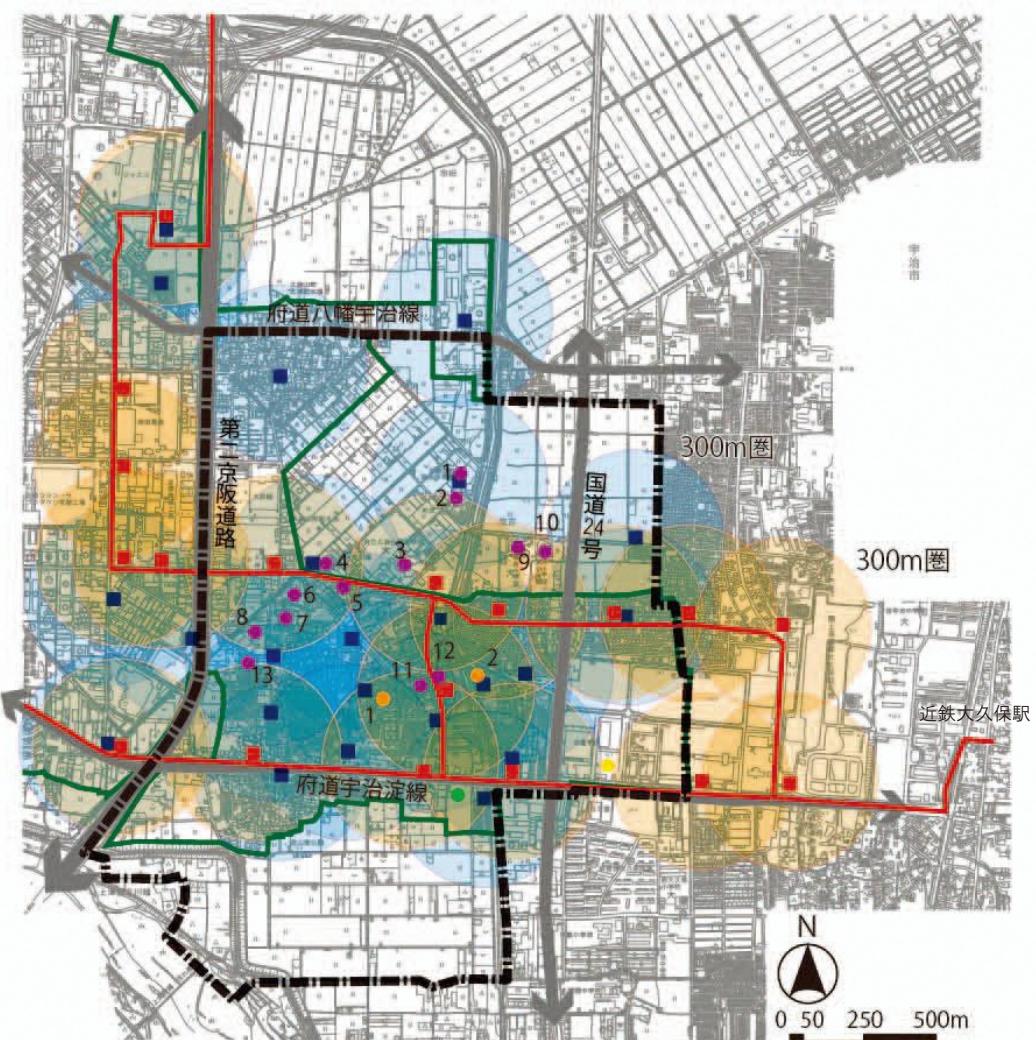
- 公共交通の状況は、東西に路線バスが2路線運行しており、他地域と比べて路線バスのサービス状況は高いと考えられます。また、路線バスのサービスを補うために、デマンド乗合タクシーの乗り場が設定されています。
- (P80 公共交通サービス状況図 参照)

キ 都市計画の状況

- 古川周辺及び地域南部に広がる農地部分を除いて半分以上のエリアで市街化区域に指定されています。
- 地域の南側に形成される住宅地の用途地域は、「第一種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第一種住居地域」に指定されています。また、国道24号沿道で一部、「近隣商業地域」に指定されているほか、工業地では、「準工業地域（第四種特別工業地区）」「工業地域（一部第三種特別工業地区）」「工業専用地域（第一種・第二種特別工業地区）」に指定されています。また、「近隣商業地域」「準工業地域」は、「特定大規模小売店舗制限地区」にも指定されています。
- 「林・栄地区」「佐山地区」で地区計画が定められています。
- 東地域を南北に「1・3・2 京都大阪線」「3・1・25 京都枚方線」「3・3・21 京都田辺線」が、東西に「3・6・3 宇治淀線」「3・6・5 八幡荘宇治線」が通っています。
- 町内に11箇所ある街区公園のうち、「市田公園」「宮ノ川南公園」「栄中央公園」「栄緑の回廊」「栄みどり公園」「栄南公園」「佐山南公園」の7箇所が東地域に整備されており、その他の公園も含めると20箇所整備されています。
- 下水道（汚水）は、東地域のほぼ全域で整備済みとなっています。

第4章 地域別構想（東地域）

■ 公共交通サービス状況図（平成28年7月現在）



■ バス停

● 商業施設(ホームセンター)

■ 市街化区域

■ デマンド乗合タクシー停留所

● 商業施設(スーパー)

■ 地域界

● 公共施設

● 商業施設(家電量販店)

■ 路線バスルート

【公共施設】

- 1.総合体育館
- 2.市民プール
- 3.久御山高等学校
- 4.ふれあい交流館ゆうホール・図書館
- 5.健康センター「いきいきホール」
- 6.佐山幼稚園
- 7.子育て支援センター「あいあいホール」
- 8.佐山小学校
- 9.東角小学校
- 10.東角幼稚園
- 11.宮ノ後保育所
- 12.林交番
- 13.佐山保育所

【商業施設】

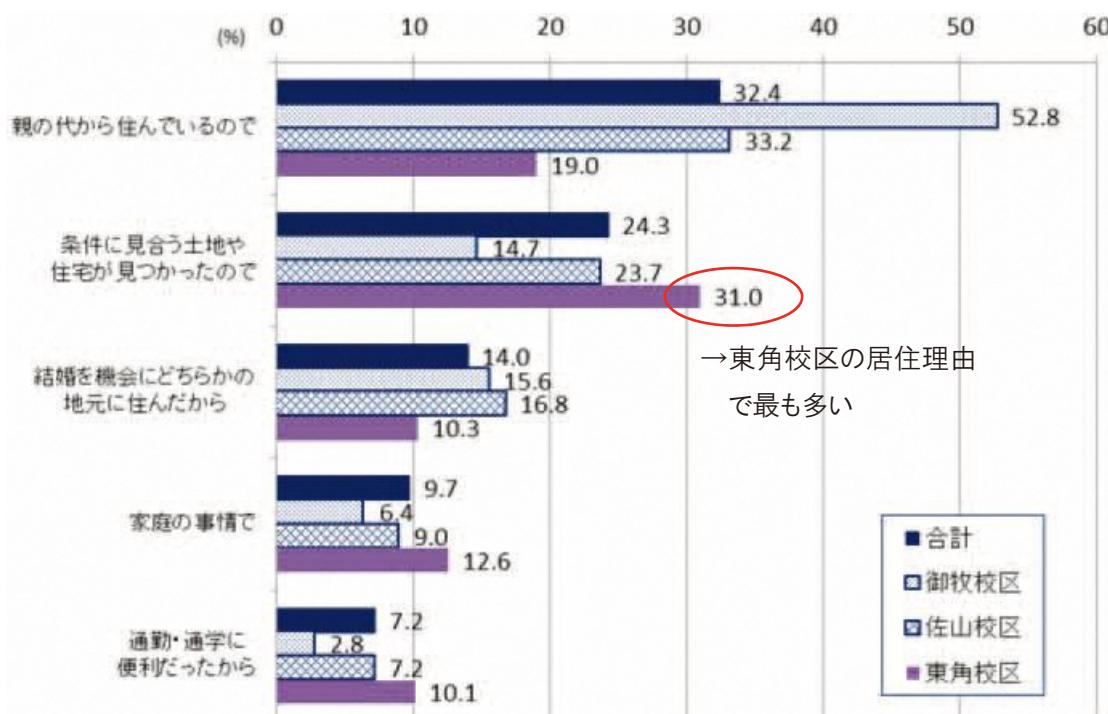
- ・ホームセンター
 - ホームセンターコーナン久御山南店
- ・スーパー
 - 1.スーパーイワキ久御山店
 - 2.トップワールド久御山店
- ・家電量販店
 - ヤマダ電機テックランド久御山店

第4章 地域別構想（東地域）

ク まちづくりアンケート調査の結果

○平成26年に実施したまちづくりアンケートの久御山町に住んでいる理由について、東地域が該当する「東角校区」では、「条件に見合う土地や住宅が見つかったので」と回答した人の割合が最も高い結果となっています。東地域には、広範囲の都市再生機構の住宅地が形成されていることが、結果にあらわれていると考えられます。

■ まちづくりアンケート調査における居住理由の結果



第4章 地域別構想（東地域）

（2）東地域のまちづくりの課題

ア まちづくりにおける基本的な課題

- 町全体の約6割の人口を占めていることから、公園緑地や生活環境などの快適性をあわせもった市街地の形成

イ 拠点形成における課題

- 総合病院を中心とした広域交流拠点の充実
- 生涯学習施設を中心とした地域生活拠点の充実

ウ 軸形成における課題

- 都市下水路管理用通路を活用した水と緑の回廊の適切な維持管理と利用推進
- 流れ橋や古川流域など地域の自然的・歴史的資源を活かし、住民が自然や水と親しめる環境に配慮した水辺環境の整備
- 西の地域生活拠点と東の地域生活拠点にある住街区促進ゾーンを東西につなぐ道路における街路樹の植栽、歩道の整備などによるシンボル街路的な景観の形成

エ ゾーン・エリア形成における課題

- 市街化検討ゾーンにおける良好な市街地整備の推進
- 市街化検討ゾーンにおける今後の市街地整備に合わせた路線バスの運行ルートの新設や運行便数の増便
- 住宅エリアにおける良好な市街地環境の形成
- 工業エリアにおける良好な操業環境の形成
- 医療・福祉・交流エリアにおける住民が誇りをもてるシンボル的な都市景観の形成

第4章 地域別構想（東地域）

（3）東地域のまちづくりの方針

ア まちづくりのテーマ

【まちづくりのテーマ】

緑と調和した文化の香る住環境のまちづくり

イ まちづくりの整備方針

（ア）拠点と軸の整備方針

【広域交流拠点】

○広域幹線道路である第二京阪道路と地域幹線道路である府道宇治淀線との交差部である久御山南IC周辺においては、総合病院を中心とした医療・福祉関連による交流施設・機能の集積を目指し、活力にみちたまちづくりに貢献する「広域交流拠点」を形成します。

○交流でにぎわい、住民が誇りをもてるシンボル的な都市景観の形成を推進します。

【地域生活拠点】

○総合体育館、町民プール及び生涯学習施設を中心とした地区においては、住民の暮らしの中心となる施設・機能の集積を目指し、安全で安心して暮らせる環境を支援する「地域生活拠点」を形成します。

【地域交流軸】

○国道24号は、本町の魅力と個性にあふれた産業を支えるとともに、安全で安心して暮らせる住民の生活を支える商業施設の集積を図る「地域交流軸」を形成します。

【地域生活軸】

○府道宇治淀線、府道八幡宇治線は、安全で安心して暮らせる住民の生活を支える商業施設の集積や町外の鉄道駅への連携を図る「地域生活軸」を形成します。

○街路樹の植栽、歩道の整備などによって、美しい都市的な沿道景観の形成を図れるよう要望します。

【水辺のうるおい軸】

○木津川は、自然環境や景観に配慮した安全でうるおいある「水辺のうるおい軸」を形成します。

○古川については、緑化推進などによってうるおいのある親水空間としての景観形成を要望します。

第4章 地域別構想（東地域）

【他の軸】

- 西の地域生活拠点と東の地域生活拠点にある住街区促進ゾーンを東西につなぐ道路については、街路樹の植栽、歩道の整備などによって、シンボル街路的な景観の形成を推進します。
- 快適な遊歩道や緊急時の避難路として、都市下水路管理用通路を活用した水と緑の回廊（水と緑のネットワーク）の適切な維持管理と利用を推進します。
- 水と緑のネットワークから枝分かれする形で、町内各所に存在する文化財などの歴史文化資源や見どころ、街区公園やポケットパーク、各地域のコミュニティ施設などをつなぐ「くみやま探訪散策路」のネットワーク形成を推進します。

(1) ゾーンとエリアの整備方針

【産業立地促進ゾーン】

- 産業立地促進ゾーンにおいては、既存の工場等や新規企業工場の立地等の事業拡大ニーズに対応できるように周辺の住環境に配慮し、産業活動の活性化を図るため、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画制度を活用し、良好な市街地整備を推進します。

【住街区促進ゾーン】

- 住街区促進ゾーンにおいては、転出人口が多い20歳から30歳代の定住促進を図るため、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、徒歩、自転車や公共交通等のアクセス手段により、通勤・通学の利便性を確保するとともに、商業、医療、福祉などの日常生活サービス施設を利用しやすい良好な市街地整備を推進します。

【土地利用促進エリア】

- 土地利用促進エリアにおいては、幹線道路の沿道機能活用や定住促進を図るため、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画制度を活用し、良好な市街地整備を推進します。

【将来市街化検討エリア】

- 周辺地域の動向に合わせて、計画的な土地利用を検討します。

【住宅エリア（低層戸建住宅地・中高層住宅地・一般住宅地）】

- 住宅エリアにおいては、地区計画制度や建築協定などを活用し、地区の特性に応じた土地利用や建築活動などを促進する住民合意のまちづくりを行い、良好な市街地環境の形成に努めます。

第4章 地域別構想（東地域）

【工業エリア】

○工業エリアにおいては、地区計画制度等を活用し、ミニ開発の防止や住工混在の解消に努め、良好な操業環境の形成に努めます。

【医療・福祉・交流エリア】

○広域幹線道路である第二京阪道路と地域幹線道路である府道宇治淀線との交差部である久御山南IC周辺においては、総合病院を中心とした医療・福祉関連による交流施設・機能の集積を目指します。

(ウ) その他の整備方針

【公共交通】

○地域生活拠点を中心に、居住地や就業地から各拠点へのアクセスを確保するため、交通事業者等との連携のもと、独自のコミュニティ交通システム（デマンド乗合タクシー）を持続可能なものとし、公共交通、徒歩、自転車等を中心とした合理的、効率的な交通ネットワークの再編を推進し、便利で快適なまちづくりを形成します。

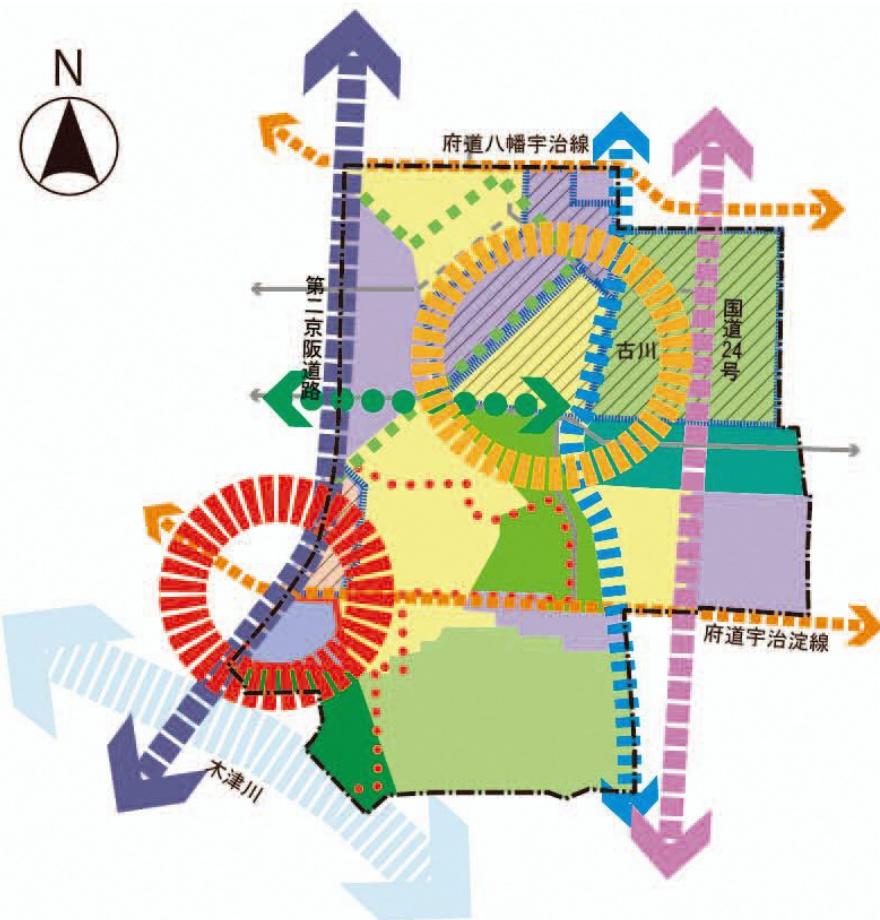
○新たに市街化を検討する市街化検討ゾーンについては、今後の市街地整備に合わせた路線バスの運行ルートの新設や運行便数の増便をバス事業者に要望します。

【農業・集落ゾーン】

○田園地帯においては、集落地の住環境の整備を行いつつ、河川・水路の「水」との調和を図りながら田園環境の保全に努めます。

第4章 地域別構想（東地域）

■ 整備方針図



		凡	例
広域交流拠点		既成市街地	
地域生活拠点		中高層住宅地	
広域交流軸		一般住宅地	
地域交流軸		工業エリア	
地域生活軸		医療・福祉・交流エリア	
シンボル景観軸			
水辺のうるおい軸		水と緑のネットワーク	
		くみやま探訪散策路	

第4章 地域別構想（中央地域）

3 中央地域のまちづくり構想

（1）中央地域の現況

ア 位置

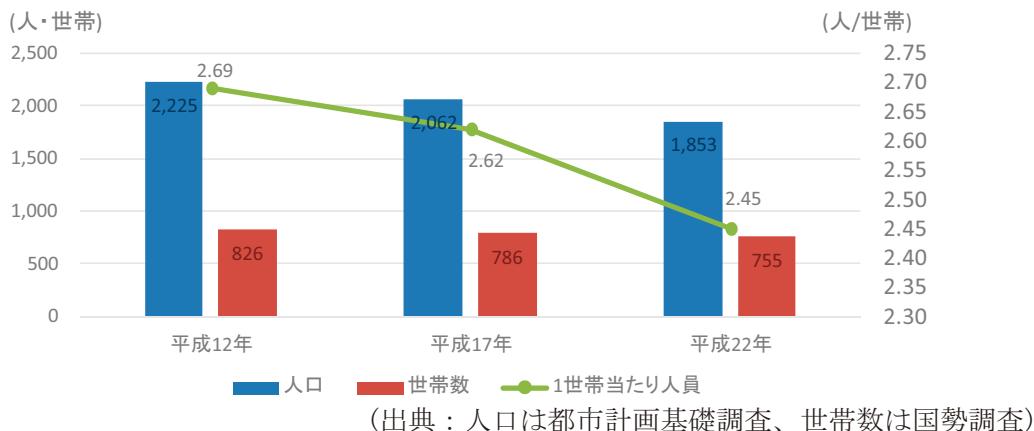
○中央地域は、国道1号、第二京阪道路、京滋バイパスに囲まれて位置し、恵まれた道路網を背景にまとまった工業地が形成されています。

イ 人口・世帯

○人口は、平成22年には1,853人と5年で209人が減少し、町全体の約1割の人口を占めています。

○世帯数は、減少を続け、平成22年の世帯数は755世帯となっています。世帯当たり人員も、2.45人と減少が続いており、町の平均よりもかなり低い値で推移しています。

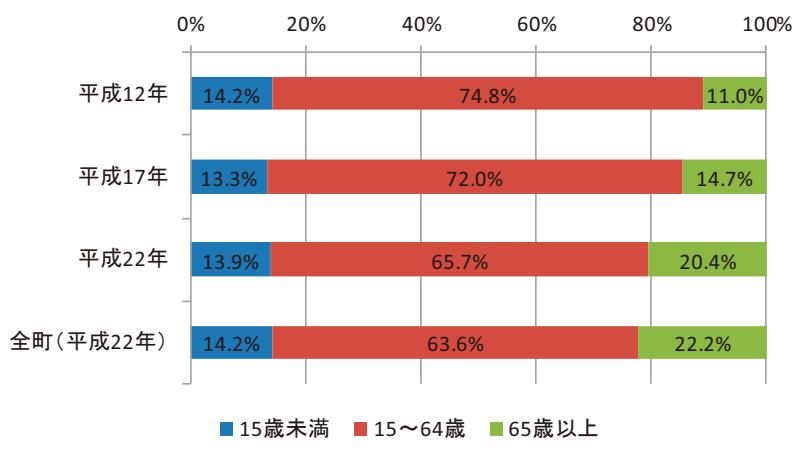
■ 中央地域の人口・世帯数の推移



ウ 年齢3区分別人口

○年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢化率が増加傾向にありますが、町全体の高齢化率に比べると低くなっています。

■ 中央地域の年齢3区分別人口の推移



第4章 地域別構想（中央地域）

エ 人口密度

- 平成22年度の人口密度は、13.42人/haとなっており、減少傾向にあります。
- 全町の人口密度と比較すると、やや低密度となっています。

オ 土地利用

- 第二京阪道路と京滋バイパスのジャンクション周辺部では、大規模商業施設等が立地し、本町のにぎわいの拠点となっています。
- 中央地域の南側は、まとまった工業地を形成しています。

カ 公共交通

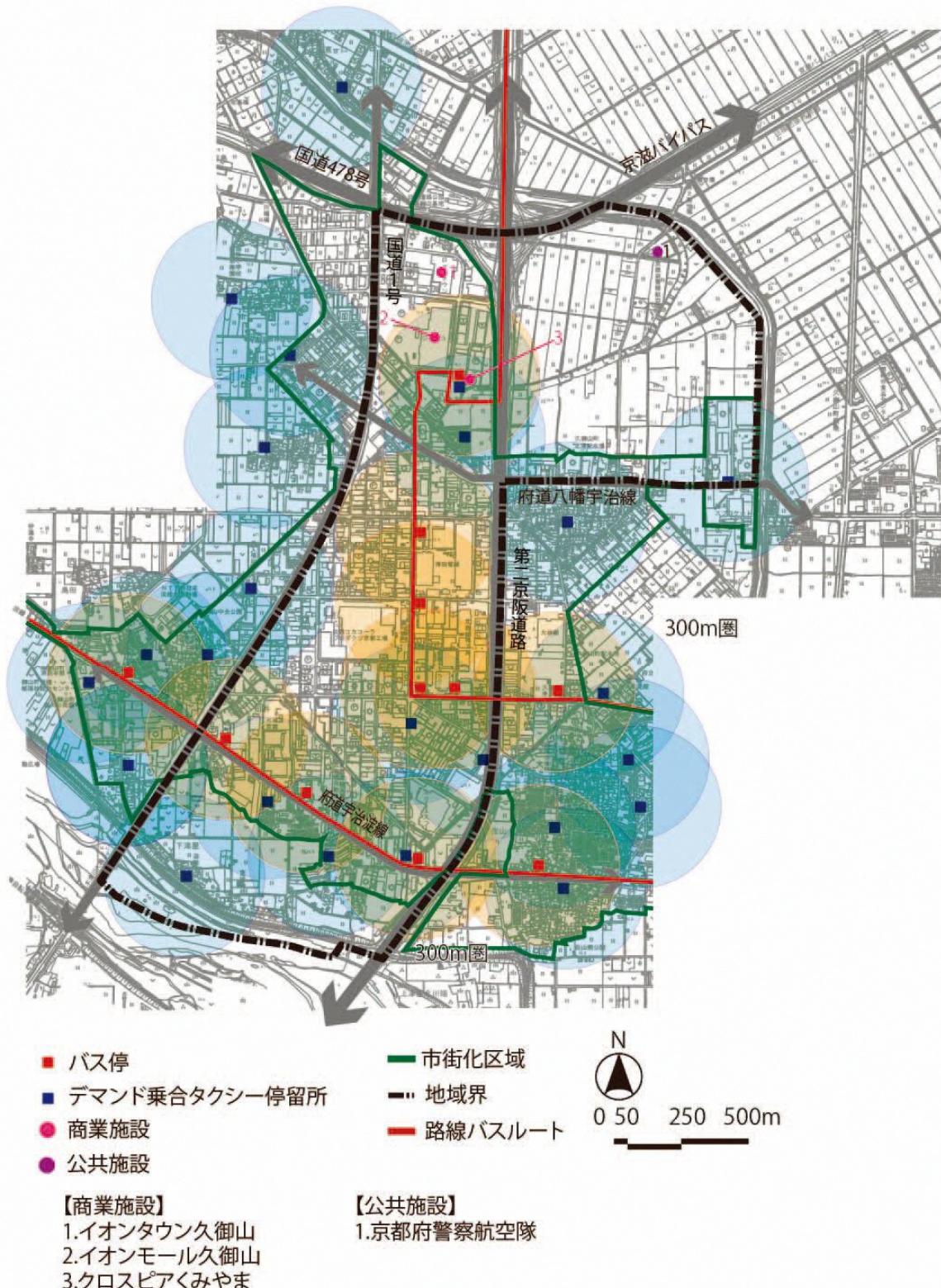
- 公共交通の状況は、路線バスが中央に1路線、府道宇治淀線に1路線が運行しています。このため、中央地域の西側の国道1号沿道などが、運行区域から外れています。
(P89 公共交通サービス状況図 参照)

キ 都市計画の状況

- 第二京阪道路と古川に囲まれた農地を除いて、大半が市街化区域に指定されています。
- 用途地域は、工業系の用途地域となっており、「準工業地域（第四種特別工業地区）」「工業地域（一部第三種特別工業地区）」「工業専用地域（第一種・第二種特別工業地区）」に指定されています。また、「準工業地域」は、「特定大規模小売店舗制限地区」にも指定されています。
- 「森地区（国道1号の東側）」「森南大内地区」「佐山中道・美ノケ藪地区」の3地区で地区計画が定められています。
- 中央地域を南北に「1・3・2 京都大阪線」「3・1・25 京都枚方線」「3・3・22 国道1号線」が、東西に「1・4・1 滋賀京都線」「3・3・20 宇治久御山線」「3・6・3 宇治淀線」「3・6・5 八幡荘宇治線」が通っています。
- 「大内みづべ公園」「森ふれあい公園」「鈴間東公園」の3箇所の街区公園とその他の公園や緑道などあわせて9箇所の公園・緑地が整備されています。
- 下水道（汚水）は、中央地域の農地を除くほぼ全域で整備済みとなっています。

第4章 地域別構想（中央地域）

■ 公共交通サービス状況図（平成28年7月現在）

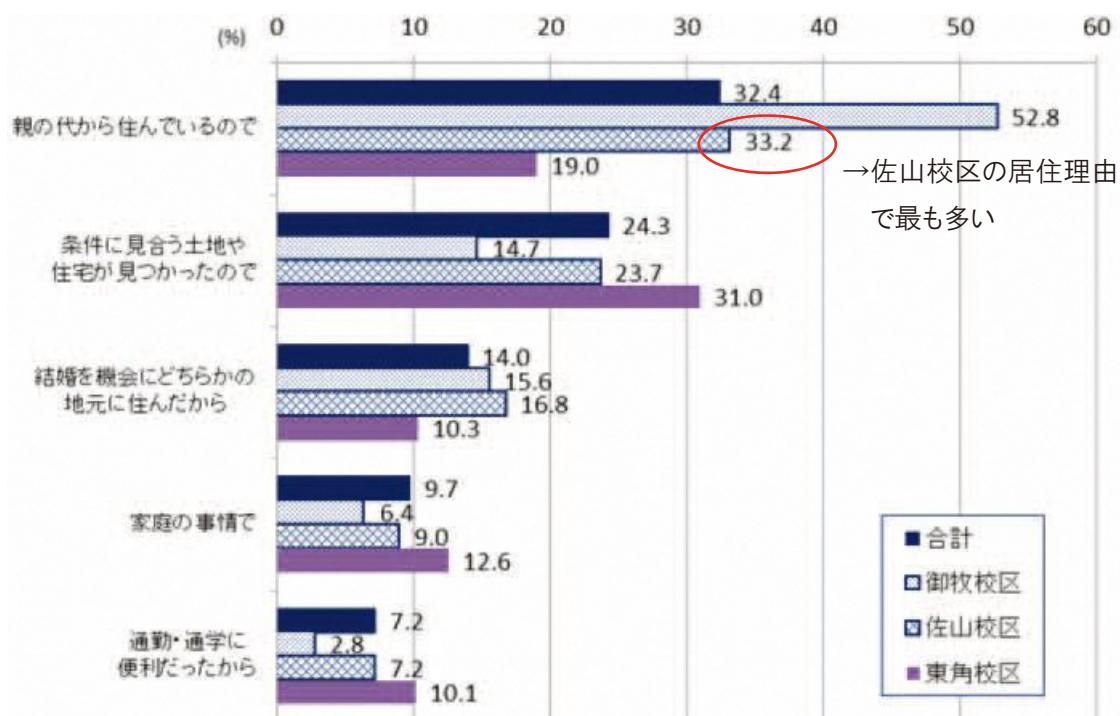


第4章 地域別構想（中央地域）

ク まちづくりアンケート調査の結果

○平成26年に実施したまちづくりアンケートの久御山町に住んでいる理由について、中央地域が該当する「佐山校区」では、「親の代から住んでいるので」と回答した人の割合が最も高く、全町の回答結果と同様の傾向を示しています。

■ まちづくりアンケート調査における居住理由の結果



第4章 地域別構想（中央地域）

（2）中央地域のまちづくりの課題

ア まちづくりにおける基本的な課題

- 国道1号、第二京阪道路、京滋バイパスに囲まれた恵まれた道路網を活かし、工業地の操業環境と住宅地の住環境が調和した良好な市街地の整備

イ 抱点形成における課題

- 大規模商業施設を中心とした広域交流拠点の充実

ウ 軸形成における課題

- 都市下水路管理用通路を活用した水と緑の回廊の適切な維持管理と利用推進
- 西の地域生活拠点と東の地域生活拠点にある住街区促進ゾーンを東西につなぐ道路における街路樹の植栽、歩道の整備などによるシンボル街路的な景観の形成
- 交差点の改良など幹線道路の円滑な交通処理による渋滞緩和

エ ゾーン・エリア形成における課題

- 工業エリアにおける良好な操業環境の形成
- 商業エリアにおける良好な商業機能の誘導
- 商業・交流エリアにおける住民が誇りをもてるシンボル的な都市景観の形成
- 久御山ジャンクション北側周辺における交通結節点という利点を活かした物流事業等を中心とした土地利用の形成

第4章 地域別構想（中央地域）

（3）中央地域のまちづくりの方針

ア まちづくりのテーマ

【まちづくりのテーマ】

にぎわいと活力ある産業地のまちづくり

イ まちづくりの整備方針

（ア）拠点と軸の整備方針

【広域交流拠点】

- 広域幹線道路である第二京阪道路・国道1号と京滋バイパス・国道478号との交差部周辺においては、既存の大規模商業施設を中心とした交流施設・機能の集積を目指し、活力にみちたまちづくりに貢献する「広域交流拠点」を形成します。
- 広域幹線道路である第二京阪道路と地域幹線道路である府道宇治淀線との交差部である久御山南IC周辺においては、総合病院を中心とした医療・福祉関連による交流施設・機能の集積を目指し、活力にみちたまちづくりに貢献する「広域交流拠点」を形成します。
- 交流でにぎわい、住民が誇りをもてるシンボル的な都市景観の形成を推進します。

【地域交流軸】

- 国道1号は、本町の魅力と個性にあふれた産業を支えるとともに、安全で安心して暮らせる住民の生活を支える商業施設の集積を図る「地域交流軸」を形成します。

【地域生活軸】

- 府道宇治淀線、府道八幡宇治線は、安全で安心して暮らせる住民の生活を支える商業施設の集積や町外の鉄道駅への連携を図る「地域生活軸」を形成します。
- 街路樹の植栽、歩道の整備などによって、美しい都市的な沿道景観の形成を図れるよう要望します。

【水辺のうるおい軸】

- 木津川は、自然環境や景観に配慮した安全でうるおいある「水辺のうるおい軸」を形成します。
- 古川については、緑化推進などによってうるおいのある親水空間としての景観形成を要望します。

【その他の軸】

- 西の地域生活拠点と東の地域生活拠点にある住街区促進ゾーンを東西につなぐ道路については、街路樹の植栽、歩道の整備などによって、シンボル街路的な景観の形成を

第4章 地域別構想（中央地域）

推進します。

- 快適な遊歩道や緊急時の避難路として、都市下水路管理用通路を活用した水と緑の回廊（水と緑のネットワーク）の適切な維持管理と利用を推進します。
- 水と緑のネットワークから枝分かれする形で、町内各所に存在する文化財などの歴史文化資源や見どころ、街区公園やポケットパーク、各地域のコミュニティ施設などをつなぐ「くみやま探訪散策路」のネットワーク形成を推進します。

(イ) ゾーンとエリアの整備方針

【工業エリア】

- 工業エリアにおいては、地区計画制度等を活用し、ミニ開発の防止や住工混在の解消に努め、良好な操業環境の形成に努めます。

【商業・交流エリア】

- 商業・交流エリアについては、既存の地区計画制度を有効活用し、良好な商業機能の誘導を推進します。

(ウ) その他の整備方針

【公共交通】

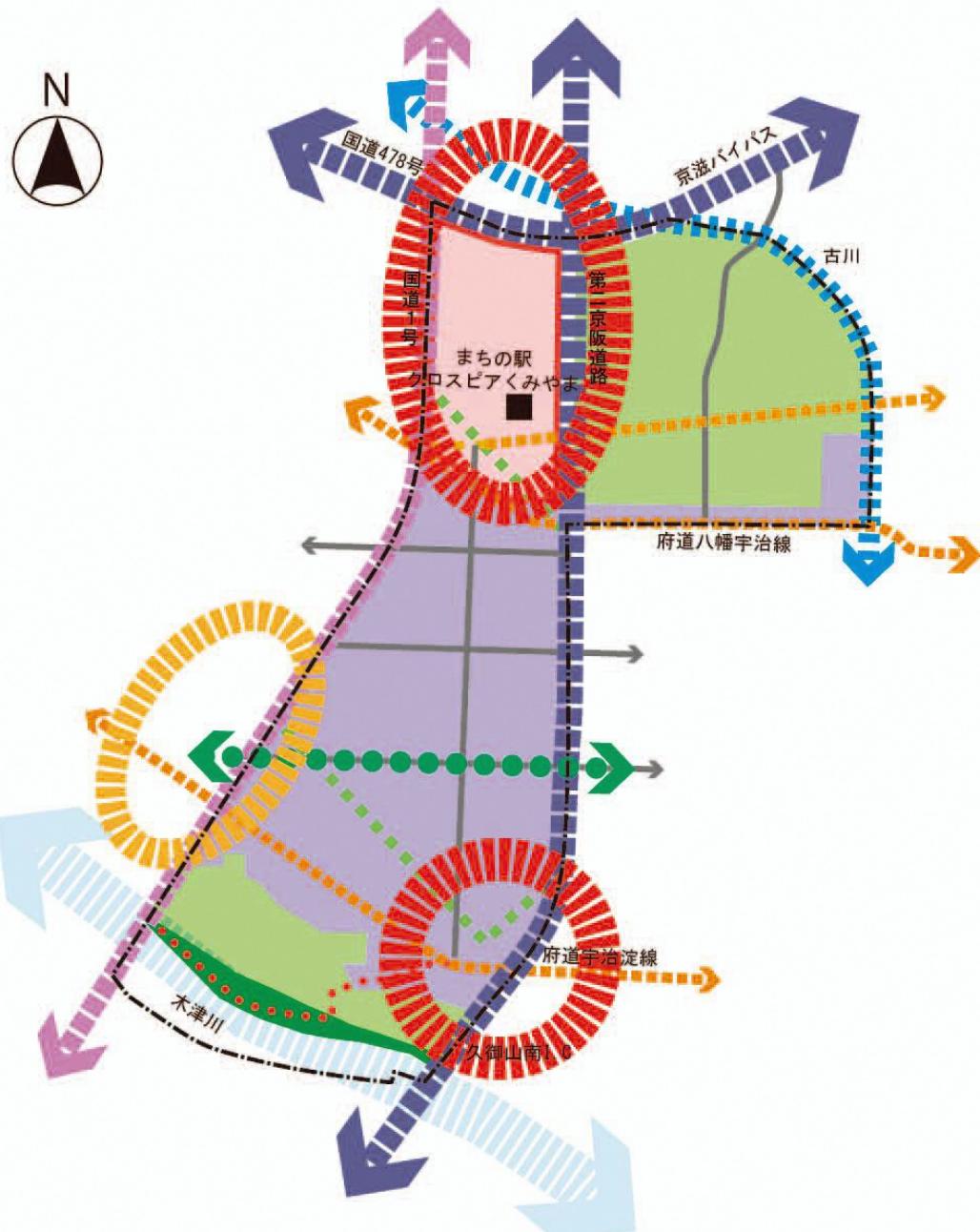
- 広域交流拠点や地域生活拠点を中心に、居住地や就業地から各拠点へのアクセスを確保するため、まちの駅を活用し、交通事業者等との連携のもと、独自のコミュニティ交通システム（デマンド乗合タクシー）を持続可能なものとし、公共交通、徒歩、自転車等を中心とした合理的、効率的な交通ネットワークの再編を推進し、働きやすいまちづくりを形成します。

【農業・集落ゾーン】

- 田園地帯においては、集落地の住環境の整備を行いつつ、河川・水路の「水」との調和を図りながら田園環境の保全に努めます。

第4章 地域別構想（中央地域）

■ 整備方針図



凡		例	
広域交流拠点	○○○○	シンボル景観軸	△△△△
地域生活拠点	○○○○	水辺のうるおい軸	△△△△
広域交流軸	↔↔↔↔	水と緑のネットワーク	■■■■
地域交流軸	◆◆◆◆	農業・集落ゾーン	■■■■
地域生活軸	◆◆◆◆	くみやま探訪散策路	◆◆◆◆

第4章 地域別構想（西地域）

4 西地域のまちづくり構想

(1) 西地域の現況

ア 位置

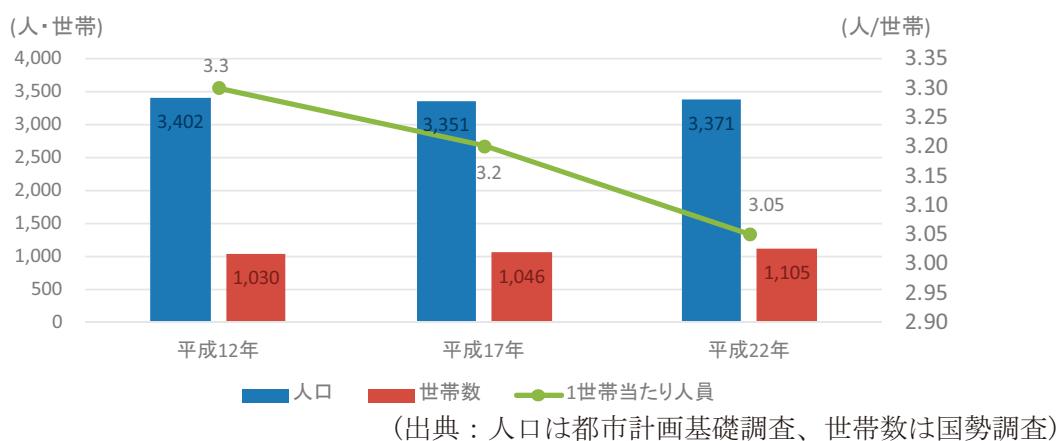
○町の西部で、国道1号と国道478号に挟まれた地域で、北には宇治川、南には木津川が流れています。

イ 人口・世帯

○人口は、平成22年には3,371人と平成17年に比べて微増となっており、町全体の約2割の人口を占めています。

○世帯数は、平成22年には1,105世帯と増加傾向にあります。世帯当たり人員は、3.05人と減少が続いているが、町の平均よりも高い値で推移しています。

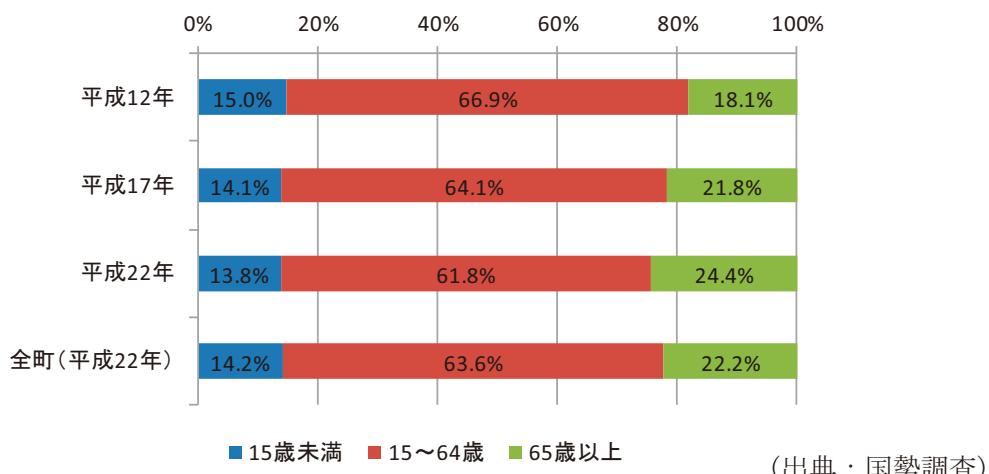
■ 西地域の人口・世帯数の推移



ウ 年齢3区分別人口

○年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢化率が増加傾向にあり、町全体の高齢化率よりも高くなっています。少子高齢の傾向にあります。

■ 西地域の年齢3区分別人口の推移



第4章 地域別構想（西地域）

エ 人口密度

- 平成22年度の人口密度は、12.55人/haとなっており、平成17年度と比べて増加しています。
- 全町の人口密度と比較すると、やや低密度となっています。

オ 土地利用

- 国道1号の沿道には、工業地が形成されています。
- 西地域の大部分は、市街化調整区域となっており、農地と従来からの集落地が形成されています。
- 地域の南には、役場、郵便局、消防本部、中央公民館、保健・地域福祉総合センターなど、行政サービスにかかる公共施設が集積しています。

カ 公共交通

- 公共交通の状況は、府道宇治淀線上に路線バスが運行しています。西地域の市街化区域のうち国道1号沿道や市街化調整区域内では、デマンド乗合タクシーのみが運行している状況です。

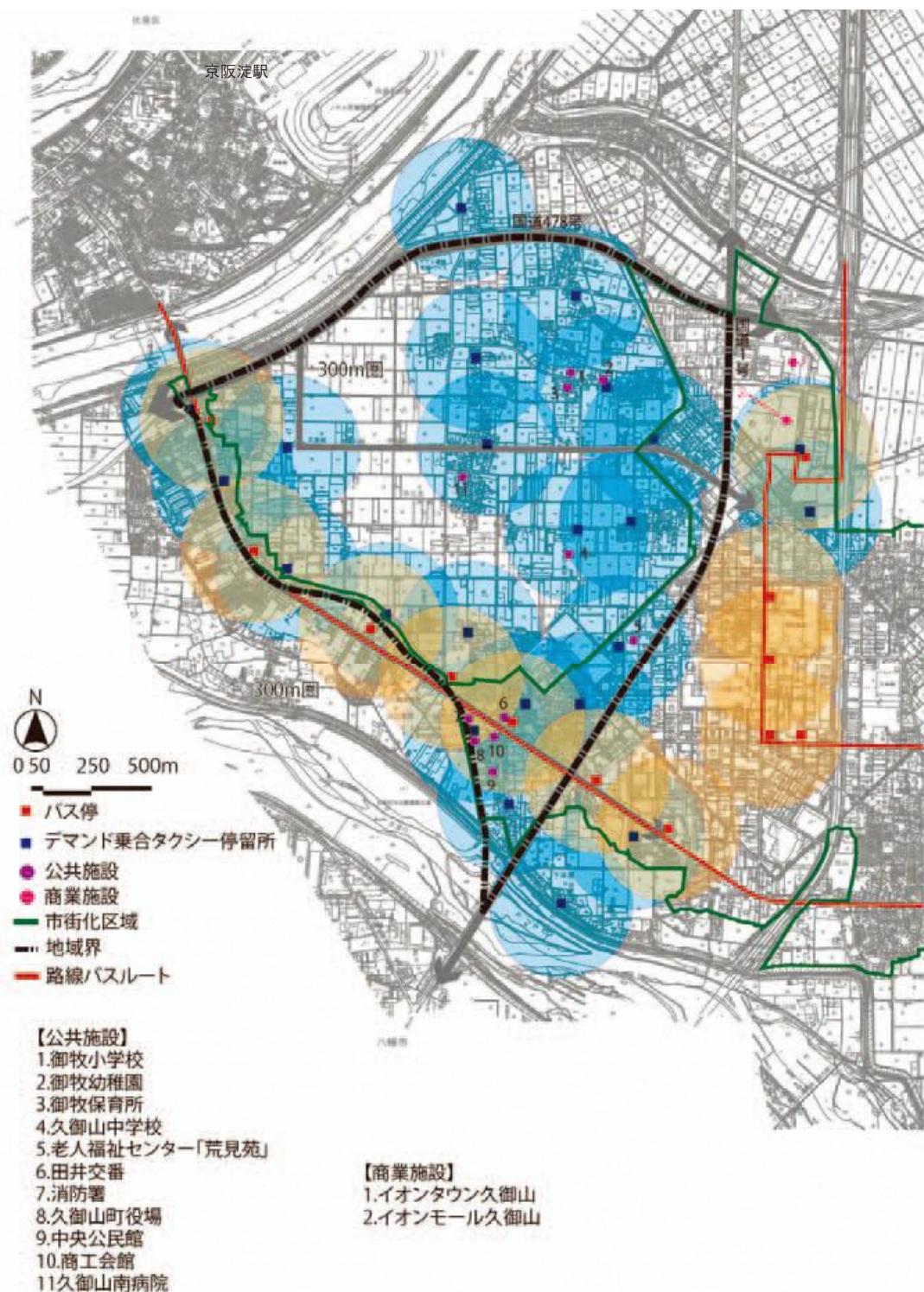
(P97 公共交通サービス状況図 参照)

キ 都市計画の状況

- 府道宇治淀線の沿道と国道1号西側の工業地や役場周辺が市街化区域に指定されています。
- 用途地域は、住宅地では、府道宇治淀線の沿道については、「第一種住居地域」に指定されており、役場周辺は、「第二種住居地域」となっています。工業系の土地利用が進む国道1号西側は、「準工業地域（第四種特別工業地区）」「工業地域（第三種特別工業地区）」「工業専用地域（第二種特別工業地区）」に指定されています。また、「準工業地域」は、「特定大規模小売店舗制限地区」にも指定されています。
- 「北川顔地区」「森中内・相島東地区」「森（国道1号の西側）地区」の3地区で地区計画が定められています。
- 西地域を南北に「3・3・22 国道1号」「3・6・3 宇治淀線」が、東西に「1・4・3 京都第二外環状線」「3・4・26 京都第二外環状線」「3・6・5 八幡荘宇治線」が通っています。
- 近隣公園「久御山中央公園」や木津川河川敷運動広場のほか、あわせて12箇所の公園やポケットパークが整備されています。
- 下水道（汚水）は、西地域の農地を除いて整備が進められています。

第4章 地域別構想（西地域）

■ 公共交通サービス状況図（平成28年7月現在）

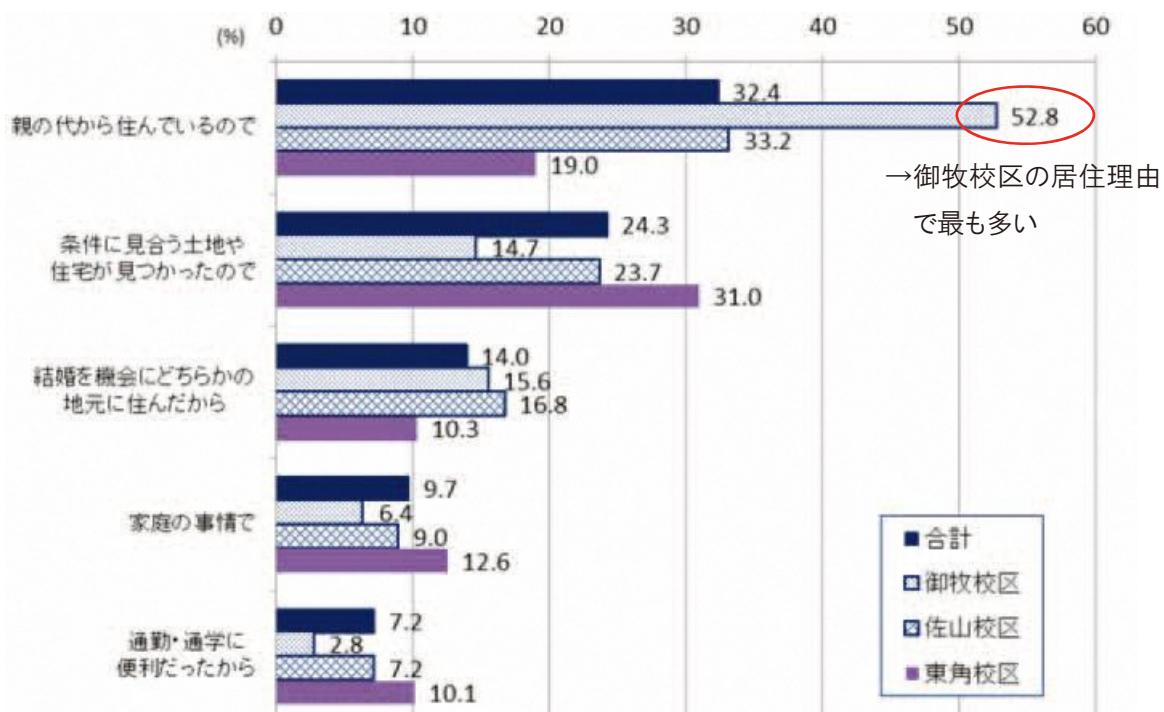


第4章 地域別構想（西地域）

ク まちづくりアンケート調査の結果

○平成26年に実施したまちづくりアンケートの久御山町に住んでいる理由について、西地域が該当する「御牧校区」では、「親の代から住んでいるので」と回答した人の割合が非常に高く5割を上回る結果となっています。

■ まちづくりアンケート調査における居住理由の結果



第4章 地域別構想（西地域）

（2）西地域のまちづくりの課題

ア まちづくりにおける基本的な課題

- 宇治川、木津川に挟まれた自然環境を活かした農業集落における住環境の向上

イ 拠点形成における課題

- 役場を中心とした地域生活拠点の充実

ウ 軸形成における課題

- 都市下水路管理用通路を活用した水と緑の回廊の適切な維持管理と利用推進
- 貴重な自然環境を有する木津川の保全と活用
- 交差点の改良などによる幹線道路の円滑な交通処理による渋滞緩和

エ ゾーン・エリア形成における課題

- 住宅エリアにおける良好な市街地環境の形成
- 行政サービスエリアにおける住民が誇りをもてるシンボル的な都市景観の形成
- 農業・集落ゾーンにおける集落地の住環境の整備と田園環境の保全
- 農業・集落ゾーンにおける周辺の農地と一体となったふるさと景観の維持

オ ポイントにおける課題

- 久御山中央公園における施設改修による機能拡張・充実
- 木津川河川敷運動広場のスポーツ・レクリエーション施設としての有効活用

第4章 地域別構想（西地域）

（3）西地域のまちづくりの方針

ア まちづくりのテーマ

【まちづくりのテーマ】

豊かな田園につつまれた暮らしやすいまちづくり

イ まちづくりの整備方針

（ア）拠点と軸の整備方針

【地域生活拠点】

○役場、中央公民館及び保健・地域福祉総合センターを中心とした地区においては、久御山中央公園も含め住民の暮らしの中心となる施設・機能の集積を目指し、安全で安心して暮らせる環境を支援する「地域生活拠点」を形成します。

【地域交流軸】

○国道1号は、本町の魅力と個性にあふれた産業を支えるとともに、安全で安心して暮らせる住民の生活を支える商業施設の集積を図る「地域交流軸」を形成します。

【地域生活軸】

○府道宇治淀線、府道八幡宇治線は、安全で安心して暮らせる住民の生活を支える商業施設や町外の鉄道駅への連携を図る「地域生活軸」を形成します。

○街路樹の植栽、歩道の整備などによって、美しい都市的な沿道景観の形成を図れるよう要望します。

【水辺のうるおい軸】

○宇治川・木津川は、自然環境や景観に配慮した安全でうるおいある「水辺のうるおい軸」を形成します。

【その他の軸】

○西の地域生活拠点と東の地域生活拠点にある街区促進ゾーンを東西につなぐ道路については、街路樹の植栽、歩道の整備などによって、シンボル街路的な景観の形成を推進します。

○水と緑のネットワークから枝分かれする形で、町内各所に存在する文化財などの歴史文化資源や見どころ、街区公園やポケットパーク、各地域のコミュニティ施設などをつなぐ「くみやま探訪散策路」のネットワーク形成を推進します。

第4章 地域別構想（西地域）

(1) ゾーンとエリアの整備方針

【住宅エリア（一般住宅地）】

○住宅エリアにおいては、地区計画制度や建築協定などを活用し、地区の特性に応じた土地利用や建築活動などを促進する住民合意のまちづくりを行い、良好な市街地環境の形成に努めます。

【工業エリア】

○工業エリアにおいては、地区計画制度等を活用し、ミニ開発の防止や住工混在の解消に努め、良好な操業環境の形成に努めます。

【行政サービスエリア】

○交流でにぎわい、住民が誇りをもてるシンボル的な都市景観の形成を推進します。

(2) その他の整備方針

【公共交通】

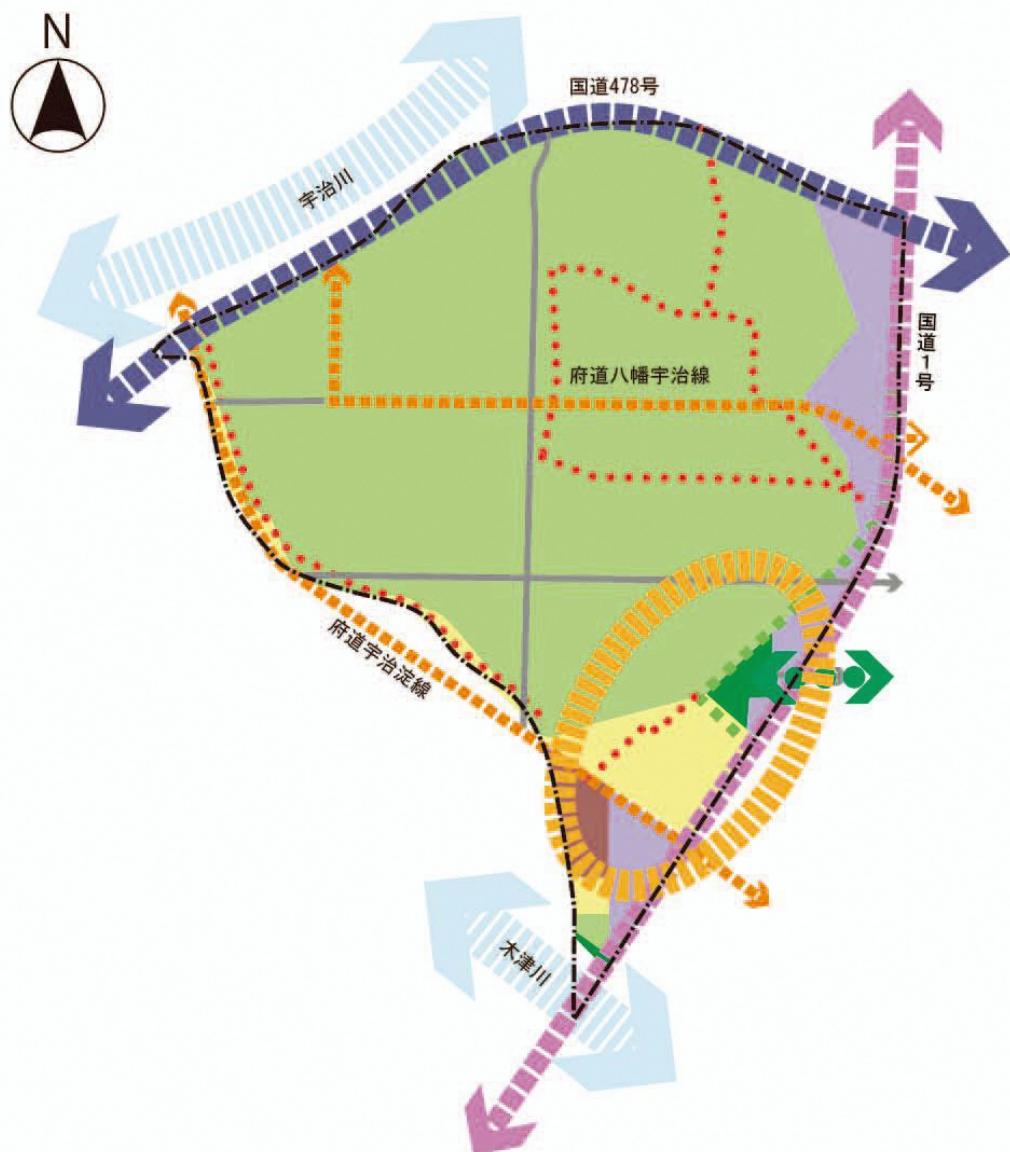
○地域生活拠点を中心に、居住地や就業地から各拠点へのアクセスを確保するため、交通事業者等との連携のもと、独自のコミュニティ交通システム（デマンド乗合タクシー）を持続可能なものとし、公共交通、徒歩、自転車等を中心とした合理的、効率的な交通ネットワークの再編を推進します。

【農業・集落ゾーン】

○田園地帯においては、集落地の住環境の整備を行いつつ、河川・水路の「水」との調和を図りながら田園環境の保全に努めます。

第4章 地域別構想（西地域）

■ 整備方針図



凡		例
地域生活拠点		一般住宅地 公園・緑地ゾーン
広域交流軸		工業エリア 農業・集落ゾーン
地域交流軸		行政サービスエリア
地域生活軸		
水辺のうるおい軸		
シンボル景観軸		
くみやま探訪散策路		

第4章 地域別構想（北地域）

5 北地域のまちづくり構想

(1) 北地域の現況

ア 位置

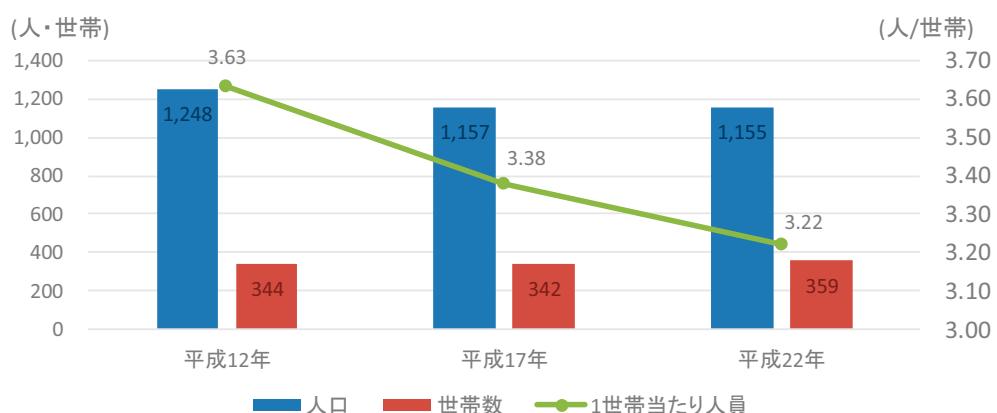
○町の北部で、国道478号及び国道1号以東の一級河川古川の北側に位置する地域です。

イ 人口・世帯

○人口は、平成22年には1,155人と減少が続いている、町全体の人口の1割未満となっています。

○世帯数は、平成22年には359世帯と、平成17年に比べて増加しています。世帯当たり人員は、3.22人と減少が続いているが、町の平均よりも高い値で推移しています。

■ 北地域の人口・世帯数の推移

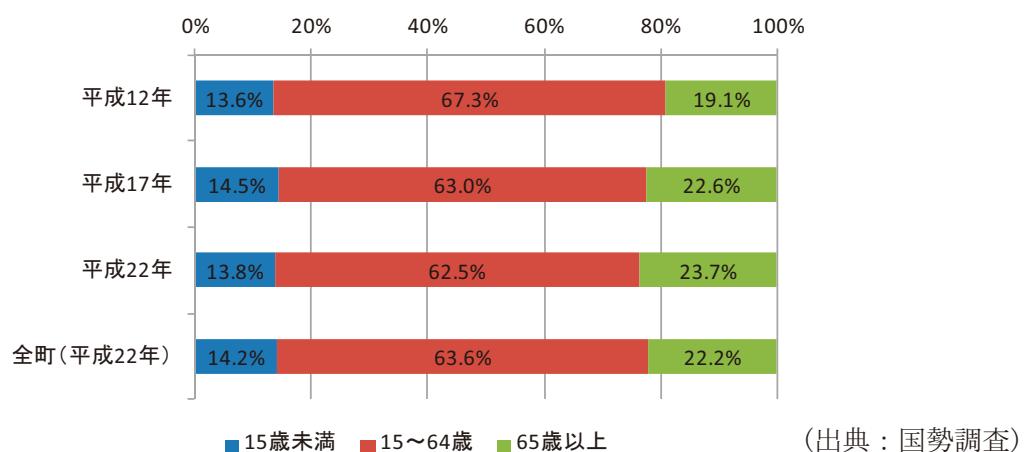


(出典：人口は都市計画基礎調査、世帯数は国勢調査)

ウ 年齢3区分別人口

○年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢化率が増加傾向にあり、町全体の高齢化率よりも高く、少子高齢化の傾向にあります。

■ 北地域の年齢3区分別人口の推移



第4章 地域別構想（北地域）

エ 人口密度

- 平成22年度の人口密度は、4.66人/haとなっており、減少傾向にあります。
- 全町の人口密度と比較すると、かなり低密度となっています。

オ 土地利用

- 市街化調整区域における従来からの集落地と、宇治川の北側の市街化区域の住宅地があります。
- 国道478号及び前川の北側には、巨椋池の干拓田が広がっています。

カ 公共交通

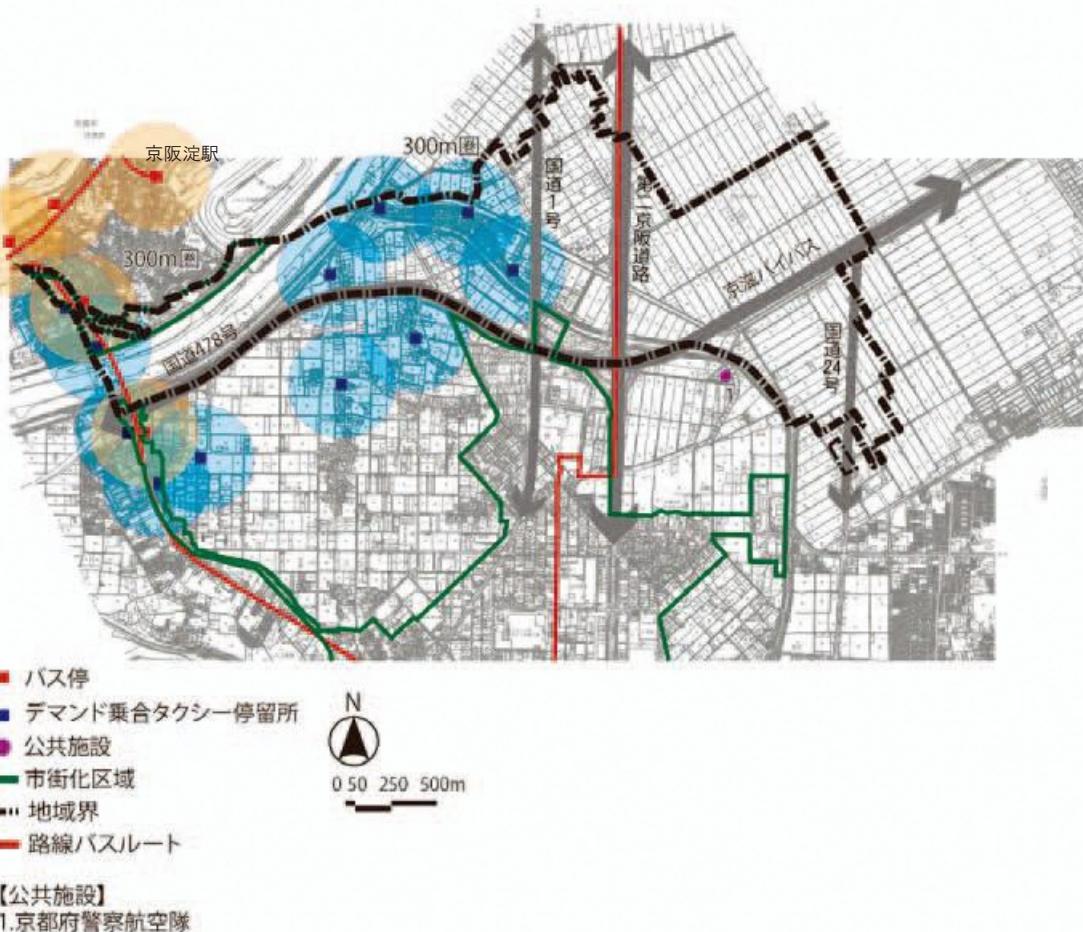
- 公共交通の状況は、府道宇治淀線に路線バスが運行していますが、市街化調整区域の集落では、デマンド乗合タクシーが運行している状況です。
- (P105 公共交通サービス状況図 参照)

キ 都市計画の状況

- 宇治川より北側の部分のみ、市街化区域に指定されており、用途地域は、「第一種住居地域」となっています。
- 北地域を南北に「1・3・2 京都大阪線」「3・1・25 京都枚方線」「3・3・22 国道1号線」「3・6・10 淀宇治線」が、東西に「1・4・1 滋賀京都線」「3・3・20 宇治久御山線」「1・4・3 京都第二外環状線」「3・4・26 京都第二外環状線」が通っています。
- 街区公園「北川額北公園」とその他の公園として「大橋辺公園」の2箇所の公園が整備されています。
- 下水道（汚水）は、北地域の農地を除いて整備が進められています。

第4章 地域別構想（北地域）

■ 公共交通サービス状況図（平成28年7月現在）

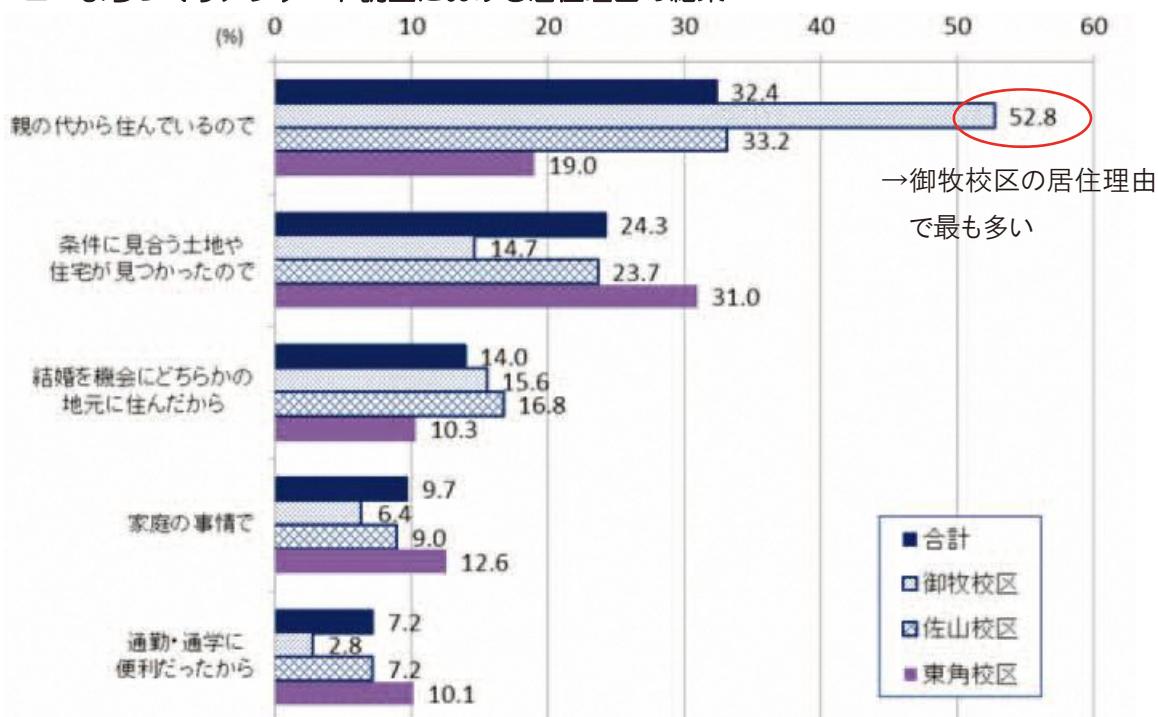


第4章 地域別構想（北地域）

ク まちづくりアンケート調査の結果

○平成26年に実施したまちづくりアンケートの久御山町に住んでいる理由について、北地域が該当する「御牧校区」では、「親の代から住んでいるので」と回答した人の割合が非常に高く5割を上回る結果となっています。

■ まちづくりアンケート調査における居住理由の結果



(2) 北地域のまちづくりの課題

ア まちづくりにおける基本的な課題

○水辺の景観を活かした交流環境の形成と田園環境の保全

イ 軸形成における課題

○貴重な自然環境を有する宇治川の保全と活用

○前川や古川流域など地域の自然的・歴史的資源を活かし、住民が自然や水と親しめる環境に配慮した水辺環境の整備

ウ ゾーン・エリア形成における課題

○久御山ジャンクション北側周辺における交通結節点という利点を活かした物流事業等を中心とした土地利用の形成

○田園地帯における集落地の住環境の整備と田園環境の保全

○農業・集落ゾーンにおける周辺の農地と一体となったふるさと景観の維持

第4章 地域別構想（北地域）

（3）北地域のまちづくりの方針

ア まちづくりのテーマ

【まちづくりのテーマ】

自然と歴史の調和した田園・交流環境のまちづくり

イ まちづくりの整備方針

（ア）拠点と軸の整備方針

【水辺のうるおい軸】

○宇治川は、自然環境や景観に配慮した安全でうるおいある「水辺のうるおい軸」を形成します。

○前川や古川については、緑化推進などによってうるおいのある親水空間としての景観形成を要望します。

【その他の軸】

○水と緑のネットワークから枝分かれする形で、町内各所に存在する文化財などの歴史文化資源や見どころ、街区公園やポケットパーク、各地域のコミュニティ施設などをつなぐ「くみやま探訪散策路」のネットワーク形成を推進します。

（イ）ゾーンとエリアの整備方針

【産業活用促進エリア】

○久御山ジャンクション北側周辺については、今後の社会経済動向および農業振興との調整や周辺の自然環境との調和に配慮しながら、交通結節点という利点を活かして、地区計画制度等を活用し、物流事業等を中心とした土地利用を図っていきます。

（ウ）その他の整備方針

【公共交通】

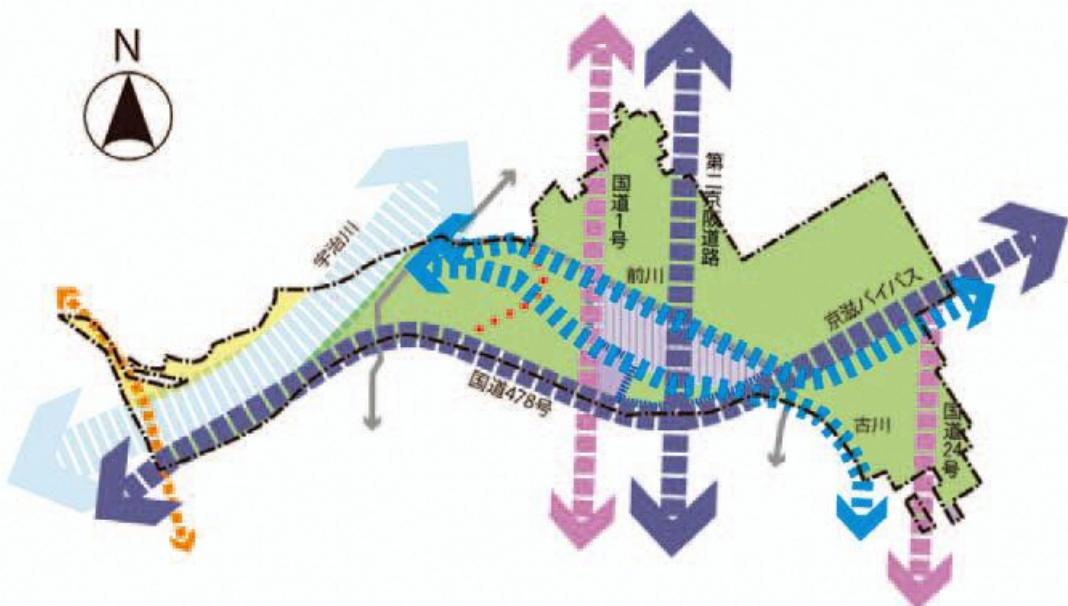
○集落地から各拠点へのアクセスを確保するため、交通事業者等との連携の下、独自のコミュニティ交通システム（デマンド乗合タクシー）を持続可能なものとし、公共交通、徒歩、自転車等を中心とした合理的、効率的な交通ネットワークの再編を推進します。

【農業・集落ゾーン】

○田園地帯においては、集落地の住環境の整備を行いつつ、河川・水路の「水」との調和を図りながら田園環境の保全に努めます。

第4章 地域別構想（北地域）

■ 整備方針図



凡 例				
広域交流軸	◆◆	既 成 市 街 地 ソ ーン	一般住宅地	■■■■■
地域交流軸	●●			農業・集落ゾーン
地域生活軸	●●			
水辺のうるおい軸	◆◆			
くみやま探訪散策路	****			

第4章 地域別構想（北地域）

第5章 実現化方策

1 重点施策の設定

本計画では、職住近接が実現できる環境と企業集積を活かし、効率的な土地利用と、道路や公共交通の利便性、公園緑地や生活環境などの快適性をあわせ持った『コンパクトタウン』の形成を目指します。

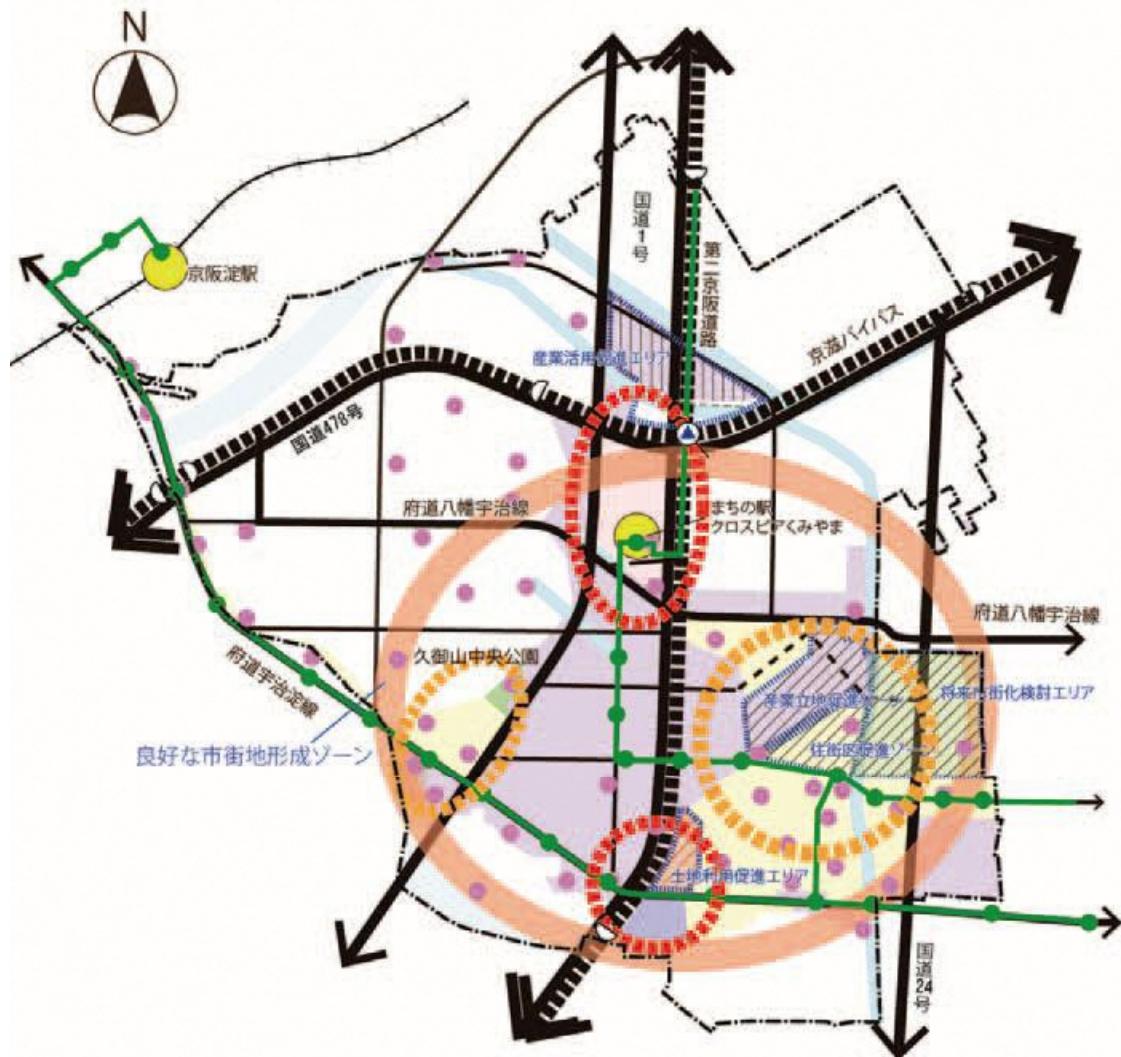
項目	重点施策	整備内容
市街地整備	産業立地促進ゾーンの整備	土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画制度等を活用し、良好な市街地整備を推進
	住街区促進ゾーンの整備	土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画制度等を活用し、商業、医療、福祉などの日常生活サービス施設を利用しやすい良好な市街地整備を推進
	土地利用促進エリアの整備	土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画制度等を活用し、良好な市街地整備を推進
	産業活用促進エリアの整備	社会経済動向をみながら、交通結節点という利点を活かした産業流通施設などの土地利用を検討・促進します。
	将来市街化検討エリアの検討	周辺地域の動向に合わせて、計画的な土地利用を検討します。
	住宅エリアの環境整備	地区計画や建築協定などを活用し、地区の特性に応じた土地利用や建築活動などを促進する住民合意のまちづくりを行い、良好な市街地環境の形成
	工業エリアの環境整備	地区計画等を活用し、ミニ開発の防止や住工混在の解消に努め、良好な操業環境の形成
	商業エリアの環境整備	既存の地区計画制度を有効活用し、良好な商業機能の誘導を推進
公共交通	効率的な交通ネットワークの再編	交通事業者等との連携のもと、独自のコミュニティ交通システム（デマンド乗合タクシー）を持続可能なものとし、公共交通、歩行、自転車等を中心とした合理的、効率的な交通ネットワークの再編を推進
	市街地整備と合わせた路線バスの充実	産業立地促進ゾーン、住街区促進ゾーン、土地利用促進エリアについては、今後の市街地整備に合わせた路線バスの運行ルートの新設や運行便数の増便をバス事業者に要望
公園	久御山中央公園の整備	町のふれあい交流拠点となる中心的な公園として、施設改修による機能拡張・充実
	新たな公園整備の検討	住街区促進エリアでは、総合体育館・町民プールなどの既存公共施設と一体となった良好な公園・緑地の整備を検討
	既成市街地内での公園等の整備	公園改修やポケットパークなどの良好な公園・緑地の整備を推進

2 重点施策の整備プログラム

重点施策を実現するためには、長い年月と莫大な財源を伴うことから、整備手法に基づく財源確保をはじめ、実施時期などについての十分な検討が必要となります。

本計画においては、個別具体的な整備手法や財政フレームの検討には至らないため、実施することが可能な重点施策について、その整備時期を短期（概ね1～5年後目標）、中期（概ね5～10年後目標）、長期（概ね11年後以降目標）の3段階に大別して設定します。

項目	重点施策	整備目標				
		短期	～	中期	～	長期
市街地整備	産業立地促進ゾーンの整備		(市街化区域編入)	→	(土地利用具体化)	→
	住街区促進ゾーンの整備				(市街化区域編入)	→
	土地利用促進エリアの整備		(市街化区域編入)	→	(土地利用具体化)	→
	産業活用促進エリアの整備	(整備)	→	(検討)		→
	将来市街化検討エリアの検討			(検討)		→
	住宅エリアの環境整備			(環境整備)		→
	工業エリアの環境整備			(環境整備)		→
	商業エリアの環境整備			(環境整備)		→
公共交通	効率的な交通ネットワークの再編		(路線バスの充実)	→	(変更)	→
	市街地整備と合わせた路線バスの充実				(検討)	→
公園	久御山中央公園の整備		(整備)	→		
	新たな公園整備の検討				(検討)	→
	既成市街地内での公園等の整備			(整備)		→



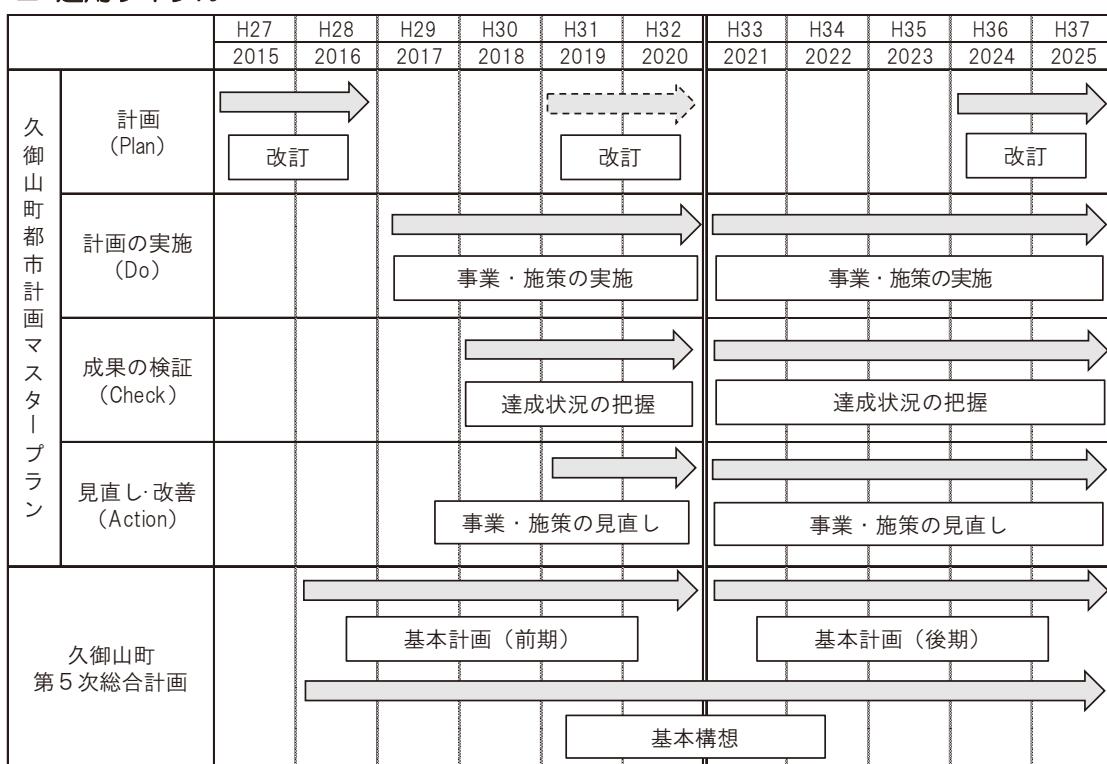
凡　例			
道路網	広域幹線道路	■■■■ バスターミナル	● 住街区促進ゾーン
	地域幹線道路	— 路線バス	▨ 土地利用促進エリア
	市街地幹線道路	— デマンド乗合タクシー乗り場	■■■■ 産業活用促進エリア
	生活基盤道路	— 良好的市街地形成ゾーン	▨▨▨▨ 将来市街化検討エリア
既成市街地ゾーン	住宅エリア	■■■■ 市街化検討ゾーン	▨▨▨▨
	工業エリア	■■■■ 広域交流拠点	●●●●
	商業・交流エリア	■■■■ 地域生活拠点	○○○○
	医療・福祉・交流エリア	■■■■ 公園・緑地ゾーン	■■■■
	行政サービスエリア	■■■■ 産業立地促進ゾーン	▨▨▨▨

3 運用サイクル

本計画は、平成37年度を目標年次とした計画ですが、今後の社会経済情勢の変化などにより新たな対応が必要となった場合には、必要に応じて計画の見直しの検討を行うとともに、本町の上位計画である『久御山町第5次総合計画』の進行管理にあわせ、見直しの検討を行います。

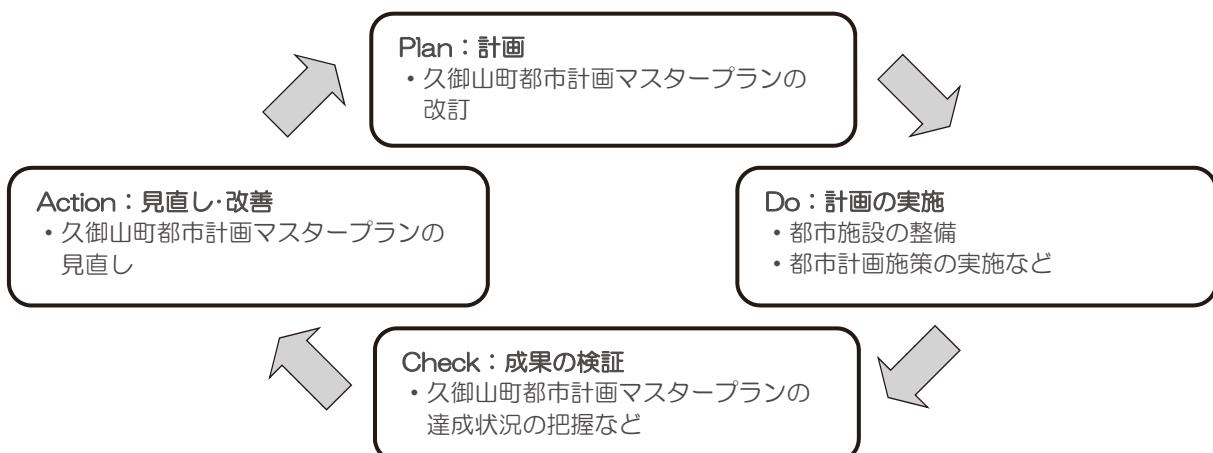
本計画の見直しにあたっては、PDCAサイクルの適用を検討します。

■ 運用サイクル



PDCAサイクルは、計画(Plan)、計画の実施(Do)、成果の検証(Check)、見直し・改善(Action)の流れで実施し、見直し・改善(Action)で明らかになった課題などを新たに計画(Plan)に反映させることで、計画の着実な実現を図ります。

■ PDCAサイクルのイメージ



4 住民参加

個性と魅力を活かしたまちづくりを推進するとともに、多様化する町民ニーズにきめ細かく対応を図るため、住民参加の仕組みづくりやその受け皿となる庁内の体制づくりなどにより、協働によるまちづくりを進めます。

＜情報の共有化＞

○町広報やホームページの充実、まちづくりセミナーや出前講座の実施など、まちづくりに関する広報広聴活動の充実を図ります。

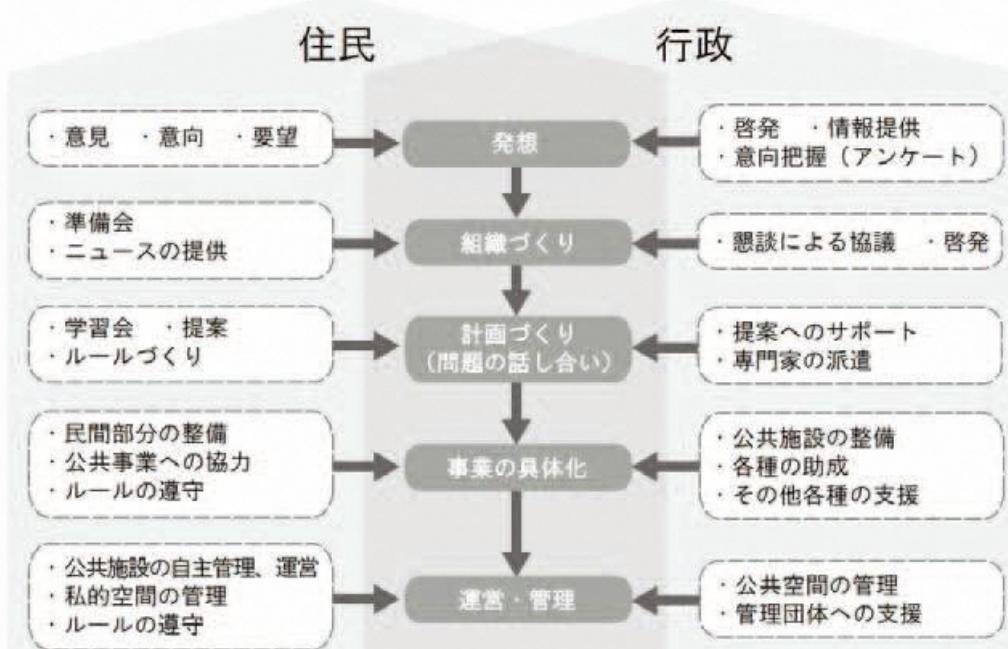
＜住民参加の促進＞

○住民同士がまちづくりに対する意見を言い合える場を提供するなど、必要な支援措置を検討します。
 ○地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組むための手法として、住民によるまちづくり推進組織などの設置を促進し、まちづくり活動の支援策を検討します。
 ○町の計画や事業実施の立案などに対して、パブリックコメントやワークショップ、アンケートの実施などによる住民参加を今後も継続して実施します。

＜人材の育成＞

○まちづくりNPOや地域コミュニティと連携した住民主体のまちづくり活動への支援や、こうした活動を通じて協働の取り組みを進める人材の育成に努めます。

■ まちづくりの課程における住民と行政の関わり



資料 用語の解説

【あ行】

アクセス

：目的地までの連絡や接続の手段。交通の利便性。

インターチェンジ (IC)

：高速道路の出入口。

オープンスペース

：公園・広場・河川・農地など、建物の立っていない土地、空地。

【か行】

街区公園

：主として街区内外に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園。敷地面積は0.25haが標準。

緩衝緑地

：自動車の通行等による騒音、振動、排出ガスなどの影響を緩和し、周辺の環境を保全するため道路沿いに配置される緑地。

幹線道路

：道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ道路。

観光入込客数

：観光地点におけるカウント調査や観光資源の管理者等への聞き取り調査等により把握した、各施設の入場者数から推計した行政区への来訪客数。

既成市街地

：一般には、都市において、道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域。

協働

：住民・地域・行政が一緒に取り組むことによって単独では生み出せないものを創造すること。同じ目的を達成するために、責任を分かれ合いながら協力し、住民、NPO、事業者、行政がまちづくり等を進めていく姿など。

近隣公園

：主として近隣に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園。敷地面積は2haが標準。

結節点

：広域的な幹線道路と幹線道路の交点など、交通の拠点となっている場所。集客性や交流性が高いため都市の高次機能が集積される。

公共交通

：鉄道、バス、タクシーなど不特定多数の人が利用できる交通機関。

子育て支援センター

: 子育て中の親子の総合的な支援を図るために、子育てに関する相談への対応、情報提供、子育てグループ活動支援などを行うセンター。

コミュニティ

: 一般的に地域共同体または地域共同社会と訳される。社会学的には様々な定義があつて明確な定義づけは確立されていないが、地域性、共同性等をもつた社会のまとまりをいう。

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

: 都市機能を都市拠点や生活拠点にコンパクトに集約し、公共交通等によるネットワークで結ぶこと。

【さ行】

サイン

: 目印・表示・標識・看板等をいう。

市街化区域

: 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

: 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市街地

: 一般に、家屋の建ち並んだ地域を指す。宅地化や街路の整備の進んだ地域までをも含むこともある。

ジャンクション（JCT）

: 複数の高速道路が連接する地点。

循環型社会

: 環境への負荷を減らすため、天然資源を有効に利用することによって廃棄物を抑制し、あわせて廃棄物となる前にも循環資源として適切に利用される社会のこと。

少子高齢化

: 年少（0～14歳）人口の比率が減少し、高齢者（65歳以上）人口の比率が増加すること。

常住人口（夜間人口）

: 調査時に調査の地域に常住している者の人口。

職住近接

: 働く職場の近くに住居を定めること。単に距離的な近接を意味するだけでなく、働く場と居住の場を一体的に一つの地域内で充足させる地域社会づくりをいう。

人口動態

: 自然動態及び社会動態のこと。自然動態は出生及び死亡のこと。社会動態は住居の変更を伴う人口の地域間移動のこと。

親水

: 水にふれること、ながめることなど、さまざまな形で水と親しむこと。

シンボル

: 象徴。

製造品出荷額等

: 1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額とその収入の合計。

【た行】

ターミナル

: 公共交通の結節点として、鉄道とバス、タクシーとの乗換機能や駐車・駐輪場、交通案内・サービスなどの機能をもった場所。

地域地区

: 都市計画法に基づく都市計画の種類の一つ。都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等についての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。

地区計画

: 都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区的特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画であり、都市全体の観点から適用される地域地区制度と個別の建築物の規制を行う建築確認制度の中間領域をカバーする地区レベルのきめ細かな計画制度。

地方分権（地方分権一括法）

: 中央政府が自治体に対して政治・行政・財政上の自治や自立を大幅に認めている仕組み。わが国では、平成11年地方分権一括法が可決され、原則として平成12年4月から施行した。

昼間人口

: 一定地域内の夜間人口である常住人口から地域外へ通勤・通学する人口を除き、地域外から通勤・通学してくる人口を加えた人口。

低床バス

: 車両の床面が低く乗降しやすくなったバス。

デマンド（乗合）タクシー

: 町内を一つのエリアとし、電話予約の上、地域の集会所等に設置した各停留所から乗車、各停留所間を移動できる久御山町独自の交通システム。

都市化

：社会が都市的になっていく現象や過程。

都市機能

：居住、商業、工業、金融、交通、政治、文化、教育、厚生、レクリエーションなど、都市における社会的、経済的、政治的活動の仕組みや働きのこと。

都市計画区域

：整備、開発及び保全の方針や都市再開発方針など、都市計画（区域区分、都市施設、市街地開発事業など）が定められる（ただし、都市施設は都市計画区域外でも定めることができる）場や範囲。

都市計画法

：都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

都市下水路

：主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ当該地方公共団体が指定したもの。

都市公園

：都市にある公園。都市公園法では、都市計画区域内に地方公共団体が設置する公園または緑地。

都市構造

：一般的には、都市の基本的な骨格、地域の構造のことを意味する。もともと、都市の地域構造を説明する概念として都市地理学等で使われたが、近年では都市計画においても、「都市機能の空間的事象である地勢、土地利用、交通の物的空間構造」といった内容で理解される。

【な行】

内水

：堤防によって守られている土地にたまつた流水・雨水等のこと。

農業振興地域

：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として都道府県知事が市町村ごとに指定する地域。

農用地区域

：市町村がおおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画において定めた区域。

【は行】**バリアフリー（化）**

: 身体的・精神的バリア（障がい）のない、安心して暮らせる環境づくり。具体的には歩道の幅員確保、段差解消、警告・誘導ブロックの設置、平坦性の確保、排水溝の車いす対応、転落防止柵の設置、手すりの設置、公共交通機関でのエレベーター、エスカレーターの設置など。

パブリックコメント

: 行政機関が政策等の立案を行うにあたり、その政策案を公表し、住民から意見を求め、それを考慮して意思決定を行う手続き。

ビジョン

: 将来展望。見通し。構想。

ポケットパーク

: ベストポケットパークの略で、チョッキのポケットほどの公園という意味。わずかなスペースを活用して都市環境の改善を図るもの。

【ま行】**まちの駅**

: 第二京阪道路や京滋バイパス等の広域幹線道路に囲まれた「産業誘導ゾーン」において、住民の利便性の向上を図るため、路線バスや巡回バス等が出入りするバスターミナルと交流施設を併設し、町の玄関口として整備するもの。

【や行】**用途地域**

: 都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。都市の計画的な土地利用を実現するため定められる地域地区の中でも最も根幹をなす制度である。都市計画には用途地域ごとに、容積率・建ぺい率並びに市街地の環境を確保するために必要な場合は、建築物の敷地面積の最低限度を定める。

【ら行】**ライフステージ**

: 人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けたそれぞれの段階。

ライフライン

: 電気、ガス、上下水道、電話、通信など、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

レクリエーション

: 仕事や勉強などの精神的・肉体的な疲れを、休養や娯楽によって癒し、元気を回復すること。

路面性状調査

: 舗装路面の損傷状態を表す、ひび割れ・わだち掘れ・平たん性などを測定し、そのデータを解析・作成する舗装の定期調査。

【わ行】

ワークショップ

: 色々な立場の人がアイデアを出し合い、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討など、協同で学び合意形成を図るための集まり。

【アルファベット】

DID (Densely Inhabited District)

: 人口集中地区のことであり、国勢調査区を基礎単位地区として、人口が40人/ha以上の調査区が隣接して5,000人以上を有する地域。

LRT (Light Rail Transit)

: 従来の路面電車の走行性能や走行環境などを大幅にグレードアップさせた次世代型路面電車を用いた交通システム。

NPO (Nonprofit Organization)

: 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。非営利民間組織。

久御山町都市計画マスタープラン改訂版

平成 29 年 3 月発行

久御山町事業建設部都市整備課

〒613-8585 久御山町島田ミスノ 38 番地

TEL 075-631-6111 0774-45-0001 FAX 075-631-6149

E-mail : toshi@town.kumiyama.lg.jp



久御山町